

議案第89号

第5次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しについて

第5次岩倉市総合計画「基本計画」を別紙のとおり見直したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項及び岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）第16条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

第5次岩倉市総合計画中間見直し
基本計画総論
第2章 土地利用方針

第2章 土地利用方針

安全で快適な市民生活と活力があり、持続的な社会経済活動を将来にわたって営むためには、限られた市域をいかに保全しながら開発・整備していくのか、広域的な視点や社会経済状況の潮流をとらえながらその方針を定め、効率的で秩序ある土地利用を計画的に実現していかなくてはなりません。

本市の成り立ちや自然条件、地理的条件、今後の土地利用の動向などを踏まえ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし、以下に示す8つのゾーン区分とにぎわい拠点、うるおい健幸軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全などの方針を定めます。

① 住宅ゾーン

市街化区域内の住居系の用途地域が既に指定されている区域を、居住空間の向上と歩いて生活できるまちづくりを推進する住宅ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、既に多くの住宅によって占められていますが、中には小規模な開発によって住宅地整備が行われた地区も散見されることから、こうした住宅地では、居住環境と防災機能の向上を図るため、計画的な道路整備や未利用地の活用を進めます。また、ゾーン内に残されている社寺林、史跡等については、貴重な地域資源として保全と有効活用に努めます。さらに、幹線道路沿道等商業施設が立地している所については、駐車場の確保など居住環境や円滑な交通に影響がない形での適正な商業・サービス施設の誘導に努めます。

一方、岩倉駅の徒歩圏を中心に今後も中高層マンションの建設が進むことが予想されますが、世代バランスのとれた人口構成に寄与する良好な住宅ストックの形成の観点から適正な開発・建設の誘導に努めます。また、既に建設された中高層マンションについては、将来にわたっても良質な住宅ストックとしていくため、維持・管理・更新投資が適正に行われるよう支援に努めます。

大山寺駅と石仏駅周辺については、南北それぞれの地域の玄関口としてふさわしい秩序ある市街地の形成と交通結節機能の充実に努めます。

② 商業ゾーン

本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域と既存の商業施設が立地している地区を商業ゾーンとして位置づけます。

岩倉駅を中心とする区域のうち、岩倉駅東地区については、2009年（平成21年）の北街区市街地再開発事業の完了により駅直近の木造密集住宅地の解消と駅前広場の整備は進みましたが、駅前広場から岩倉街道を経て五条川に至るエリアについては、狭あいな道路と都市計画道路桜通線整備等のための用地買収が進んだことによる未整備の土地が広がっている状況です。

そこで、名古屋駅から最短11分でアクセスできるという好立地条件を最大限に生かし、面整備や街路整備も視野に入れながらマンション等の開発・整備を誘導し街なか居住を推進することによって、転入人口の喚起と買物需要を誘発させ、それに伴って必要となる商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、都市計画道路の整備による交通の円滑化を図りつつ、観光交流を推進することで中心市街地の再生とにぎわいの創出を図ります。

一方、岩倉駅西地区については、かねてより駅前広場や駅前街路が整然と整備されており、平成の時代に入ってからはマンション建設が進んだことにより都市らしい景観になっているものの、近年は、商業・業務施設の衰退が進んでいることから、今後は、岩倉駅東地区における開発・整備と連携させながら、うるおいのある都市空間の形成とにぎわいの創出に努めます。

③ 工業ゾーン

既に工業地域の用途指定が行われており、ある程度まとまった形での工業集積がみられる区域に加えて、産業振興と計画的な工業立地を図るために新たに整備した川井野寄工業団地の区域を工業ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、地域経済をけん引する役割を有しており、今後とも引き続き公害防止や緑化推進等の周辺環境対策に対する指導に努めるなど、居住環境や自然環境と調和した工業的な土地利用を維持します。また、本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する優良な企業の誘致を進めます。

④ 住宅農地共存ゾーン

市街化調整区域内の農村的集落の様相が残されている区域を住宅農地共存ゾーンとして位置づけ、無秩序な宅地化の拡大を抑制し、周辺に広がる農地との調和・共存に努めます。また、伝統的・歴史的な環境要素や農的な自然空間特有の多様な生物の生息環境の保全に配慮しながら、安全で快適な生活基盤を整えるなど、良好な居住環境の形成に努めます。

⑤ 農地保全ゾーン

農用地区域に指定されているなど農業振興を図るための優良な農用地によって大半が占められている区域を農地保全ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンでは、新鮮な食料の生産・供給機能をはじめ、環境保全機能やレクリエーション機能、教育・文化機能など農業・農地の有する多面的な公益機能を活用した質の高い都市環境の形成を実現するため、都市的な土地利用との調整を図りつつ、農地の保全及び遊休農地の解消を図ります。そのため、営農環境の維持・向上や農地の利用集積による農業の効率化に努めるとともに、市民農園など市民の憩いや生きがいの空間としての有効活用を進め、農家でない市民も参加する形での農地保全と地産地消による地域農業の振興を図ります。

⑥ 住居系拡大検討ゾーン

住居系の市街化区域の拡大を検討する区域を住居系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、土地所有者の合意形成など諸条件が整った所から土地区画整理事業や地区計画による都市基盤整備を進めるなど、順次市街化区域に編入していくことを検討し、良好な住宅市街地形成を図ります。

⑦ 産業系拡大検討ゾーン

市街化調整区域であるものの川井野寄工業団地に続き本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する工業系などの優良な企業の誘致を図るべく用地開発を検討する区域を産業系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

具体的には、一宮インターチェンジから近距離にある川井町・野寄町検討区域と小牧インターチェンジから近距離にある八劔町検討区域を当該ゾーンに位置づけ、農業的土地区画整理事業との調和・共存を図りつつ、環境にやさしく本市の産業活性化及び雇用力の向上につながる優良な企業の誘致に努めます。

⑧ 地域振興拡大検討ゾーン

尾張一宮PAスマートインターチェンジ（仮称）整備地の隣接地や近辺の市街化調整区域を地域振興拡大検討ゾーンとして位置づけ、スマートインターチェンジの整備インパクトを生かして、工場や商業、先端産業系の新産業や地域振興を目的とした交流機能の整備・誘導に努めます。

⑨ にぎわい拠点

商業ゾーンのうち、本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域とほぼ同じエリアをにぎわい拠点として位置づけ、マンション等の開発・整備を誘導することによる転入促進とそれに伴う買物需要の誘発を通じて商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、岩倉駅から五条川を結ぶ都市計画道路桜通線の沿線付近に、様々なイベントが開催できる広場の整備を進め、年間を通じて常に人が集い、交流することのできるにぎわいづくりを進めます。

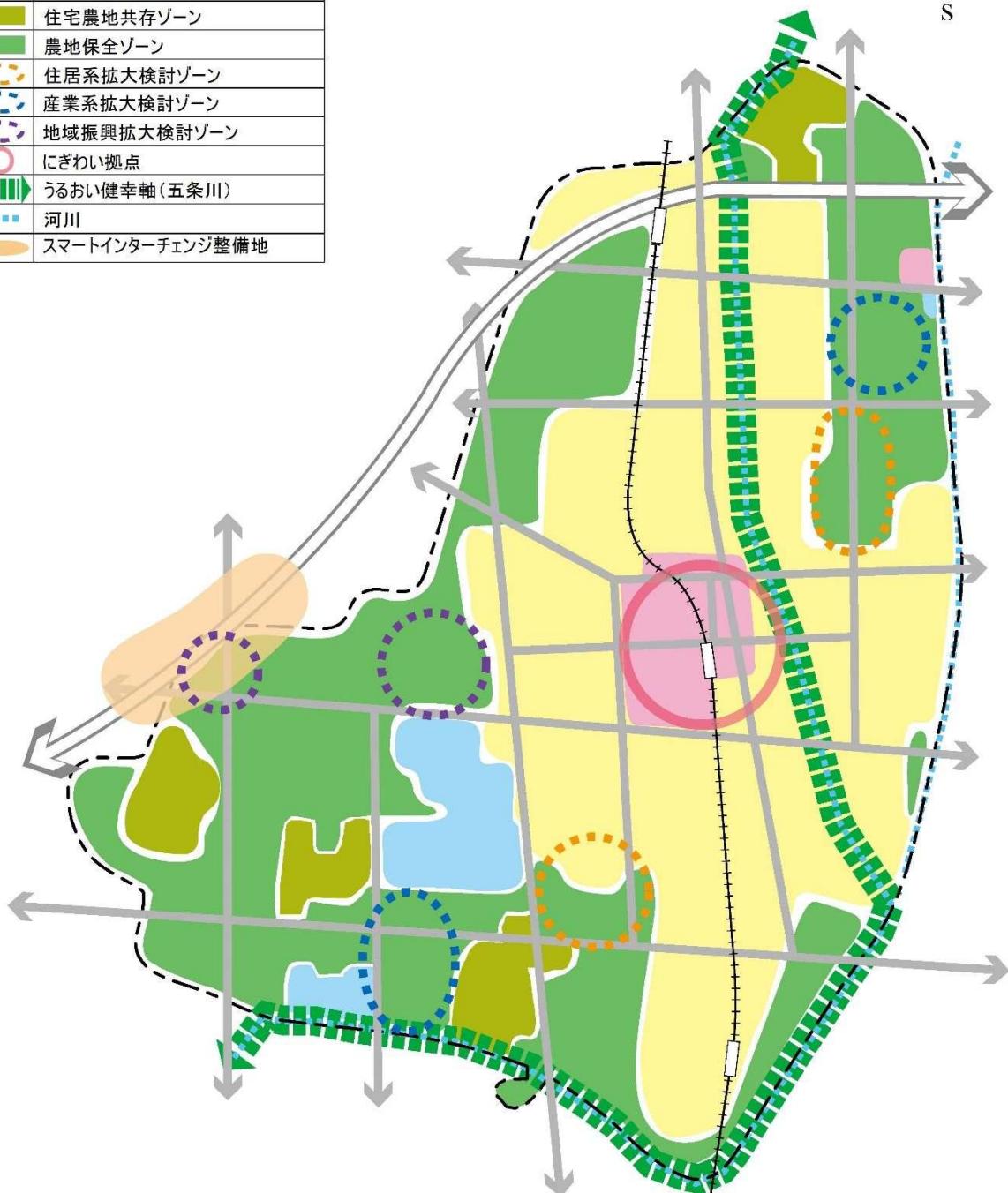
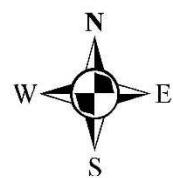
⑩ うるおい健幸軸

本市の貴重な自然資源である五条川を「うるおい健幸軸」として位置づけます。

五条川ではこれまで、桜並木の保全・再生、橋の修景整備や親水性の高い広場や休憩所の整備、親水護岸の整備といった多自然川づくりのほか、近年では、健やかで楽しく続けられる運動習慣づくりのために「五条川健幸ロード」を整備してきました。こうした五条川の親水空間を活用し、市街地における緑豊かな環境を創出するとともに、市民の交流と健康増進を図るために環境整備と利用促進に努めます。

【土地利用方針図】

凡 例	
■	住宅ゾーン
■	商業ゾーン
■	工業ゾーン
■	住宅農地共存ゾーン
■	農地保全ゾーン
○	住居系拡大検討ゾーン
○	産業系拡大検討ゾーン
○	地域振興拡大検討ゾーン
○	にぎわい拠点
→	うるおい健幸軸(五条川)
---	河川
■	スマートインターチェンジ整備地



第5次岩倉市総合計画中間見直し
基本計画総論
第3章 まちづくり戦略

第3章 まちづくり戦略

今後加速度的に進むことが予想される人口減少と少子高齢化への対応が、我が国が直面する最も重要な課題になっています。

本市においても、人口減少と少子高齢化への対応は避けて通ることのできない課題であり、そのような状況の中、健康で幸せな市民の暮らしを確保し、将来にわたって持続可能なまち、活力のある地域社会としていくためには、基本計画【分野別計画】で示している施策・事業を個々に進めるだけでなく、将来に向けた共通テーマにより、分野を超えた複数の施策・事業を横断的に結びつけて相互連携させることで、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく総合的かつ戦略的な視点が大切です。

そこで、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け、今後10年間に総合的かつ戦略的な観点から各種施策・事業を推進していく際、あるいは、新たな事業を立案し、それらを実施していく際の基本的な考え方や指針として、4つの「まちづくり戦略」を設定します。また、あらゆる分野においてデジタル技術を活用した課題解決を図るとともに、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を常に念頭に置きながら、施策・事業展開をしていくために、まちづくり戦略とSDGsの17の目標との関連を整理します。

■まちづくり戦略と基本計画（5つの基本目標・32の基本施策）との関係

	基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち	基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	基本目標4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	基本目標5 協働と自治による持続可能なまち
戦略1 健幸のまち・地域共生社会を形成する	2 成人の健康づくり 4 地域福祉 5 高齢者福祉 ・介護保険 6 障がい者(児)福祉 7 生活困窮者支援	8 子育て ・子育ち支援 10 生涯学習 13 スポーツ	18 農業	21 水辺環境の整備・活用 22 緑と公園	31 行政経営 ・財政運営
戦略2 子育て世代の移住・定住を促す	1 母子の健康づくり	8 子育て ・子育ち支援 9 学校教育 11 市民文化活動	15 市街地 16 住環境形成	21 水辺環境の整備・活用 22 緑と公園	30 情報発信 ・情報共有
戦略3 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する		8 子育て ・子育ち支援 9 学校教育 12 文化財の保護・継承	14 移動環境 15 市街地 19 商工業	21 水辺環境の整備・活用	31 行政経営 ・財政運営
戦略4 安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する	4 地域福祉		17 上下水道	22 緑と公園 23 総合的な環境政策の推進 24 廃棄物・リサイクル 25 防災・浸水対策 27 防犯・交通安全	28 市民協働・地域コミュニティ 31 行政経営 ・財政運営

**まちづくり戦略
1**

健幸のまち・地域共生社会を形成する

【関連するSDGsの17の目標】
ゴール

1、2、3、8、10、11、17

展開方針1－1	健康づくり推進による健康寿命の延伸
展開方針1－2	居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

**まちづくり戦略
2**

子育て世代の移住・定住を促す

【関連するSDGsの17の目標】
ゴール

1、3、4、5、8、17

展開方針2－1	転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進
展開方針2－2	若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

**まちづくり戦略
3**

都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する

【関連するSDGsの17の目標】
ゴール

1、5、8、9、11、17

展開方針3－1	中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進
展開方針3－2	新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

**まちづくり戦略
4**

安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する

【関連するSDGsの17の目標】
ゴール

3、7、11、12、13、15、16、17

展開方針4－1	地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化
展開方針4－2	次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

デジタルを活用した課題解決

まちづくり戦略 1

健幸のまち・地域共生社会を形成する

—安心して幸せに暮らせる健康長寿社会を形成するための戦略—

1

背景・ねらい

- 我が国の平均寿命は戦後の食生活の改善や医療の発展などによって飛躍的に延び、「超長寿社会」、「人生100年時代」を迎えており、ます。
- 近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。
- 本市では、満開の笑顔のもと、いつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられる幸せなまちをめざし、「健幸都市宣言」を、また、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がマルチパートナーシップにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、「健幸づくり条例」を制定しました。
- このような状況の中、誰もがいつまでも住み慣れた地域社会で、必要な医療や介護サービス等を利用しつつ、家族や地域の人々との絆のもとでお互いに支え、助け合いながら、安心して健康に暮らし続けられる「健康長寿社会」、「地域共生社会」を実現していく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針1－1：健康づくり推進による健康寿命の延伸

- 健康寿命の延伸をめざして、「健康インフラづくり」と「健康づくりサポート」といったハード・ソフトの両面から市民一人ひとりの身体と心の健康の維持・増進を総合的に支援します。
- 「健康インフラづくり」では、五条川健幸ロードの充実・延伸、公園整備に加え、民間のスポーツ施設等との連携も含めてスポーツ・健康増進施設の充実を図ります。
- 「健康づくりサポート」では、「からだ」、「歯と口腔」、「食」、「運動」、「こころ」、「つながり・きずな・居場所」に関する保健・福祉、スポーツ、生涯学習といった多分野にわたる多角的なアプローチとマルチパートナーシップにより取組を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
成人の健康づくり	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
		運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223
高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
生涯学習	生涯学習の充実	自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
スポーツ	スポーツ活動の充実	スポーツの普及と振興	1311
	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備	1321
		学校体育施設等の有効活用	1322
農業	地産地消型農業の推進	多様な主体による食育の推進	1833
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川沿いの散策環境の充実	2122
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212

■展開方針 1－2：居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

- 地域共生社会の形成をめざして、ふれあい・いきいきサロンやシルバーリハビリ体操の推進など、高齢者をはじめとした多様な世代の市民が人との絆を感じる居場所づくりを民間活力の活用をはじめ多様な主体とともに進めます。
- また、生活上の困りごとを抱えている様々な市民に対する、見守り活動や安否確認活動、日常生活の援助活動など、身近な地域における福祉活動の活性化を図ります。
- 子育てと介護のダブルケア問題や高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題やヤングケアラーといった、子どもや高齢者、障がい者などの制度・分野の区分には納まらないような複雑かつ複合的な生活課題を抱えている世帯や、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない市民などに対して、専門機関等が連携・協働して、分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める相談支援体制づくりを進めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
障がい者（児）福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	地域での障がい者に対する理解促進	0622
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
生活困窮者支援	自立支援の充実	相談体制の充実	0711
子育て・子育ち支援	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■高齢男性も引っ張り出せ！ 健幸居場所づくり ーお寺 de サロン

- ◇各地区で月1回程度、身近な地域の徒歩圏内の会場（寺社仏閣の庫裏（くり）や社務所など）で、行政サービスの提供と地域の高齢者の仲間づくり・健康や生きがいづくり・元気づくりを応援する取組を実施。
- ◇例えば、「出前市役所（行政相談・手続き代行等）」や「健康食講座と試食」、「音楽等市民団体の発表」、「囲碁、将棋、カラオケ」など、男性高齢者でも参加しやすいメニューでサロンを開催。
- ◇この取組を「寺社仏閣×老人クラブ・婦人会×生協や市など」のマルチパートナーシップにより実現。

■生涯現役の元気シニアによる「一年を通じた子どものためのイベント」

一世代間交流型の居場所づくり

- ◇高齢者（シニア世代）がいつまでも元気で生きがいと役立ち感を持って高齢期を過ごせるようにするため、シニア世代の方々それぞれがこれまで培ってきた趣味や特技を生かして、子どもたちの遊びを通して学びのプログラムを企画・実施。
- ◇また、シニア世代と子どもの世代間交流も目的の一つとした取組。
- ◇具体的には、おもちゃ病院の開設、竹とんぼ・凧づくり、メンコやこま回しといった昔遊び、五平餅づくり、ダンスなどの子ども向けのイベントプログラムを市内各所で年間を通じて、企業の協力を得ながら実施。

まちづくり戦略 2

子育て世代の移住・定住を促す

－人口減少を予防し、バランスのとれた人口構成を維持させていくための戦略－

1

背景・ねらい

- 高齢化率が愛知県の平均を上回り、また、75歳以上の高齢者数が65歳以上75歳未満の高齢者数を上回る本市を、持続可能なまちにしていくためには、常に新婚世帯や子育て世帯など若い世代が多く暮らしている活気のあるまち、将来にわたって人口構成のバランスの良いまちにしていくことが重要です。
- そのためには、若い世代が移住・定住するための受け皿としての住宅地や住宅を確保していくこと、特に、子どもが学齢期を迎えるライフステージにあたる子育て世代が市外へ転出してしまう傾向がある本市の課題を解決していくことが必要不可欠です。
- 名古屋駅まで最短で11分という優位性を生かしつつ、新たな住宅市街地の拡大整備や駅前市街地におけるマンション等の建設促進などを進めていく必要があります。
- 同時に、交通利便性が高いことにより通勤・通学に便利であること、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援サービスが充実していることなど、本市の優位性を最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとって魅力的で暮らしやすいまちとしてさらに磨き上げ、本市に暮らすメリットをわかりやすく整理し、市内外に引き続き情報発信する必要があります。
- こうした状況の中、子育て世代の移住・定住を促し、バランスのよい人口構成が持続するまちを実現していく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針2－1：転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進

- 優良な企業の誘致を図るための産業系市街地の整備や交通利便性が高いことからくる宅地需要の受け皿として、また、子育て世代の市外への転出抑制のための受け皿として、市街化区域への編入を視野に入れた住宅市街地の整備を検討します。
- 名古屋駅や名古屋都心への交通アクセスに優れているという本市の立地特性を生かし、リニア中央新幹線開業のインパクトも視野に入れながら、岩倉駅前市街地における民間マンション等の開発・整備の促進、空き家の活用などにより、子育て世代をメインターゲットとした街なか居住、移住・定住を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
市街地	中心市街地の整備	岩倉駅東地区市街地整備の推進	1512
	計画的な市街化区域の拡大検討	計画的な市街化区域の拡大検討	1521
住環境形成	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
		空き家の利活用促進	1623

■展開方針2－2：若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

- 子育て支援施策が充実していることなど本市の強みを最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとっての住みやすさの向上を図ります。
- そのため、結婚・出産支援、母子保健サービスや切れ目のない子育て支援施策・事業の一層の充実、特色ある教育の推進など学校教育の質の向上、本市の最大の魅力資源である五条川・桜並木の散策環境の整備・充実や公園整備など、子どもを産み・育てやすく、教育・文化水準の高い魅力あふれるまちづくりの総合的な展開を図ります。また、学校教育の充実はもとより、義務教育後の子どもの育ちを応援する施策展開についても検討します。
- そして、本市のブランドロゴ・シンボルメッセージの“いわくらしやすい”を市民に浸透させ、“住むならいわくら”を意図したプロモーションを引き続き進めることによって、若い世代、子育て世代の移住・定住を促進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	子育て世代包括支援センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
	乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
子育て・子育ち支援	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
	家庭への支援	子育て世帯への医療費支援	0842
学校教育	教育内容の充実	特色ある教育の推進	0912
	教育支援の充実	家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
市民文化活動	音楽のあるまちづくりの推進	ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123
住環境形成	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
		五条川沿いの散策環境の充実	2122
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
		マルチパートナーシップによる公園の維持管理・運営	2213
情報発信・情報共有	情報発信の充実	シティプロモーションの推進	3013

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■家のエンディングノート（家の未来手帳）等の作成等による空き家活用事業

- ◇若い世代の移住・定住を進めるためには、既存の住宅ストックである空き家を活用していく必要があるが、活用してもよいという空き家が出てこないのが課題。
- ◇そこで、多くの家主にその気になってもらい、協力してもらうため、「今後の不動産運用の手引き」や「家のエンディングノート（所有している空き家になりそうな家の未来を考えるきっかけづくりとなる冊子）」を作成するとともに、これらと合わせたセミナーを地区ごとに開催。
- ◇また、空き家を利用して三世代同居・近居を行おうとする対象者への追加の支援制度の創設を検討。納税通知書に前記の冊子や空き家バンク制度の概要とわかるリーフレットなどを同封してお知らせすることで、空き家の活用を促す効果的なPR活動を行う。

■地域連携による放課後の子どもの居場所づくり　ーわくわくプログラム

- ◇放課後児童クラブや放課後子ども教室が、楽しく放課後を過ごせる場所であると同時に地域のコミュニティ強化の場となるよう、地域の人材等の参加・協力のもとで多様な過ごし方が可能となるようにする。
- ◇例えば、小学校の教室などを利活用し、大学生や老人クラブ、母親クラブなどの地域の人が連携した、映画会やクッキング教室、英会話、プログラミング教室など、子どもたちの誰もが行きたくなるような楽しい活動を企画し、放課後に実施。

■ユース世代のための放課後の居場所づくり　ー児童館活用事業

- ◇小学校敷地内への放課後児童クラブ室の移設により、児童館本来の役割を整理する中で、児童館がユース世代の子どもたち（小学生高学年や中高生）の居場所にもなるよう、Wi-Fi等の整備や試験前の自習の場の提供、市民活動団体や地域の人たちによる子どもたちの学習支援などを実施。
- ◇児童館ごとに特色を持たせ、子どもたちが豊かな時間を過ごすことができる居場所となるよう施設の活用を検討。

1

背景・ねらい

- 名古屋市近郊の住宅都市として発展してきた本市は、製造業など大企業は少なく、中小企業、中でも小規模企業が大半を占めています。
- 活力あるまちとして持続的に発展していくためには、市民生活の利便性を支え、にぎわいある都市としていくための商業振興は必要不可欠であり、また、名古屋都心や高速道路のインターチェンジ等から近いという恵まれた交通条件や地理的条件を生かした産業振興が重要です。
- 本市では、中小企業・小規模企業の振興支援として、岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、売上げアップを目的とした伴走型の相談支援を進めてきました。加えて、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、市全体で中小企業・小規模企業を支え、地域産業の活性化を図っていくとともに、企業誘致にも本格的に取り組み、企業立地の促進等に関する条例の制定、条例に基づく奨励金制度の創設のほか、川井野寄工業団地の整備を進めてきました。
- 暮らしの豊かさと都市の持続的な発展を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉え、小さいながらも多様で特色があり、付加価値の高い産業が根づいた都市づくりと就業機会の拡大をめざして、引き続き、中小企業・小規模企業の振興や創業支援、企業誘致等を進めていく必要があります。
- また、仕事と家庭や子育てを両立できる働きやすい社会環境づくりの一環として、保育サービス等のさらなる充実や本市の産業を支える人材の育成につながる教育も必要です。
- さらに、定住人口の増加が見込めない人口減少時代が本格化する中にあって、まちの知名度と魅力の向上、まちの活力とにぎわいを創出していくため、観光客などの交流人口を拡大するとともに、本市の課題解決やまちづくりに貢献する関係人口の増加を図っていく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針3－1：中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進

- 中小企業・小規模企業の売上げアップを目的とした岩倉市ビジネスサポートセンターの機能強化を図り、創業支援や事業承継支援を含めた伴走型の支援に努めます。
- 兼業・副業やテレワークといった多様な働き方や働き方改革、女性や外国人など多様な人材を活用して生産性の向上等を図ろうとするダイバーシティ^{※1}が日本社会共通の目標になっている状況を踏まえ、兼業・副業やテレワークの促進とそのための社会基盤整備、仕事と家庭や子育ての両立のための環境整備、若者・女性の起業支援等を推進します。
- また、未来の本市の産業振興に貢献する優秀な人材・労働力の育成・確保のため、地元企業の魅力を紹介するコンテンツ「わくワークいわくら」の更新・作成及びその有効活用を含めた、本市の未来を担う子どもや若者のための体系的なキャリア教育の強化・充実に努めます。
- こうした施策や事業を計画的に推進するため、公民連携体制の一つである地域産業活性化推進協議会を通じて、第2期中小企業・小規模企業活性化行動計画を着実に推進し、次の計画に

つなげていきます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
子育て・子育ち支援	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		放課後児童健全育成の充実	0823
学校教育	教育内容の充実	特色ある教育の推進	0912
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
		人材確保・事業承継支援	1912
		新商品の開発等の支援	1913
		働きやすい環境づくり	1914

■展開方針3－2：新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

- 一宮インターチェンジや小牧インターチェンジといった高速道路のインターチェンジに近いという恵まれた立地条件を生かすとともに、スマートインターチェンジの整備を見据え、農業的土地利用との調和を図りつつ、本市の雇用拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
- 市民の市に対する誇りや愛着（シビックプライド^{※2}）の醸成や交流人口の拡大を図るため、全国にも誇ることができる貴重な観光資源であり、また、市民共有の郷土財産でもある五条川桜並木の保全や山車文化等の継承に努め、桜を含めた五条川周辺の魅力を生かしたまちづくりを進めます。
- 交流人口の拡大と関係人口の創出のためのインフラとして、岩倉駅周辺のにぎわいの拠点となる（仮称）にぎわい広場の整備を進めるとともに、地域産業の活性化にもつながるスマートインターチェンジの整備を進めます。
- 本市の抱える社会課題を公民連携により解決する方策を検討します。さらに、本市の抱える社会課題を市外も含めた人材活用として、プロボノ^{※3}や兼業・副業人材などとのパートナーシップによって解決していく関係人口づくりに努めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
文化財の保護・継承	山車文化の継承	山車文化の継承と情報発信	1221
移動環境	安全で快適な道路環境の整備・維持管理	幹線道路の計画的な整備	1421
市街地	中心市街地の整備	中心市街地のにぎわい創出の促進	1511
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
	創業支援・企業誘致	新たな企業の誘致	1922
水辺環境の整備・活用	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■テレワークタウン岩倉　－Wi-Fiスポット＆託児付きワーキングスペース整備

- ◇多様な企業、起業家やテレワーカーを誘致し、市内で仕事をする人を増やすことによりまちのにぎわいを創出。
- ◇そのため、空き家や空き店舗、公共施設の低利用スペースや未利用時間帯スペースなどを活用して、インターネットワーク環境を備えたワーキングスペースの整備を市民や企業等とのマルチパートナーシップで進める。
- ◇また、子育て中の女性やテレワーカー（リモートワーカー）が快適かつ柔軟に働けるよう、託児機能を備えたワーキングスペース（コワーキングスペース※4、シェアオフィス）の整備。
- ◇出産や子育てをきっかけに退職した女性の活躍の場を広げるため、こうしたスペースを拠点に、子育て中や子育て後の女性向けのインターンシップ事業や起業セミナーなどを開催。

■関係人口を含めたマルチパートナーシップによる五条川桜並木の保全

- ◇本市の誇りである五条川の桜並木を残していくため、定期的な保全活動と必要に応じた植替えを岩倉五条川桜並木保存会と市で実施。
- ◇この取組を活動資金獲得も含めてより広範な形で持続的に発展させるため、近隣市町との連携、企業との連携（企業の社会責任・社会貢献活動（CSR）や経済活動と社会課題の解決の双方を創造する企業活動（CSV））、市外在住者の参加・協賛などをマルチパートナーシップによって進めていくことを検討。
- ◇そのため、桜の維持・管理を共に進めていく仲間づくり（関係人口の創出）をめざし、五条川桜並木ファンクラブ会員制度の創設とその募集、協賛市民団体や協賛企業の募集、近隣市町への呼びかけなどを通じて、桜を守りたいという機運の醸成と取組の新たな展開を喚起。

■岩倉桜まつり魅力アッププロジェクト　－キッチンカーFESや新たなスポット整備

- ◇岩倉駅東地区における都市計画道路の先行取得地等や岩倉駅東口と五条川の間に整備が予定されている（仮称）にぎわい広場などを活用し、キッチンカー等を利用した新たな事業所出店エリアの設置を検討し、「岩倉桜まつり」を充実。
- ◇また、市全体で桜まつりを盛り上げるために、希望の家や竹林公園等の中心部から少し離れた場所に、桜見物に訪れた人が楽しむことのできる新たなスポットやイベントの創設を検討し、桜まつりに訪れた人の滞在場所の分散・拡大を図る。

1

背景・ねらい

- 南海トラフ地震の発生が懸念され、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も全国的に増加する中で、市民が安全に安心して暮らせる強くしなやかな地域づくりを進める必要があります。また、市民が安心して暮らしていくためには、防犯対策の充実も求められます。
- こうした防災・防犯対策は、市だけでは解決できない地域課題であり、一人ひとりの市民の取組はもとより、行政区、ボランティアや市民活動団体、N P O 法人などによる多様な地域活動と国や県など関係機関や民間事業者などの多様な主体が相互に補完し合うマルチパートナーシップによる活動が重要になります。
- 一方、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけての人口の急激な増加に対応するために集中的に整備してきた公共施設等の老朽化が進み、大規模な改修や更新に莫大な費用が見込まれ、また、一時期への集中が懸念される中、岩倉市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本的な方針や再配置における数値目標を設定しました。
- その後、策定した岩倉市公共施設再配置計画などの個別施設計画を推進することで、老朽化した公共施設等の大規模改修や更新にかかる費用が将来世代への大きな負担とならないように、施設の維持管理等について、民間事業者のノウハウを最大限活用する視点が求められます。
- また、地球温暖化や生物多様性などの環境問題への対応は、本市においても無縁ではなく、将来にわたって持続可能な社会にしていくため、身近な地域、日常的な暮らしの中で着実に環境問題に取り組んでいく必要があります。

2

施策の展開方針

■展開方針 4－1：地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化

- 関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等と連携して合同で防災訓練を行うとともに、業務継続計画（B C P）を実効性のあるものにしていくことで、防災・危機管理体制の充実に努めます。また、地域における「自助」「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。
- 犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るとともに、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。
- 地域の安全安心の実現のため、地域人材の育成など地域コミュニティを強化するための支援に努めるとともに、これまでの連携や協働といった枠組みを超えたマルチパートナーシップにより防災・防犯対策を推進します。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
地域福祉	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
上下水道	公共下水道事業の推進	雨水対策の充実	1725
防災・浸水対策	防災体制の充実	防災危機管理体制の充実	2511
		防災設備等の整備・充実	2512
		民間事業所等との連携・協力体制の充実	2513
	地域の防災力の強化	防災意識の高揚	2521
		自主防災組織の充実	2522
		ボランティアとの連携強化	2523
防犯・交通安全	地域防犯体制の強化	地域コミュニティ意識の向上	2711
		地域の自主防犯活動の育成・強化	2712
市民協働・地域コミュニティ	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822

■展開方針4－2：次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

- 岩倉市公共施設等総合管理計画とその個別施設計画にあたる岩倉市公共施設再配置計画などを着実に推進します。
- 新たにパークマネジメント手法による公園の維持管理・運営、包括指定管理や包括管理委託など、民間事業者のノウハウを活用した多様な公民連携による公共施設等の管理運営について検討し、利用者の安全性の確保とサービスの質の向上を図ります。
- さらに、民間施設のリース等による公共施設サービスの実施、公共施設の民間事業者への開放、民間事業者の参画による河川空間づくり（かわまちづくり）など、サウンディング型市場調査等を活用し、多様な場面での公民連携による公共資産の有効活用について検討を進め、次世代に負担を残すことのないよう公共資産マネジメントを進めます。
- また、社会インフラを含む持続可能な地域社会づくりに向け、地球温暖化対策（ゼロカーボンシティ実現に向けた取組等）や生物多様性の保全、ごみを可能な限りゼロに近づけるゼロウェイストなど環境にやさしいまちづくりを推進し、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）やSociety 5.0^{※5}を踏まえた行政経営を進めます。

【具体的な施策】

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の計画的な推進	2311
		環境施策の推進体制の強化	2312

基本施策名	単位施策名	個別施策名	施策コード
	低炭素型社会の推進	地球温暖化対策の推進	2321
		環境にやさしいライフスタイルの促進	2322
	自然共生と生物多様性の保全	身近な生物多様性の保全	2331
		環境学習等の推進	2332
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化	3Rの推進と情報発信	2411
		事業所におけるごみの減量化・資源化	2412
		リサイクル拠点の充実	2413
		生ごみ等の減量化・資源化	2414
		市民団体との連携・支援	2415
行政経営・財政運営	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	民間活力の導入	3122
		I C Tを活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

■市所有の会館など集会施設の付加価値化プロジェクト

- ◇岩倉市公共施設再配置計画では、市所有の会館などの集会施設が将来的に各行政区へ譲渡していく方針。
- ◇各行政区がこれらの施設を所有するにあたって、施設管理の効率化や運営経費の削減等が図られ、しかも、地域住民等にとって利用したくなるような運営がなされる施設とするため、市民と民間企業などとのマルチパートナーシップの構築について研究。
- ◇そして、市民活動団体や民間企業等にもまちづくりの一員となるよう連携を働きかけ、民間企業などが持つ独自の発想やアイデア等を活かした、各会館の管理・運営委託などを進める。

■パークマネジメントで人が集まる魅力ある公園づくり

- ◇市内にある都市公園や児童遊園、ふれあい広場を、より多くの人が集い、楽しめる場としていくため、現在の利用状況や市民の意見を収集することなどを通じてその必要性を評価した上で、一部の公園等の民間企業や団体への管理委託も含めたあり方を検討。
- ◇その上で、市民や行政、民間企業などが連携して、各種イベントの開催や設備整備、公園等施設の日常的な安全点検などの管理運営を行っていく「パークマネジメント」の考え方の導入も視野に入れつつ、人が集まる魅力ある公園づくりを進める。

■五条川かわまちづくりの推進

- ◇本市の最大の魅力資源・五条川の周辺を、日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場としてより一層活用し、本市の活性化につなげるため、公民連携による五条川周辺の利用促進とそのための施設等の整備やイベント等の活動を進める。
- ◇その主体となる「かわまちづくり協議会」の設立と、河川空間を活用した様々な取組やそのための施設等の設営ができる国の制度である「都市・地域再生等利用区域」^{※7}の指定に向け

市民討議会・市民まちづくり会議からの新規・改善提案

て、市民発意、市民主体で「かわまちづくり協議会」の準備会を立ち上げる。

◇こうしたマルチパートナーシップ型の五条川かわまちづくりの実現に向けて、準備会が主体になって、オープンカフェや水辺マルシェ、水辺コンサートなどの社会実験の実施と「かわまちづくり協議会」の設立に向けた検討を進める。

【用語の解説】

- ※1 ダイバーシティ：多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。
- ※2 シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。
- ※3 プロボノ：各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般や、それに参加する専門家自身のこと。
- ※4 コワーキングスペース：個人事業主や起業家、在宅勤務が許可されている会社員など働く場所が限定されない人たちのための共有の作業スペースのこと。コワーキングスペースで設備を共有することにより経費の削減の効果と、共有スペースで生まれる交流により、情報交換や協働などの相乗効果が期待されます。
- ※5 Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を目指すものであり、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプト。IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。
- ※6 都市・地域再生等利用区域：国土交通省では、全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の一部を改正した。これにより、民間事業者等による河川敷地の利用（飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーべキュー等を設営すること）が可能となり、利用にあたっては、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定することになっている。

第5次岩倉市総合計画中間見直し

基本計画各論

第1章

健やかでいつまでも安心して 暮らせるまち（健康・福祉）

- 基本施策1 母子の健康づくり
- 基本施策2 成人の健康づくり
- 基本施策3 医療・感染症予防
- 基本施策4 地域福祉
- 基本施策5 高齢者福祉・介護保険
- 基本施策6 障がい者（児）福祉
- 基本施策7 生活困窮者支援

基本施策名**1 母子の健康づくり**

母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	妊娠を望む夫婦に対する支援	0111
		こども家庭センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
	乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
		発育段階に応じた健康づくりの推進	0122

現状と課題

- ・少子化の進行、晩婚化・晩産化、未婚率の上昇、核家族化、育児での孤立化、子どもの貧困、虐待など母子を取り巻く社会環境の変化により、子育てに対する不安や悩みを抱え込むなど、子育てしにくい状況が生じています。こうした中、妊娠・出産・子育て期を通して、切れ目のない支援ができるよう保健師、助産師を配置し、2016年（平成28年）4月に位置づけた子育て世代包括支援センターの機能を強化し、新たに2024年（令和6年）4月からこども家庭センターとして体制の充実を図りました。今後は、こども家庭センターでの更なる支援の充実・強化を図り、妊娠婦や子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進していく必要があります。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児の心身の健康確保を図る上で重要なことから、本市では、妊婦・産後健康診査や新生児聴覚検査の公費負担を拡大し、受診しやすい環境づくりを行ってきました。また、産前・産後の不安や悩みを軽減するため、医療機関と連携した支援や産前・産後の支援サービスの充実を図る必要があります。
- ・乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応及び虐待の未然防止・早期発見・早期対応の機会として、乳幼児健康診査は重要な役割を担っています。本市では、これまでにも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児^{*1}等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。
- ・母子の健康づくりは、生涯を通じた健康づくりの出発点であり重要なため、ライフステージに応じた健康管理や子どもの頃から健康的な生活習慣の形成の推進を図る必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。
- 関係機関や専門職との連携が図られ、母と子の健康が守られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
母子保健サービスに満足している市民の割合	95.0% (R2)	83.5% (R5)	96.0%	97.0%

施策の内容

（1）妊娠出産に向けた支援

個別施策：①妊娠を望む夫婦に対する支援

内容	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に対する支援を行います。
----	--

個別施策：②こども家庭センターの機能強化

内容	母子保健と児童福祉の一体的支援により統括支援員を中心に関係部署の連携を図ることでこども家庭センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。
----	---

個別施策：③産科医療機関等との連携強化

内容	妊娠婦の不安や育児負担の軽減を図るために、産科・精神科医療機関及び保健・福祉・子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し連続性のある支援を行います。
----	---

個別施策：④産前・産後サービス等の充実

内容	産前・産後の不安や育児負担を軽減するため、子育て支援センター等と情報を共有し、子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。また、父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係部署との連携を図り講座の開催や情報提供を行います。
----	--

主要事業	◆妊娠・産後健康診査 ◆妊娠等包括相談支援事業 ◆産後ケア事業、産前・産後サポーター派遣事業
------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
産後に保健師や助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	89.5%	85.6%	91.0%	92.0%
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	95.2%	95.9%	96.0%	97.0%

(2) 乳幼児期からの健康づくり

個別施策：①乳幼児健康診査と支援体制の充実

内容 乳幼児の疾病やむし歯、障がいや虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し一人ひとりに応じた支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。

個別施策：②発育段階に応じた健康づくりの推進

内容 将来的な疾病の予防に向けて乳幼児期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの生活習慣を形成するため、発育段階に応じた健康教育の充実を図ります。また、保護者の健康意識を高め、健康づくりに取り組めるよう啓発に努めます。

主要事業

- ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、乳幼児健康教育
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
乳幼児健康診査受診率	4か月児 99.5%	4か月児 99.5%	4か月児 100.0%	4か月児 100.0%
	1歳6か月児 97.1%	1歳6か月児 99.7%	1歳6か月児 100.0%	1歳6か月児 100.0%
	3歳児 97.2%	3歳児 99.4%	3歳児 100.0%	3歳児 100.0%
むし歯のない3歳児の割合	91.7%	95.5%	93.5%	95.0%以上

関連する計画・条例

- 健康いわくら 21（第3次）（令和7年度～令和18年度）
- 岩倉市子ども未来応援計画（令和7年度～令和11年度）

用語の解説

※1：経過観察児

乳幼児健康診査で、発育やことば・運動発達などについて心配があり、健診後も経過を見ながら指導を継続していく乳幼児。

基本施策名**2 成人の健康づくり**

成人の健康づくり	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
		運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223

現状と課題

- ・長寿命化が進む一方で、生活環境の変化に伴い、生活習慣病などの発症や重症化が問題となっています。また、複雑化する社会の下で、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。そのため、生活習慣病予防をはじめとした心身の健康づくりに対する市民の意識の向上と主体的な取組がますます重要になっています。
- ・本市では 2013 年度（平成 25 年度）に策定した健康いわくら 21（第 2 次）において、健康寿命の延伸を基本目標とし、生涯を通じた健康づくりの推進、疾病の発症予防と重症化の予防、健康につながる生活習慣づくり、社会で支える健康づくりを基本方針として、健康診査やがん検診、関係機関と連携した栄養指導及び運動指導等の取組を推進してきました。
- ・健康いわくら 21（第 2 次）の最終評価では、がん、栄養・食生活及び身体活動・運動の分野において改善が見られない指標が多く、若い世代からの生活習慣病予防の啓発と健康管理への取組を推進することが重要となっています。これらを踏まえ、2024 年度（令和 6 年度）には、健康づくりと食育に関する取組を一体的に推進するため、岩倉市食育推進計画を包含し、健康いわくら 21（第 3 次）を策定しました。
- ・また、2018 年（平成 30 年）12 月には健幸都市宣言を行い、五条川健幸ロードを活用した運動事業や健幸伝道師事業等に取り組むとともに、2020 年（令和 2 年）3 月には健幸づくり条例を制定しました。今後さらに高齢化が進む中で健康寿命を延伸するためには、フレイル^{*1}予防を視野に入れ、健康無関心層も含めた健康づくりを推進するとともに、様々な分野との連携を強化し一体的な取組を行っていく必要があります。
- ・健康づくりを支援する環境づくりとしては、2024 年度（令和 6 年度）から、市民の健幸づくり活動を支援する健幸づくりサポーター事業に取り組んでいます。
- ・がん検診については、定員枠拡大や医療機関での個別検診の実施などの受診機会の充実を図ってきましたが、今後も受診率向上のため、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらに若い世代への予防啓発に努め、また、WEB 予約やキャッシュレス決済による利便性の向上及び情報発信の強化に取り組む必要があります。
- ・歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、8020 を目標とした口腔の健

康維持のため、節目歯科健康診査や口腔機能・歯科健康診査により、誰もが定期的に歯科健康診査を受けることができる体制やオーラルフレイル^{※2} 予防の取組を継続していく必要があります。

- ・生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導が 2008 年度（平成 20 年度）から保険者に義務付けられたことに伴い、国民健康保険被保険者に対し、健診事業を行うとともにその受診率の向上に努めています。
- ・2020 年（令和 2 年）4 月に施行された健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙による健康への影響をなくすための取組を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 心身ともに健やかで、自ら健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと幸せに暮らしています。
- 生活習慣病予防に取り組む環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
健康の維持増進の取組をしている市民の割合	91.0% (H30)	93.3%	92.0%	93.0%
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	85.1% (H30)	89.5% (R5)	87.5%	90.0%

施策の内容

（1）健康づくりの推進

個別施策：①健康的な食生活習慣の推進

内容	生活習慣病予防のため、市内の事業所と連携して食への関心を高め、年齢等に応じた栄養バランス等に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、栄養教室等の充実を図ります。
----	--

個別施策：②運動の習慣化の推進

内容	健幸づくりサポーターによる運動教室等の充実、関係部署や事業所と連携した運動事業の取組を推進します。また、市民の運動習慣を促進するため、五条川健幸ロードの活用や、運動に関する情報を提供し、運動する機会の充実を図ります。
----	--

個別施策：③こころの健康づくりの推進

内容	こころの健康を保つことができるよう、また、こころの不調を周囲の人気が気づき見守ることができるよう、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。また、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と個々の状況に応じた適切な対応に努めます。
個別施策：④健康づくりを支援する環境づくり	
内容	市民の主体的な健康づくり活動を支援するために、様々な分野で健康の視点を持った取組や市民、地域団体、市民活動団体及び事業所等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆健幸づくりセンター事業 ◆健幸伝道師事業 ◆体力チェック事業 ◆ウォーキング事業 ◆いわくら健康マイレージ事業 ◆こころの健康教室・相談事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ウォーキング・ジョギングなど軽い運動を定期的に行っている市民の割合	27.6% (H30)	32.8%	29.0%	30.0%
ストレスを解消する方法を持っている人の割合	60.4% (R2)	58.3%	70.0%	74.0%

（2）生活習慣病予防と重症化予防の推進

個別施策：①がん検診・保健指導の充実

内容	がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。また、精密検査が必要な人が確実に受診するよう保健指導の充実を図ります。
-----------	---

個別施策：②歯科健康診査・歯科保健指導の充実

内容	歯周病や口腔機能の低下等の早期発見・早期治療のために歯科健康診査の受診勧奨を行うとともに、歯口清掃の習慣化及び口腔機能の維持・向上のための歯科保健指導の充実を図ります。
-----------	--

個別施策：③特定健康診査・特定保健指導の充実

内容	生活習慣病予防のために、特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、特定保健指導の対象となった人には、生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆がん検診 ◆歯科健康診査 ◆特定健康診査、特定保健指導
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
メタボリックシンドローム ^{※3} 該当者及び予備群の減少率 (2008年比)	17.5% (H30)	17.5% (R5)	21.5%	25%以上
がん検診を受診している市民の割合	28.6% (R2)	31.8%	37.0%	40.0%

関連する計画・条例

- 健康いわくら21（第3次）（令和7年度～令和18年度）
- 第2期岩倉市自殺対策計画（令和6年度～令和11年度）
- 岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

※1：フレイル

健常な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢による心身の虚弱な状態。

※2：オーラルフレイル

歯や口の機能の軽微な衰えから始まり、口腔の機能が低下していく状態。

※3：メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。

基本施策名**3 医療・感染症予防**

医療・感染症予防	医療体制等の充実	市民にわかりやすい医療情報の提供	0311
		休日・夜間救急医療体制の維持・充実	0312
		災害時に備えた保健予防の充実	0313
感染症対策の推進		感染症予防の充実	0321
		新型インフルエンザ等対策の充実	0322

現状と課題

- ・救急医療体制として、休日急病診療所のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関^{*1}に指定し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・歯科診療については、市内歯科医療機関での在宅当番医制による年末年始の休日歯科診療を実施しています。
- ・今後も、市民がより健康に安心して暮らすために、休日・夜間救急医療体制の確保が必要です。
- ・予防接種法に基づく各種予防接種を主に医療機関での個別接種として実施するとともに、愛知県広域予防接種として県内全域でも接種できるなど、接種体制の充実を図ってきました。
- ・2019年（令和元年）12月に確認された新型コロナウイルス感染症は、2020年（令和2年）に入ると全世界に拡大し、本市においても国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、感染拡大防止策を講じてきました。2023年（令和5年）5月からは5類感染症に移行しましたが、引き続き感染予防に取り組んでいます。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対策については、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた具体的な感染症対策を検討し、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練を実施していく必要があります。また、平常時からの情報収集や感染防止策の周知、さらに、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう体制を強化し、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが重要です。

施策がめざす将来の姿

- 日常的な健康管理や身近に受診できる医療機関があり、安心して医療を受けられる体制が整っています。
- 感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	75.7% (H30)	82.5% (R5)	79.0%	82.5%

施策の内容

(1) 医療体制等の充実

個別施策：①市民にわかりやすい医療情報の提供

内容	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報を外国籍の市民にもわかりやすく提供するよう努めます。
----	---

個別施策：②休日・夜間救急医療体制の維持・充実

内容	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。
----	--

個別施策：③災害時に備えた保健予防の充実

内容	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に行えるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化を図ります。
----	---

主要事業

- ◆休日急病診療所事業
- ◆休日歯科診療事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	65.5% (R2)	62.8%	67.0%	70.0%
休日急病診療所を知っている市民の割合	84.5% (R2)	84.3%	90.0%	92.0%

(2) 感染症対策の推進

個別施策：①感染症予防の充実

内容	感染症に対して、市民の安全確保や、エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。また、予防接種の有効性や安全性など正しい知識を普及し、予防接種の接種率を向上させることにより感染症の予防に努めます。
----	--

個別施策：②新型インフルエンザ等対策の充実

内容	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂を検討します。
----	--

主要事業

- ◆予防接種事業
- ◆新型インフルエンザ等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
予防接種の接種率（麻しん・風しん混合予防接種（第2期※2））	96.3%	89.1%	97.0%	98.0%

関連する計画・条例

- 健康いわくら21（第3次）（令和7年度～令和18年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月策定）

用語の解説

※1：第2次救急医療機関

都道府県ごとの医療計画において、第1次、第2次、第3次救急医療の体制が整備されている。第2次救急医療機関は、第1次救急医療機関の後方病院として、入院または緊急手術を要する救急患者の医療を担当するもので、広域市町村圏を基本として設定した救急医療圏ごとに、いくつかの病院が共同連携して輪番方式で対応するもの。

※2：麻しん・風しん混合予防接種（第2期）

5歳以上7歳未満の者で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間の時期を指す。

基本施策名**4 地域福祉**

地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援 【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり 【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	0422
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

現状と課題

- ・2018年（平成30年）4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を示す上位計画として位置付けられました。
- ・本市では、2017年度（平成29年度）に策定した第2期地域福祉計画において、小学校区を推進圏域に住民が出し合った地域課題に取り組んでいくことを目的に「いわくら福祉市民会議」を校区ごとに展開してきました。2022年度（令和4年度）に策定した第3期地域福祉計画では、地域福祉に関わる団体の活動の活性化を図り、住民主体の地域福祉活動を促進するため、地域のつながりづくりに取り組んでいます。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、2024年度（令和6年度）から重層的支援体制整備事業を開始しました。相談者の属性や世代に関わらず包括的に相談対応する福祉総合相談窓口を設置し、課題解決に向け、多機関が協働で支援する体制づくりに取り組んでいます。
- ・近年、高齢者の単身世帯・核家族の増加に加え、同一世帯に複合的な問題を抱えていたり、縦割りの制度の狭間に陥ってしまったりと、地域福祉に関する課題は複雑化し、多様化しています。こうした中で、「地域共生社会^{※1}」の実現が求められています。
- ・市内でも8050問題^{※2}、ひきこもりやヤングケアラー^{※3}など制度・分野の枠を超えた福祉課題が増加しており、これらの解決に向けては、福祉活動に参加する人材を継続して増やしていくとともに、専門職間だけでなく、地域福祉に関わる団体や関係機関などの間で、より重層的にネットワークをつくることが必要です。
- ・2016年（平成28年）に施行された自殺対策基本法の一部改正に伴い、誰も自殺に追い込まれない社会の実現のため、2018年度（平成30年度）に自殺対策計画を策定しました。2023年度（令和5年度）には「気づき、つなぎ、見守る　いのち支え合う健幸のまち　いわくら」の基本理念を継承し第2期計画を策定しました。

施策がめざす将来の姿

- 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が実現しています。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	81.0% (H30)	84.4% (R5)	85.0%	90.0%
ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	51.8% (R2)	51.2%	55.0%	60.0%

施策の内容

(1) 計画的な地域福祉の充実・支援

個別施策：①地域福祉推進体制の強化

内容	地域で活動している団体などの活動を活性化し、地域の中で考え、解決に向けた取組ができるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。また、包括的な相談体制を活用して8050問題、ひきこもりやヤングケアラーなど、複雑化・複合化している地域福祉課題に対応します。
----	--

個別施策：②地域福祉意識の醸成

内容	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壤を醸成します。
----	--

個別施策：③福祉教育の充実

内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。
----	---

個別施策：④地域福祉の担い手の育成

内容	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催と内容の充実により、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会、市民活動支援センターと連携して支援します。
-----------	--

個別施策：⑤地域コミュニティ活動の支援【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】

内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。
主要事業	◆地域福祉計画推進事業 ◆福祉講座、福祉実践教室 ◆ボランティア養成講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	954人	1,019人	980人	1,000人
ボランティア養成講座受講者数	10人	62人	65人	80人

（2）安心して地域で生活できる環境づくり

個別施策：①支え合いのネットワークづくり

内容	支援が必要な人を地域で支え合うことができるよう、社会福祉協議会と連携して、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。
-----------	--

個別施策：②見守りネットワークと支え合いの体制づくり

【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】

内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールなどの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
-----------	---

個別施策：③災害時要配慮者の支援体制づくり

内容	災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようになるため個別避難支援計画の作成を促進します。
-----------	---

個別施策：④生きることへの支援

内容	自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援に関する団体との連携、情報交換に努め、地域におけるネットワークの構築と強化を行い
-----------	---

	ます。また、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へつなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者名簿 ◆自殺対策計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
個別避難支援計画の作成数	170 件	137 件	350 件	500 件
ゲートキーパー研修参加者数	59 人	294 人	200 人	500 人

関連する計画・条例

- 第3期岩倉市地域福祉計画（令和5年度～令和11年度）
- 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- 岩倉市障がい者計画（第6期）（令和6年度～令和11年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 第2期岩倉市自殺対策計画（令和6年度～令和11年度）

用語の解説

※1：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※2：8050問題

80代の老親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという社会問題。ひきこもりの状態が長期化し相応の年齢になり、さらに高齢となった親の収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして経済的に一家が孤立・困窮するケースを言う。

※3：ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

基本施策名**5 高齢者福祉・介護保険**

高齢者福祉・介護 保険	健康・生きがいづくり の推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステム の推進	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
	介護を必要とする人が 安心して暮らせる環境 づくり	見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
		介護保険事業の円滑な運営	0531
		認知症施策の充実	0532
		高齢者の権利擁護・虐待防止	0533

現状と課題

- 本市の2025年（令和7年）3月末時点の高齢者数は11,998人、高齢化率※¹25.2%となっており、介護保険制度の始まった2000年（平成12年）と比較して約2倍に増加しています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には高齢化率は29.1%に増加すると推計しています。なお、2040年（令和22年）には、世代間の不均衡が著しい水準に達し、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるといわれています。
- 元気なうちは知識と経験を生かして働きたいという高齢者や、活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しむ高齢者が多くいます。
- 市民の指導士によるシルバーリハビリ体操の普及やスクエアステップ講座などの介護予防事業など、心身の活力が低下した虚弱な状態（フレイル）にならないよう、高齢者の健康づくりと社会参加を同時に進めていく必要があります。
- 多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、地域の高齢者交流サロン等が高齢者の活動の拠点となっており、活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽に集える新たな交流の場の創設などが求められています。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成やシルバー人材センターへの支援などが引き続き必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあり、高齢者の孤立死も見られます。また、2025年（令和7年）3月末時点で2,150人いる本市の要介護（支援）認定者※²においては、その約5割に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられるなど、高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。2024年（令和6年）に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の予防や理解を深める取組などの認知症施策を推進することが必要です。

- ・また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待防止や成年後見制度^{※3}の活用など、高齢者の尊厳と権利を擁護するため、引き続き積極的に取り組む必要があります。
- ・高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を發揮し、自立した生活を送ることができるまちをつくるために、国の動向を把握しながら、地域包括ケアシステム^{※4}の推進と地域共生社会の実現が必要です。
- ・市内に2か所ある地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として、高齢者の相談及び支援体制を充実させることが必要です。
- ・75歳以上の高齢者人口が増える中で、要介護（支援）認定者は着実に増加することが見込まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
- ・2017年（平成29年）4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業^{※5}を開始しており、要支援者等に対して、地域の実情に応じて住民主体の取組を含めた多様なサービスの整備が課題となっており、高齢者の生活支援や見守りなど、地域における支え合いの体制づくりを推進していくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で自立した生活を送っています。
- 地域包括ケアシステムの推進により、地域共生社会^{※6}のもと公的サービスと地域の支え合いによって、高齢者が安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合	68.5% (H30)	85.3% (R5)	69.0%	86.0%
75歳以上の要介護3～5の認定率	7.5% (R2.9末時点)	7.1%	7.6%以下	8.4%以下

施策の内容

（1）健康・生きがいづくりの推進

個別施策：①介護予防と日常生活の自立支援

内容	介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多
----	--

	様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。また、シルバーリハビリ体操等の普及に努め、フレイル予防を推進します。
--	---

個別施策：②多様な社会活動等への参加支援

内容	高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢者等のサロン活動の育成・支援に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防・日常生活支援サービス事業 ◆シルバーリハビリ体操推進事業 ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業 ◆シルバー人材センター補助事業 ◆高齢者交流サロン活動費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
シルバーリハビリ体操指導士数（累計）	22人	89人	115人	190人
高齢者交流サロン補助金交付団体数（累計）	9団体	12団体	20団体	30団体

（2）地域包括ケアシステムの推進

個別施策：①地域包括支援センターを核とした地域づくり

内容	地域包括ケアシステムを推進し、保健・医療・福祉・介護にかかわる多職種の連携はもとより、関係機関との連携強化により、高齢者及びその家族が安心して生活ができるよう地域課題の解決に取り組みます。
----	--

個別施策：②高齢者への支援

内容	高齢者が安心して日常生活を送yroうできるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業や、すこやかタクシー料金助成、医療費の一部負担などの支援を行います。生活支援コーディネーターと連携し、地域での課題を抽出し、ニーズを把握することで、必要な支援等の充実に努めます。
----	---

個別施策：③見守りネットワークと支え合いの体制づくり

内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
----	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター運営事業 ◆認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業 ◆ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス ◆生活支援コーディネーター配置事業 ◆後期高齢者福祉医療費支給事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
高齢者見守り事業所登録数	26 事業所	30 事業所	40 事業所	50 事業所
地域包括支援センター相談件数	1,740 件	1,881 件	1,900 件	2,000 件

（3）介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

個別施策：①介護保険事業の円滑な運営

内容	介護保険事業を円滑に運営することで、必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護保険料の賦課・徴収や各種サービス利用に対する給付を適正に行います。また、介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。
-----------	--

個別施策：②認知症施策の充実

内容	認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザーカーと連携し、認知症サポーター養成講座等を実施します。また、認知症サポーターと連携した取組や認知症の人の社会参加の機会の確保等の取組を検討します。認知症サポート医※7などの専門職による認知症初期集中支援チーム※8での支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。
-----------	--

個別施策：③高齢者の権利擁護・虐待防止

内容	地域包括支援センターと尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業※9の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともにケアマネジャーと関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。
-----------	---

- 主要事業**
- ◆認知症初期集中支援チーム事業
 - ◆認知症サポーター養成講座
 - ◆介護人材の確保・定着支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	7,798 人	9,334 人	9,000 人	12,000 人
高齢者における成年後見制度の認知度	62.1%	58.1% (R4)	70.0%	80.0%

関連する計画・条例

- 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- 岩倉市介護保険条例

用語の解説

※1：高齢化率

総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。

※2：要介護（支援）認定者

介護保険サービスを利用するため、市に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人。

※3：成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金管理などの財産管理や日常生活での様々な契約（身上監護）を支援していく制度。

※4：地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に發揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいを、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。

※5：介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の地域支援事業として、2017年（平成29年）4月に開始した事業。要支援1～2の高齢者及び基本チェックリストを実施し事業対象者となった高齢者を対象とした訪問介護、通所介護、生活支援サービスや介護予防事業などがある。

※6：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※7：認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言、その他の支援を行い、専門機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

※8：認知症初期集中支援チーム

2017年度（平成29年度）より市内2か所の地域包括支援センターに設置した認知症サポート医研修を受講した医師や社会福祉士、保健師などの専門職によるチーム。認知症状のある人や家族支援のため、医療や介護サービスへの初期の対応を行う。

※9：日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより自分一人で判断することに不安がある人を対象として「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。

基本施策名**6 障がい者（児）福祉**

障がい者（児）福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
		福祉サービスの充実と関係者の連携	0612
		医療費の支援	0613
		就労の支援	0614
		スポーツ・文化活動等への参加促進	0615
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	0621
		地域での障がい者に対する理解促進	0622
		障がい者の権利擁護・虐待防止	0623
		ボランティア活動の充実	0624
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
		医療的ケア児の支援	0633

現状と課題

- 国際社会において、障がい者の権利保障に向けた取り組みが進められ、わが国も「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」を整備し、2014年（平成26年）に「障害者権利条約」に批准しました。しかし、2022年（令和4年）に、自立した生活と地域社会への参加が進んでいないことなどについて、国連の委員会から勧告を受けています。また、2024年（令和6年）から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
- 障がい者施策の基本となる「障害者基本法」により、市町村障害者計画の策定が義務付けられています。2023年（令和5年）に策定された国の「第5次障害者基本計画」は、地域社会における共生等、差別の禁止及び国際的協調を基本原則としています。
- このような状況を踏まえ、本市では、2023年度（令和5年度）に、障がい者計画（第6期）を策定しました。『ともに生き、ともに創ろう　ずっと住みたい、生きがいのあるまち　いわくら』を基本理念として、ライフステージに対応した包括的な支援体制の構築、誰もが役割を持った真の地域共生社会の実現、障がいを理由とする差別の解消と権利擁護や人材の確保・育成をめざしています。
- 障がいに関する相談は増加傾向にあり、内容についても複雑化しているため、部署間や関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。また、2023年度（令和5年度）に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センター※1を設置しました。
- 重度心身障がい者にも対応した生活介護支援事業所や短期入所（ショートステイ）を兼ね備えた共同生活援助（グループホーム）が設置され、市内に障がい福祉サービス

を提供する事業所も増え、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつありますが、今後も対象者のニーズを把握し、事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要があります。

- ・高齢者や障がい者の権利擁護のための相談支援機関として、2市2町(岩倉市、小牧市、大口町、扶桑町)共同で開設した尾張北部権利擁護支援センターの周知と成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人の育成や活動を支援する必要があります。
- ・本市では子ども発達支援施設「あゆみの家」が中心となって乳幼児期の療育に取り組んでいます。そこでは、保健センターと連携して障がいの早期発見及び早期療育に努め、さらに障がいに対する理解を深めるための講演会の実施など保護者や関係する施設の職員へ支援を行っています。
- ・2024年度（令和6年度）には、市内の児童発達支援センターに児童発達相談支援等業務を委託し、障がい、療育、子どもの発達に関する相談や、福祉サービスに関する相談支援に加え、保健、医療、保育、教育等の各分野の関係機関との連携体制を整えました。
- ・今後は、医療的ケアを要する児童が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関との連携を強化し、療育支援に関する知識や技術の交流を図りながら、切れ目のない支援ができる体制づくりを進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 障がい者が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。
- 障がいのある人もいない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活・自立支援など障がい者(児) 福祉に満足している市民の割合	79.3% (H30)	83.5% (R5)	85.0%	90.0%

施策の内容

(1) 障がい者への地域生活支援と社会参加促進

個別施策：①相談支援体制の充実

内容	身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。
----	---

個別施策：②福祉サービスの充実と関係者の連携

内容	障がい者が高齢化・重度化しても地域で安心して自立した生活を送ことができるように、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支援を充実します。
----	---

個別施策：③医療費の支援

内容	障がい者が、安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
----	-----------------------------------

個別施策：④就労の支援

内容	ハローワーク、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障がい者雇用に対する理解促進に努めます。
----	--

個別施策：⑤スポーツ・文化活動等への参加促進

内容	障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。また、特別支援学校や障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がい者の文化活動の発表の場の提供に努めます。
----	--

主要事業

- ◆相談支援事業
- ◆基幹相談支援センター運営事業
- ◆児童発達相談支援等事業
- ◆就労支援事業
- ◆地域生活支援事業
- ◆障害者医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
グループホームで生活している障がい者の人数	35人	79人	45人	55人
障がい者のスポーツ・文化行事への参加者数	481人	444人	600人	700人

(2) 障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実

個別施策：①福祉教育の充実【地域福祉】の再掲】

内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。
----	---

個別施策：②地域での障がい者に対する理解促進

内容	障がい者が地域で安心して暮らしていくよう、地域の行事に障がい者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障がい者への理解を促進します。また、地域自立支援協議会を中心として障がい者理解促進のための研修会を行います。
----	---

個別施策：③障がい者の権利擁護・虐待防止

内容	障がい者の権利や財産を守るために、尾張北部権利擁護支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障がい者への虐待を防止するため、家族への支援の充実を図るとともに、障がい者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
----	---

個別施策：④ボランティア活動の充実

内容	障がい者の日常生活や社会参加、災害時の支援が身近に行われるよう、手話奉仕員養成講座を行います。また、社会福祉協議会と連携し、要約筆記・点字・音訳の講座などを通じて、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組みます。さらに、支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。
----	---

主要事業	◆成年後見制度利用促進事業 ◆日常生活自立支援事業 ◆意思疎通支援事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
障がい者支援に関するボランティア登録者数	89人	89人	120人	150人

(3) 障がい児支援の充実

個別施策：①子どもの障がいの早期発見と早期支援

内容	発育・発達を多職種で多様な角度から確認するなど健康診査の精度向上を図り、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。また、障がいの早期発見と早期支援を図るとともに、専門的な療育支援へと円滑につなげるため、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関と連携した支援の強化を図ります。
----	---

個別施策：②継続した相談支援体制の確立

内容	障がい児とその親が、障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化し、出生から就園・就学・進学等へ切れ目のない支援体制の構築に努めます。 障がい児が身近な地域で安心して療育を受けることができるよう、市内の児童発達支援センターへ児童発達相談支援等業務を委託し、継続的な支援を行います。
-----------	---

個別施策：③医療的ケア児の支援

内容	医療的ケア児等コーディネーターを中心として、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援の強化に努めます。
主要事業	◆乳幼児健康診査、こども発達相談、健康診査事後教室 ◆あゆみの家児童発達支援事業 ◆児童発達相談支援等事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療的ケア児等コーディネータ 一設置人数（累計）	3人	5人	6人	9人

関連する計画・条例

- 岩倉市障がい者計画（第6期）（令和6年度～令和11年度）
- 岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（令和6年度～令和8年度）
- 第3期岩倉市地域福祉計画（令和5年度～令和11年度）
- 岩倉市子ども未来応援計画（令和7年度～令和11年度）

用語の解説

※1：基幹相談支援センター

障がい者やその保護者、または障がい者の支援を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する地域における相談支援の中核機関となる施設。

基本施策名**7 生活困窮者支援**

生活困窮者支援	自立支援の充実	相談体制の充実	0711
		自立した生活に向けた支援	0712
適切な保護の実施		要保護世帯の的確な把握	0721
		的確・迅速な生活保護の実施	0722

現状と課題

- ・生活保護制度は、憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として、生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的としています。この制度を最後のセーフティーネットとして機能させるために、保護を必要とする人たちの的確な把握に努めることが重要であり、社会福祉協議会などの関係機関や地域で活動している民生委員・児童委員と引き続き緊密に連携していく必要があります。
- ・2015年（平成27年）3月以降、生活保護の受給者数は全国的に減少傾向にあり、本市においても2020年度（令和2年度）当初までは同様の状況となっていましたが、2021年度（令和3年度）には増加に転じ、受給者数は年々増加傾向にあります。
- ・就労可能な人たちへの自立に向けた支援として、2018年度（平成30年度）からハローワークによる巡回訪問を月2回実施しており、就労支援員による活動と連携して取り組んでいます。就労活動に意識を向けるよう、より一層の関係性の構築が必要です。
- ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者に対して包括的な支援を図るため、2015年（平成27年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、自立相談支援事業をNPO法人に委託し、生活自立支援相談室を設置しました。これにより、経済的な困窮をはじめとして、住まいの不安定や家庭の問題、緊急的な食料の支援などの生活の困りごと全般についての相談を受け付けています。今後も相談者に応じた適切な支援が行えるよう、相談員の資質向上が求められます。

施策がめざす将来の姿

- 生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、誰もが健康で文化的な生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活保護からの自立世帯数	5世帯	4世帯	12世帯	17世帯

施策の内容

(1) 自立支援の充実

個別施策：①相談体制の充実

内容	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう生活自立支援相談室等の相談体制の充実に努めます。また、相談内容に応じて適切な援助ができるよう相談支援員の資質向上を図ります。
----	---

個別施策：②自立した生活に向けた支援

内容	生活困窮者や被保護者が自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人の状況把握に努めます。また、ハローワークと連携をとり、引き続き、就労支援員を中心とした就労支援に取り組みます。
----	---

主要事業	◆生活困窮者自立相談支援事業 ◆住居確保給付金事業 ◆食料支援事業 ◆子どもへの学習支援事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
就労支援プログラム参加者数	18人	35人	25人	30人

(2) 適切な保護の実施

個別施策：①要保護世帯の的確な把握

内容	要保護世帯への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。
----	--

個別施策：②的確・迅速な生活保護の実施

内容	生活保護の申請者には、複数の職員で面談をして問題点を的確に把握し、ケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護の開始に努めます。また、生活保護期間内においても必要な調査により保護要件の確認を行います。
----	---

主要事業

関連する計画・条例

用語の解説

第2章

個性が輝き心豊かな人を育むまち (子育て・教育・文化・スポーツ)

基本施策 8 子育て・子育ち支援

基本施策 9 学校教育

基本施策 10 生涯学習

基本施策 11 市民文化活動

基本施策 12 文化財の保護・継承

基本施策 13 スポーツ

基本施策名**8 子育て・子育ち支援**

子育て・子育ち支援	子どもが健やかに育つ 環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制 づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
	家庭への支援	家庭の育児力・教育力の向上	0841
		子育て世帯への医療費支援	0842
		児童虐待の未然防止・早期発見	0843
		ひとり親家庭の支援の充実	0844
	青少年健全育成	青少年の社会参加の促進	0851
		青少年の非行・被害の防止、健全な地域環境 づくりの推進	0852

現状と課題

- ・2023年（令和5年）に発足したこども家庭庁が提唱する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、本市は、令和6年2月に、こどもまんなか応援サポーターとなることを宣言し、本市が実施している様々な子育て支援施策を取りまとめ、ライフステージ順に可視化した岩倉市こどもまんなかアクションを発表し、推進しています。
- ・本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、2008年（平成20年）12月に子ども条例を制定しました。また、2023年（令和5年）4月に施行されたこども基本法に基づきこども家庭庁が策定したこども大綱の一部を踏まえて、2024年度（令和6年度）に、この条例を実行性のあるものとするための子ども行動計画と第3期子ども・子育て支援事業計画を一体の計画として、子ども未来応援計画を策定しました。引き続き、子ども条例の周知や子ども未来応援計画の施策を推進する必要があります。
- ・子育て世代の女性の就業率は上がり続けており、少子化が進んでいく中にあっても、特に、3歳未満児を中心に保育需要は増え続けています。
- ・本市においては、保育園の待機児童の解消を図るために早くから幼保連携を進め、2015年度（平成27年度）からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い市内の学校法人及び社会福祉法人の協力を得て認定こども園や保育園、小規模保育事業所を設置し、よ

り多くの子どもが保育を利用できる環境づくりに努めてきました。

- ・2019年（令和元年）10月からの制度改革により幼児教育・保育の無償化が行われましたが、今後も、本市の特徴である質の高い就学前の幼児教育・保育を提供するため、また、増大する保育需要に対応するためにさらなる公立保育園と民間保育施設との連携を進め、必要なサービスの量と質の確保に努める必要があります。
- ・また、公立保育園では施設の老朽化に対応するため、公共施設再配置計画に基づき統合保育園の整備を進めていますが、引き続き計画的に施設の改修や更新を進める必要があります。
- ・児童の健全育成では、2015年度（平成27年度）に策定した放課後子ども総合プラン基本方針に基づき、2024年度（令和6年度）に放課後児童クラブ^{※1}の学校敷地内等への移設が完了し、全クラブにおいて、小学校6年生まで対象を拡大しました。また、児童館では、中高生が活動できる機会や場所を提供するなど、子どもの居場所としての児童館の本来的な機能の充実に努めています。しかしながら、放課後児童クラブのニーズは依然として増加しており、放課後子ども教室^{※2}との一体的な実施についても課題となっています。
- ・核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域において子育ての知恵や経験を共有することが困難になっており、育児家庭の孤立化が問題となっています。子育ての悩みを抱え込まずに相談や交流ができる、地域の子育て関連情報の提供や子育てに関する講習を行う地域の子育て支援拠点の役割が重要になっています。また、児童虐待が社会問題化しているため、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。
- ・子ども医療費の助成については、2022年（令和4年）4月から支給対象者を高校3年生世代まで拡大しました。
- ・経済的に困難な状況に陥りやすいとされているひとり親家庭においても、安定した生活が送れ、子どもが安心して保育や教育を受けられるような支援策を充実させる必要があります。
- ・青少年を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、ひきこもり、不登校、ニートなどが大きな課題となっています。また、スマートフォンの普及に伴い、青少年にとって有害な情報が氾濫し、SNSに起因する犯罪被害の拡大やゲーム依存症など、インターネットの利用に係る問題は深刻さを増しています。
- ・地域社会のつながりが希薄化する中、青少年の健全育成には、家庭、学校、地域社会が成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、地域全体で育む社会づくりが求められています。

■ 施策がめざす将来の姿

- 子どもの権利が守られ、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現を目指した、岩倉市こどもまんなかアクションが推進されています。
- すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生

きと行動しています。

- 地域や子育てに関わる機関が連携して子育て世帯に寄り添った支援がなされ、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。
- 家庭・学校・地域の中で、青少年が社会を構成する重要な「主体」として尊重され、豊かな人間性と社会性を身につけて成長しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	30.8% (H30)	28.6% (R5)	38.0%	40.0%
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	77.7% (H30)	76.6% (R5)	83.0%	85.0%
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合	75.0%	74.8%	78.0%	80.0%

施策の内容

(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

個別施策：①子ども条例の推進

内容 子ども条例の趣旨・内容について市民等の理解を深め、実行へ移していくために、学校での「子どもの権利を考える週間」の授業や市の行事等を通じて市民への周知に努めます。また、子ども条例や子ども・子育て支援法に基づき策定した子ども未来応援計画により、子どものための居場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。

個別施策：②子どもを育む活動の支援

内容 子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもたちが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。

個別施策：③児童館活動・施設の充実

内容 遊びを通して子どもたちの健やかな成長を促進するため、地域の人たちとも協力をしながら、子どもの身近な施設としての役割を充実します。また、中高生の居場所としてより一層の活用が図れるように検討を進めます。

主要事業

- ◆子ども未来応援計画推進事業
- ◆子ども条例啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子ども条例を知っている市民の割合	21.7% (R2)	43.2%	30.0%	45.0%
児童館利用者数(放課後児童クラブを除く7館月平均)	1,219人	1,004人	1,300人	1,400人

(2) 保育サービス等の充実

個別施策：①幼児教育・保育サービスの充実

内容	すべての子どもが質の高い幼児教育や保育を受けられるよう公立保育園と私立の幼稚園や認定こども園等の民間保育施設とのさらなる連携を進めるとともに、引き続き保育園送迎ステーションといった本市独自の事業や、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。
----	---

個別施策：②保育施設の充実

内容	保育環境の向上のため、老朽化している施設について、計画的に改修を行うとともに、公共施設再配置計画に基づき、統廃合や複合化を伴う建て替えを進め、施設の充実を図ります。
----	--

個別施策：③放課後児童健全育成の充実

内容	放課後児童クラブの利用者が増加しているなかで、子どもが豊かな放課後を過ごせるように、放課後児童クラブの充実に加えて、運営方法や放課後子ども教室との連携も含めた事業の実施について検討します。
----	--

主要事業

- ◆子ども未来応援計画推進事業
- ◆保育園施設整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
待機児童数（保育園）	0人	6人	0人	0人
放課後児童クラブの利用定員数	375人	500人	460人	500人

(3) 地域の子育て支援体制づくり

個別施策：①子育て支援拠点の充実

内容	子育て支援センターや保健センター、公立保育園が中心となって、地域交流センター、多世代交流センター、児童館、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場としての居場所づくりを進めます。
----	---

個別施策：②相談支援体制の充実

内容	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、子育て支援センターと保健センターにおいて利用者支援事業を実施し、子育て支援サービスに関する情報提供や相談・助言等を行うとともに、保育園や認定こども園、幼稚園、児童館等の子育て支援施設が連携して気軽に相談できる体制づくりを進めます。
----	--

個別施策：③地域ぐるみの子育て支援

内容	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、市内のNPO法人が実施している家庭訪問型子育て支援ホームスタートのボランティア育成及び事業の支援を進めます。
主要事業	◆子育て支援センター事業 ◆ファミリー・サポート・センター事業 ◆利用者支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育て支援センター利用者数	17,309人	15,266人	19,600人	22,000人
ファミリー・サポート・センター援助会員数	74人	61人	80人	85人

(4) 家庭への支援

個別施策：①家庭の育児力・教育力の向上

内容	家庭において基本的な生活習慣や育児に関する知識を身につけ親子のコミュニケーション力を高めができるよう保健センターや子育て支援センターなどにおいて、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に努めます。
----	--

個別施策：②子育て世帯への医療費支援

内容	子どもたちが安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
----	-----------------------------------

個別施策：③児童虐待の未然防止・早期発見

内容	こども家庭センターが主体となって、学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業※ ³ を推進し、地域ぐるみの見守りを行います。
-----------	--

個別施策：④ひとり親家庭の支援の充実

内容	ひとり親家庭の自立の促進と経済的負担の軽減を図るため、就労や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業や医療費支給事業等を通して、きめの細かい支援を実施します。
-----------	--

主要事業

- ◆子育ち・親育ち推進事業
- ◆家庭児童相談事業
- ◆赤ちゃん訪問事業
- ◆母子・父子自立支援事業
- ◆子ども医療費支給事業
- ◆母子・父子家庭医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育ち・親育ち講座受講者数	2,007人	2,354人	3,000人	3,100人
子育て支援講習会参加者数	527人	602人	660人	780人
ひとり親家庭相談件数	185件	163件	200件	200件

(5) 青少年健全育成

個別施策：①青少年の社会参加の促進

内容	青少年の豊かな人間性を育むとともに、次代を担う人材の成長を促すため、年齢や成長段階に応じた居場所や活躍の機会の充実を図り、地域や社会活動への参加促進を図ります。
-----------	--

個別施策：②青少年の非行・被害の防止、健全な地域環境づくりの推進

内容	学校、地域、青少年問題協議会専門委員会等の関係機関と連携して、青少年の非行防止やインターネットトラブルなどの犯罪に巻き込まれないために、社会情勢の変化に応じた啓発やパトロール活動、相談窓口のPRなどを通じて、健全な地域環境づくりを推進します。
-----------	---

主要事業

- ◆青少年健全育成啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
青少年健全育成啓発事業参加人数	184人	107人	200人	230人

関連する計画・条例

- 岩倉市子ども未来応援計画（令和7年度～令和11年度）
- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市公共施設長寿命化計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市子ども条例

用語の解説

※1：放課後児童クラブ

児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組。

※2：放課後子ども教室

心豊かな人間性を育むことを目的として、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して、地域住民等の協力を得て、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、交流活動などの機会を提供する取組。

※3：赤ちゃん訪問事業

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する事業。

基本施策名**9 学校教育**

学校教育	教育内容の充実	計画的な教育行政の推進	0911
		特色ある教育の推進	0912
		教員の指導力向上	0913
		児童虐待やいじめ・不登校等への対応	0914
	安全・快適な教育環境の充実	人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	0921
		学校施設の再整備	0922
		地域とともにある学校運営の推進	0923
		家庭・地域との交流・連携活動の充実	0924
	教育支援の充実	特別支援教育の充実	0931
		家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
		学校における食育の充実	0942

現状と課題

- ・教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせて、本市では、2015年度（平成27年度）から新教育委員会制度をスタートさせるとともに総合教育会議を設置しています。
- ・また、これまでの教育施策や様々な地域活動、国や県の動向を踏まえ、2017年（平成29年）2月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、教育大綱を策定するとともに、同年3月に教育振興基本計画を策定（令和4年3月改訂）しました。その中で、本市がめざすべき教育目標を明らかにし、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進しています。
- ・本市では独自の教育プランを策定し、「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、よりよい社会を形成していく一員としての自覚と力量を備えた、心身ともに健康な子どもたちを育てたいという願いのもと教育活動を実践しています。
- ・子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子どもが被害者となる事故や犯罪が増加していることから、次代を担う子どもが安心して健全に成長するため、地域ぐるみで子育てを支援するなどの環境づくりが急務となっています。
- ・児童虐待やいじめ・不登校などの問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、その未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要になっています。また、各家庭の経

済状況による子どもの教育格差が生じないように継続的な経済支援を行う必要があります。

- ・老朽化が進む学校施設においては、主要構造部の耐震化、照明設備のLED化、屋内運動場等への空調設備の設置は完了しましたが、引き続き、学校施設長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化、乾式化等を含めた学校施設の大規模改修を進めています。また、整備にあたっては、社会状況や人口構造の変化に応じた学校の適正規模・適正配置が図れるよう検討する必要があります。
- ・Society 5.0^{*1}時代に生きる子どもたちの未来を見据え、新たな社会に対応できる能力を育成するため、情報機器を道具として使いこなす資質・能力を育み、より豊かな学びを実現していくことが必要になっています。
- ・学校に対する地域の関心は高く、地域に開かれた学校づくりが求められています。そのため、学校運営においては、地域・保護者・学校が共通理解を持ちながら、家庭・地域の教育力を活用し、開かれた学校運営・家庭との交流連携をさらに進めていくことが必要になっています。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{*2}を全小中学校に導入し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めています。また、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、部活動の指導等に意欲のある地域人材の協力を得ながら、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る必要があります。
- ・近年、発達障がいを含む障がいのある子どもやアレルギーのある子どもが増えてきていることから、それぞれの子どもに合わせた適切な指導や支援を行うことが必要です。
- ・2016年（平成28年）9月に給食提供を始めた学校給食センターでは、民間のノウハウや専門性、柔軟性を生かすため給食調理及び配達業務等に加え、配膳業務を民間委託しており、調理から配膳まで一貫した衛生管理を行っています。さらに、2024年度（令和6年度）からは、検収業務を追加しました。今後は、学校給食の提供を継続的かつ安定的に実施するため、調理設備等の適切な維持管理が必要となります。
- ・本市では、安全でおいしい学校給食の提供を第一に、地産地消や旬の食材等を取り入れ、栄養のバランスだけでなく児童生徒のし好にも配慮し、献立の多様化や給食内容の充実に努めてきました。また、2017年（平成29年）9月からは、学校給食における食物アレルギー対応として乳・卵の除去食の提供を行っています。
- ・物価高騰により、学校給食においても食材価格が高騰していることから、安全で良質な給食用食材の選定において、価格のみを優先する状況とならないように給食費を改定していく必要があります。
- ・全小中学校では、栄養教諭等による学年に応じた食指導を行っています。また、食育については家庭での役割が大きいため、献立表や給食だよりを活用した保護者へのより一層の啓発が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 児童生徒一人ひとりが、家庭・学校・地域の中で個性を尊重され、自らの手で未来を切り拓き、心豊かにたくましく育っています。
- 快適な教育環境の中で、児童生徒が安全で安心な学校生活を楽しんでいます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合	81.8% (H30)	84.2% (R5)	85.0%	88.0%

施策の内容

(1) 教育内容の充実

個別施策：①計画的な教育行政の推進

内容 教育大綱を踏まえて策定した教育振興基本計画の基本理念である「人がまちをつくり、まちが人を育む」を合言葉に、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、教育振興基本計画の基本目標を共有し、その達成に向けた取組を推進します。また、総合教育会議においては、市長と教育委員会で市の教育課題や将来ビジョン等を共有し、連携して効果的に教育関係施策を推進するため協議・調整を図ります。

個別施策：②特色ある教育の推進

内容 児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせた指導を進めると、少人数授業やティームティーチング^{※3}をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒に、きめ細やかな指導体制を充実し、基礎学力の定着や児童生徒が自ら学ぶ意欲の向上に努めます。
また、学校の自主性、自律性を保証する中で、学校ごとに地域の特性を生かした特色のある教育・学校づくりを進めます。さらに、ＩＣＴ^{※4}環境については、子どもたちが自分の学び方に合った方法を選択し、それぞれの理解の速さや深さに応じて主体的に取り組める環境づくりに努めます。

個別施策：③教員の指導力向上

内容	教員としてより豊かな人間性の形成や指導力・専門性を向上するため、市内小中学校が連携を図りながら、授業デザイン研究委員会を活用し質の高い学びを確保するための授業の在り方について研究を進め、教員の指導力の底上げを図るとともに、経験・職能に応じた教員研修の充実に努めます。
----	---

個別施策：④児童虐待やいじめ・不登校等への対応

内容	家庭・学校・地域が連携し、児童虐待やいじめ・不登校などの未然防止や早期発見、早期解決を図るとともに、児童相談関係機関との連携及び情報共有を徹底します。学校等においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員の配置、教育支援センターなどの教育相談の充実を図るとともに、校内教育支援センター等の多様な居場所づくりに努めます。
----	---

主要事業	◆教育振興基本計画推進事業 ◆情報教育推進事業 ◆非常勤講師配置事業（少人数授業等非常勤講師、中学校重点教科非常勤講師、特別支援教育支援員、日本語教育指導員、日本語教育支援員） ◆魅力ある学びづくり支援事業 ◆子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子どもが学校生活を楽しんでいると思っている保護者の割合	93.0%	92.0%	95.0%	96.0%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生 79.6% 中学生 70.4%	小学生 77.8% 中学生 64.4%	小学生 87.0% 中学生 71.0%	小学生 87.5% 中学生 72.0%

（2）安全・快適な教育環境の充実

個別施策：①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり

内容	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の照明器具や窓ガラスなどの非構造部材の耐震化を進めるとともに、バリアフリー化や緑化、多目的トイレの設置など、人や環境に配慮した学校施設の整備、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。また、地域の協力を得ながら登下校時の見守りボランティアなど校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、安全教育や通学路の安全対策を推進します。
----	---

個別施策：②学校施設の再整備

内容	近い将来見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて検討を進めます。また、少子化等の人口構造の変化をはじめ、教育内容・教育方法等の変化、社会状況等に対応して学校規模の適正化を図るために、再整備にあたっては、児童生徒数の推移に考慮しながら、児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえて検討を進めます。
-----------	---

個別施策：③地域とともにある学校運営の推進

内容	地域に密着した学校運営による地域ぐるみの教育を進めるために、保護者や地域に対して積極的に情報を発信していくとともに、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。また、学校が家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るため、学校評議員制度に代わり全小中学校に設置した、保護者・地域住民が学校と連携して学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）において、地域とともに学校運営を進めます。
-----------	---

個別施策：④家庭・地域との交流・連携活動の充実

内容	家庭や地域の有機的な交流・連携による学校教育の充実や地域で学校を支える意識を高めるため、地域の人材を活用した授業やクラブ活動、地域ぐるみの学校ボランティア活動などを推進します。 小中学校に配置した地域連携コーディネーターを中心に、地域学校協働活動※5を推進します。また、「岩倉市における中学校部活動の地域連携・地域展開推進計画」に基づき、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、部活動の指導等に意欲のある地域人材の協力を得ながら、生徒にとって望ましい部活動の実現を図ります。
-----------	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校施設整備事業 ◆地域等人材活用事業 ◆学校運営協議会制度 ◆地域学校協働活動推進事業 ◆部活動指導員、部活動サポーター事業
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
教育活動における地域等人材の活用件数	196 件	144 件	200 件	220 件
安心して学べる環境づくりに努めていると思う保護者の割合	89.9%	90.5%	90.0%	91.0%

(3) 教育支援の充実

個別施策：①特別支援教育の充実

内容	障がいのある児童生徒一人ひとりの発達状況や特性を把握し、児童生徒が持つ力をより高めるため、個別指導の充実を図るとともに教職員全体の資質向上、さらには医療・福祉関係機関との連携強化に努めます。また、特別支援教育支援員の適正な配置や施設整備等により、より適切な指導に努めます。 言語の発達に問題がある児童生徒に対する通級指導や発達障害のある児童生徒に対する通級指導の充実を図ります。 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師を派遣して支援を行います。
-----------	--

個別施策：②家庭への支援

内容	子育て支援を目的とした第3子以降学校給食費の無償化を行うとともに、家庭の経済状況により子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金制度等の周知を図り、保護者の経済的負担の軽減や継続的な学習環境の支援に努めます。
主要事業	◆特別支援教育支援員配置事業 ◆通級指導教室事業 ◆医療的ケア児支援事業 ◆第3子以降学校給食費無償化事業 ◆就学援助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
通級指導教室で指導が終了して退級した児童の割合	35.3%	15.1%	40.0%	45.0%

(4) 学校給食

個別施策：①安全でおいしい魅力ある学校給食の提供

内容	児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食用食材の選定や施設等の徹底した衛生管理、適切な維持管理により安全・安心な学校給食を提供します。また、食物アレルギーへの対応やセレクト給食等多彩な献立による、おいしい魅力ある学校給食の充実を図るとともに、ふるさといわくら応援寄附金を活用し、子どもたちの心に残る美味しい給食を提供します。
-----------	--

個別施策：②学校における食育の充実

内容	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事、食事マナーの向上を図るために、栄養教諭等による児童生徒への食に関する指導や保護者への啓発を行い、学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、学校給食において地産地消
-----------	---

	を進めるとともに、食の情報発信を積極的に行います。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食センター管理運営事業 ◆多彩な献立提供 ◆学校における食指導

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
県内産野菜の使用割合 (重量ベース)	38.6%	28.7%	43.0%	45.0%
給食時間が楽しいと思う児童生徒の割合	82.6% (H29)	92.1% (R5)	85.0%	87.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市第6次教育プラン（令和4年度～令和8年度）
- 健康いわくら21（第3次）（令和7年度～令和18年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市学校施設長寿命化計画（平成30年度～令和38年度）
- 岩倉市子ども条例
- 岩倉市健幸づくり条例
- 岩倉市における中学校部活動の地域連携・地域展開推進計画（令和6年2月策定）

用語の解説

※1 : Society 5.0

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものであり、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプト。I o T^{※6}、ロボット、人工知能（A I）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

※2 : コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組み。

※3 : ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法。

※4 : I C T

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※5：地域学校協働活動

子どもの成長を軸として、地域と学校が意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

※6：IoT

Internet of Things の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

基本施策名**10 生涯学習**

生涯学習	生涯学習の充実	生涯学習の普及・啓発	1011
		市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実	1012
		生涯学習環境の充実	1013
		自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
図書館の充実		図書館資料の充実	1021
		子どもの読書活動の推進	1022
		利用しやすい図書館づくり	1023

現状と課題

- ・「人生100年時代」「超スマート社会（Society 5.0）の実現」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、自分らしく、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を築いていくために、生涯学習の果たす役割はますます重要性を増しています。
- ・本市では、2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画（令和4年3月改訂）の基本目標の一つとして「生涯を通じた学び合いの定着」を掲げ、誰もが生涯学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう学習機会の充実や環境の整備を図り、生涯学習施策を進めています。
- ・生涯学習活動の拠点施設の一つである生涯学習センターは、適正な評価を行いながら指定管理者制度※1のもと安定した管理運営が行われ、文化協会、生涯学習サークルをはじめ多くの市民に利用されています。
- ・また、指定管理者の実績やノウハウを最大限に生かし、多様化、高度化している市民ニーズに対応した生涯学習講座を開催しています。今後も市民ニーズを適切に把握した講座の企画が求められています。
- ・超高齢社会にある中、高齢化による会員の減少により地域で活動しているNPOや市民団体の担い手不足が課題となっていることから、生涯学習活動が「自分のための学習」にとどまらず、生涯学習の最終的な目標である「自己実現・社会貢献」へと発展させ、社会参加へとつなぐ統括的な仕組みづくりが必要とされています。
- ・生涯学習は自らの教養を高めることや生きがいづくり、仲間づくりにもつながるため、楽しみながら学ぶことができる生涯学習活動の機会を充実していくことが大切です。
- ・図書館は幅広い図書等の収集やインターネット環境の整備、県及び他市町村図書館との相互利用により利用者の利便性は向上していますが、今後は、ますます多様化する利用者の求めに応じ、障がい者や高齢者等誰もが利用しやすい図書館するために、情報提供のあり方や読書人口の増加につながる取組を研究する必要があります。

- ・すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、保護者、図書館、図書ボランティア、学校、児童館などがそれぞれの役割の中で子どもの読書活動を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を行い、地域の中で豊かに暮らしています。
- 本を読む市民が増え、図書館は学びの場・地域の情報拠点として親しまれています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習に取り組む市民の割合	22.4% (H30)	19.0%	25.0%	30.0%
1年以内に図書館を利用したことがある市民の割合	27.1% (R2)	28.4%	30.0%	33.0%

施策の内容

(1) 生涯学習の充実

個別施策：①生涯学習の普及・啓発

内容 生涯学習の必要性・重要性を広く市民に周知するため、広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、生涯学習に関する情報を集約して市民にわかりやすく発信するほか、生涯学習センターフェスティバル等のイベントを通じた効果的な情報発信に努めます。

個別施策：②市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実

内容 多様化、高度化する市民ニーズの把握に努め、市民による自主企画講座や高校・大学などと連携した講座、既存の公共施設を有効活用した身近な場やオンラインでの講座の実施など、講座内容・学習機会の充実を図ります。

個別施策：③生涯学習環境の充実

内容 本市の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターにおいて、指定管理者の運営のもと、多様な世代を含む幅広い市民が利用しやすい環境の充実に努めます。

個別施策：④自主的な生涯学習のサポート体制の充実

内容	市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。また、生涯学習講座などで得た知識や技能等を地域づくり等の活動に生かせるよう市民の社会参加への支援に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習講座 ◆生涯学習センターフェスティバル ◆生涯学習センター管理運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習の場やメニューの内容・数に満足している市民の割合	92.4% (R2)	86.5% (R5)	93.0%	93.5%
生涯学習センター利用件数	7,115 件	7,209 件	8,500 件	9,000 件

(2) 図書館の充実

個別施策：①図書館資料の充実

内容	市民の読書活動を推進するために、市民が求める図書の充実に努めるとともに、インターネットを介したサービスの拡充による利便性の向上を推進し、図書館を学びの場・地域の情報拠点とします。
-----------	---

個別施策：②子どもの読書活動の推進

内容	おはなし会や子ども向けイベント等を充実し、子どもが本に親しむ機会を創出します。また、小中学校、児童館、保育園、市民ボランティア等と連携して子どもの読書活動を推進します。
-----------	--

個別施策：③利用しやすい図書館づくり

内容	図書館を市民の学びの場・地域の情報拠点とするために、図書館の基本的機能である資料の収集、整理、保存、提供の充実を図るとともに、資料やその利用方法についての情報提供を積極的に行います。 レファレンスサービス ^{※2} について積極的に周知するとともに、職員の技術向上とサービスの充実をめざします。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの読書活動推進事業 ◆図書館電子情報システム運用管理事業
-------------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
児童向け図書の貸出数 (絵本・紙芝居を含む)	99,896 点	90,970 点	110,000 点	120,000 点
市民一人当たりの蔵書数	3.6 冊	3.5 冊	3.6 冊	3.6 冊

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 第4次岩倉市子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）

用語の解説

※1：指定管理者制度

民間の能力を活用し、公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことを目的に、その管理運営を地方公共団体の指定する者（指定管理者）が代行する制度。

※2：レファレンスサービス

図書館利用者の求めに応じ、その調査・相談等に対し、図書館資料等を使って援助すること。参考業務とも言う。

基本施策名**11 市民文化活動**

市民文化活動	文化・芸術の振興	文化・芸術の振興	1111
		市民の文化・芸術活動への支援	1112
		文化協会等への活動支援	1113
	音楽のあるまちづくりの推進	セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展	1121
		ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123

現状と課題

- 本市では、2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画（令和4年3月改訂）の基本目標の一つとして「文化・芸術を育む風土の醸成」を掲げ、市民が文化・芸術活動を通じて心豊かな生活を送ることができるよう文化・芸術事業を推進しています。
- 本市では、市民が、身近な施設で優れた文化・芸術にふれる機会として、文化講演会、市民芸術劇場、ロビーコンサート等を開催しています。
- 文化芸術活動をしている市民の発表の機会として、市民文化祭、市民音楽祭、市民茶会を開催するとともに、自主的な発表の場として、市役所のミニステージやギャラリー等が活用されています。
- 生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点であると同時に、文化活動の発表や交流の場として市民が主体的に活用し、市民文化を創造していく拠点となっています。
- 「音楽のあるまちづくり」は、セントラル愛知交響楽団との連携の中で30年以上の蓄積があり、ポップスコンサート、市役所ロビーコンサートなどが市民の間で定着しています。ジュニアオーケストラなど青少年育成とも関連した音楽文化振興は、本市の大きな特色となっており、今後とも、市民・音楽家・行政の協働により進めていく必要があります。
- 岩倉市文化協会をはじめ文化活動団体の多くは、会員の減少や高齢化、ライフスタイル・価値観の変化等による後継者不足が課題となっており、団体の減少、文化事業の存続等に影響を与えていくことが考えられるため、新規会員や新規団体の加入促進を図り、団体活動を活性化していくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 生涯学習センターなどの身近な場で、文化・芸術活動が活発に行われ、市民団体や市民が様々なつながりを生かしながら、自主的な活動を発展させています。
- 市民の多くが音楽をはじめとする多様な文化・芸術に気軽に親しみ、住むことを誇りに思えるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
文化・芸術の振興や市民文化活動が活発に行われていると思う市民の割合	84.0% (H30)	85.5% (R5)	86.0%	88.0%

施策の内容

(1) 文化・芸術の振興

個別施策：①文化・芸術の振興

内容 文化・芸術意識の高揚を図るため、身近な施設で質の高い鑑賞・観覧機会を設ける等、市民が多様な文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。

個別施策：②市民の文化・芸術活動への支援

内容 市民の自主的な文化・芸術活動を活性化するため、創作・発表の機会の充実を図るとともに、運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努めます。

個別施策：③文化協会等への活動支援

内容 文化協会等が今後とも市民の手による文化活動推進の担い手となるよう、活動の活性化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。

主要事業

- ◆文化講演会・市民芸術劇場
- ◆市民文化祭・市民音楽祭
- ◆まちづくり文化振興事業助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民文化祭市民展出品者数	442人	453人	450人	460人
文化協会加入者数	438人	618人	600人	630人

(2) 音楽のあるまちづくりの推進

個別施策：①セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展

内容 セントラル愛知交響楽団とこれまで築き上げてきたパートナーシップの維持・発展に努め、コンサートの開催や小中学生への音楽指導を通じた市民・音楽家・行政による音楽のあるまちづくりを推進します。

個別施策：②ジュニアオーケストラの運営

内容 音楽を通じた青少年育成のため、音楽のあるまちづくり事業の中心的な存在としてジュニアオーケストラの運営と各種コンサートへの出演等の活動を支援します。

個別施策：③音楽鑑賞機会の充実

内容 セントラル愛知交響楽団との連携により、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、マタニティコンサート等各種コンサートを実施するとともに、他の音楽家の協力を得て音楽を観賞する機会の充実を図ります。

主要事業

- ◆音楽文化普及事業
- ◆ジュニアオーケストラ運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ジュニアオーケストラ 団員数	35人	40人	40人	40人
ロビーコンサート来場 者数	591人	695人	700人	800人

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）

用語の解説

基本施策名**12 文化財の保護・継承**

文化財の保護・継承	文化財の保存と活用	遺跡・文化財の保護・継承	1211
		収蔵品の整理と資料の活用	1212
		地域学習の推進	1213
	山車文化の継承	山車文化の継承と情報発信	1221
		山車の維持・保存	1222

現状と課題

- 本市では自治基本条例において、山車をはじめとした地域資源の継承に努めると定めており、また2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画（令和4年3月改訂）においては「地域の歴史・文化の次世代への継承」を基本目標に掲げ、地域固有の伝統文化の保護・継承に努めています。
- 2024年度（令和6年度）末時点の市と県が指定する文化財は、市内に18件あります。文化財は、古くからの歴史や文化を理解するために欠くことができない貴重な資産であるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。このようなことから、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うことが求められています。
- 市内には県指定史跡である大地遺跡をはじめ、多くの遺跡が散在しています。また、未確認の埋蔵文化財が所在することも予想されることから、住宅建築や公共工事等開発に伴う調査を適切に実施し、遺跡の保護に努める必要があります。
- 市指定文化財である3台の山車は、江戸時代の1620年代にそれぞれ建造されており、本市の山車文化が始まってから400年を迎えました。
- 3台の山車は、1991年（平成3年）に復活を願う市民の気運が高まり復元し、1992年（平成4年）から岩倉桜まつりにあわせ山車巡行が始まりました。岩倉桜まつりでの山車巡行・展示や江戸時代からの伝統に基づく夏まつりでの山車披露など、岩倉市山車保存会、3町各山車保存会と協力し、山車の保護・継承に努めています。
- 岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでいますが、山車文化を継承していく上では、岩倉市山車保存会の活性化が不可欠となっています。また、山車は復元から30年余り経過し、主要な構造部分にも傷みが生じてきているため、2024年度（令和6年度）には、山車の大規模な修繕やからくり人形の修繕等を行いました。山車の継承のためには、今後、適切な保全に努めていく必要があります。
- 郷土資料室において、市民の協力を得ながら寄贈を受けた古民具のデータベース化・修復・展示等を行っていますが、収蔵スペースや保管・管理体制、展示方法について十分とはいえません。
- 文化財保護の取組を進めるためには、専門家の協力や市民の理解・協力が不可欠です。

専門性を有する人材の不足や文化財の知識を有する市民の高齢化などが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 貴重な文化財が守られ、後世に受け継がれています。
- 市民が地域固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として、このまちに愛着を感じ、誇りを持っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
遺跡・文化財の保護・活用に満足している市民の割合	85.4% (H30)	87.2% (R5)	86.0%	88.0%

施策の内容

(1) 文化財の保存と活用

個別施策：①遺跡・文化財の保護・継承

内容 専門家や市民の協力を得ながら、遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財の適切な管理に努めるとともに、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護・継承に努めます。また、主要遺跡、指定文化財、その他の主な文化財を適切に保護するため、専門性を有する人材の確保に努めます。

個別施策：②収蔵品の整理と資料の活用

内容 市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を高められるよう、専門家や市民の協力を得ながら郷土資料室等の収蔵品の整理及びデータベース化を進めるとともに、データ化した資料をはじめとした歴史資料を活用し、インターネットで公開するなど、展示・公開の充実を図ります。

個別施策：③地域学習の推進

内容 郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるため、市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座の充実、子どもたちへの地域学習の推進により、担い手の育成に努めます。

主要事業

- ◆文化財データベース化事業
- ◆文化財展示・P R 事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
指定文化財件数	18 件	18 件	19 件	20 件
文化財・収蔵品データベース化進捗状況	47.0%	62.9%	62.0%	77.0%

（2）山車文化の継承

個別施策：①山車文化の継承と情報発信

内容 岩倉市山車保存会と連携し、山車やからくり人形の保護、お囃子や山車曳きにふれる機会の創出に努めるとともに、桜まつり等イベントや学校活動を通した山車文化の効果的な情報発信を行います。また、広く担い手を確保するための取組を支援します。

個別施策：②山車の維持・保存

市指定文化財である3台の山車の維持・保存のため、計画的な修繕に必要な支援を行います。

主要事業

◆山車巡行・展示事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉の山車を知っている市民の割合	94.3% (R2)	92.2%	95.0%	95.5%

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市文化財保護条例

用語の解説

基本施策名**13 スポーツ**

スポーツ	スポーツ活動の充実	スポーツの普及と振興	1311
		スポーツ団体の育成・活動支援	1312
	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備 学校体育施設等の有効活用	1321 1322

現状と課題

- ・国は、2022年度（令和4年度）からの5年間を計画期間とする「第3期スポーツ基本計画」において、「スポーツをつくる・ともに行う・誰もがアクセスできる」の3つの視点を柱に、共生社会の実現やスポーツ実施率の向上をめざすとしています。
- ・本市は、2017年（平成29年）3月に策定した教育振興基本計画（令和4年3月改訂）において、スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別等、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざすとしています。また、2018年（平成30年）12月に行った「健幸都市宣言」では、手軽に取り組める運動や多様なスポーツを自分に合った運動習慣として楽しみながら続けることで、健幸をめざすとしています。
- ・スポーツ協会、岩倉スポーツクラブ等、市民が主体となったスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携をとりながら様々なスポーツ大会や教室を通じて、競技スポーツやバラスポーツなどの振興を図ってきました。
- ・総合体育文化センターは、2014年度（平成26年度）から指定管理者制度を導入し、指定管理者とともに年間を通じてスポーツ教室、スポーツ大会等を開催し、日常的にスポーツに親しむ機会を提供しています。
- ・多くのスポーツ団体において、会員の高齢化やライフスタイル・価値観の変化等により会員数が減少傾向にあります。
また、団体の運営に携わる人や指導者が不足していることも課題となっています。
- ・スポーツ参画人口の増加には、総合体育文化センターをはじめとした既存の市内スポーツ施設を、より有効に活用することが求められます。また、スポーツ施設を長期的な視点で維持管理し、高齢者や障がいのある人でも安全に安心して使うことができるようになるなど施設の充実が求められます。
- ・石仏スポーツ広場は、市民の新たなスポーツ活動拠点として、令和9年度の供用開始を目指し球場及びサッカーグラウンドを備えた都市公園として整備を進めています。

施策がめざす将来の姿

- スポーツが生活の一部となり、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もがいつまでもスポーツに親しめる、豊かなスポーツライフが実現できるまちとなっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 令和6年度	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
スポーツの参加機会や振興に満足している市民の割合	81.7% (H30)	83.5% (R5)	82.0%	85.0%
月に1回以上スポーツを行う市民の割合	48.3% (H30)	46.1%	50.0%	55.0%

施策の内容

(1) スポーツ活動の充実

個別施策：①スポーツの普及と振興

内容 市民がよりスポーツを身近に感じられるように、スポーツ協会、スポーツ推進委員等と連携して地域におけるスポーツの普及・振興を図り、様々な種目のスポーツを気軽に体験できる機会を提供します。

個別施策：②スポーツ団体の育成・活動支援

内容 高齢化やライフスタイル・価値観の変化等によるスポーツ団体の会員数減少やそれに伴う団体数の減少等の課題解決に向け、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体の育成・発展を図るとともに、活動しやすい環境を整えるため、施設利用に関する調整や指導者育成の支援を行います。また、幼少期を含む若い世代のスポーツ活動への参加促進を図ります。

- 主要事業**
- ◆スポーツ教室
 - ◆地域スポーツ交流事業、岩倉市民体育祭、いわくら市民健康マラソン等
 - ◆スポーツ指導者養成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 令和6年度	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	1,990人	2,078人	2,100人	2,200人

(2) スポーツ環境の整備

個別施策：①スポーツ施設の整備

内容 スポーツ施設におけるバリアフリー化をさらに進め、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、安全管理対策を充実させます。総合体育文化センターでは、指定管理者の運営のもと、施設の適切な維持管理や民間の手法を取り入れた管理運営を行いながら、大規模修繕や将来的な施設の複合化について検討を進めます。

個別施策：②学校体育施設等の有効活用

内容	各小中学校の体育施設を開放し、市民が地域で気軽にスポーツ活動に取り組める環境を提供するとともに、新たなスポーツの活動場所として、民間のスポーツ施設等の活用についても研究していきます。
主要事業	◆スポーツ施設の管理・運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共スポーツ施設及び小中学校 体育館利用件数	57,724 件	58,411 件	65,000 件	67,000 件

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市健幸づくり条例
- 健康いわくら21（第3次）（令和7年度～令和18年度）

用語の解説

第3章

利便性が高く魅力的で 活力あふれるまち（都市基盤・産業）

基本施策 14 移動環境

基本施策 15 市街地

基本施策 16 住環境形成

基本施策 17 上下水道

基本施策 18 農業

基本施策 19 商工業

基本施策 20 観光・交流

基本施策名**14 移動環境**

移動環境	公共交通の利便性の向上	公共交通の利用環境整備促進	1411
		総合的な交通対策の推進	1412
		駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	1413
	安全で快適な道路環境の整備・維持管理	幹線道路の計画的な整備	1421
		道路・橋梁の計画的な維持管理の推進	1422
		狭あい道路や行き止まり道路の解消	1423
		歩行空間のユニバーサルデザイン導入の推進	1424
		交通安全施設の整備 【「防犯・交通安全」の再掲】	1425

現状と課題

- ・鉄道、バスなどの公共交通機関は、通勤・通学等の大量移動手段の確保など、都市生活を支える役割を担っています。また、豊かで快適な都市機能を支えていく上で重要な社会資本の一つであり、環境負荷の少ない交通体系として地球環境保全を支える社会資本の一つでもあります。しかしながら、近年では運転手等の深刻な人手不足、燃料費の高騰、超高齢化の進行への対応や、脱炭素型社会の実現に向けて持続可能な移動環境の確保が課題となっています。
- ・本市は古くから交通の要衝として発展し、今日の岩倉駅は名鉄犬山線の主要駅としての役割を担っており、東西のバス網の結節点となっています。
- ・本市独自の公共交通施策としては、2013年（平成25年）10月からデマンド型乗合タクシーを運行してきましたが、2018年度（平成30年度）に実施した地域公共交通調査の結果を踏まえ、2019年（令和元年）10月からタクシー車両を活用したふれ愛タクシー事業への切り替えを行い移動困難者に対して外出・移動支援として運行しています。
- ・道路のユニバーサルデザインをめざして、歩道を設置し段差を解消するなど整備を進めてきましたが、歩道を有する道路が少なかったり、歩道の幅が狭かったり、舗装面が凸凹な路線もあります。
- ・駅周辺の駐輪場については、一部施設への利用の偏在がみられることがから、施設の効率・効果的な利用を促していくことが必要となっています。
- ・本市では2024年度（令和6年度）に、自転車利用者に配慮した自転車通行空間を効率的かつ効果的に整備するための自転車ネットワークの形成や、鉄道駅や商業施設などを利用する際に駐輪しやすい環境の整備を行うとともに、安全な自転車利用を促進する広報や啓発活動を行い、健康的で環境にもやさしく利便性の高い自転車をより活用

できる環境づくりをめざし、自転車活用推進計画を策定しました。今後は計画に基づき、自転車活用を推進していく必要があります。

- ・道路は社会経済活動や市民生活を支える重要な社会資源であり、近年頻発する大規模災害においては、緊急輸送路や避難路として、より重要な役割を担うようになっています。しかしながら、道路の整備には多くの事業費と長い期間を要することから、市内の道路だけではなく、広域的な道路ネットワークも含めた個々の道路の役割を整理し、整備・維持管理していくことが求められています。
- ・新規の道路整備にあたっては、周辺のまちづくりなども含め、より有効に道路が使われるよう体系的に整備していくことが求められます。
- ・本市では、一宮市とともに2021年度（令和3年度）から名神高速道路の一宮インターチェンジから小牧インターチェンジまで間において、スマートインターチェンジの設置に向けた検討を行っており、2024年（令和6年）9月に尾張一宮パーキングエリアが新規準備段階調査箇所として選定されました。今後は、国による早期事業化に向けて検討や調整を行っていく必要があります。
- ・限られた財源の中で、道路や橋梁などの道路施設の老朽化対策が課題となっていることから、橋梁長寿命化修繕計画、舗装修繕計画に基づいた計画の推進等により、さらなるライフサイクルコストの削減など効率的な維持・修繕を実施していくことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 公共交通の利便性が向上し、誰もが利用しやすい交通環境が整っています。
- 安全で快適な道路環境が整い、適切に維持管理され、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共交通の利便性に満足している市民の割合	79.6% (H30)	81.6% (R5)	81.0%	83.0%
安全で快適に移動できる道路環境が整っていると思う市民の割合	71.9% (R2)	64.9%	75.0%	78.0%

施策の内容

(1) 公共交通の利便性の向上

個別施策：①公共交通の利用環境整備促進

内容 誰もが利用しやすい交通環境を整えるため、鉄道、バスの維持・充実や施設の利便性・安全性の向上について、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、関係機関へ要請していきます。

個別施策：②総合的な交通対策の推進

内容 既存の公共交通の利用を前提として、ふれ愛タクシー事業の利用促進に努めます。また、地域や交通事業者と連携し新たな移動手段の検討や広域連携の視点により公共交通の利便性の向上をめざします。

個別施策：③駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進

内容 駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、有料化も含めた適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。

主要事業

- ◆ふれ愛タクシー事業
- ◆放置自転車等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内鉄道駅3駅の乗降者数合計 (1日平均)	30,516人 (H29)	26,849人 (R4)	32,000人	33,500人
路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	87.4% (H30)	87.4% (R5)	80.0%	90.0%

(2) 安全で快適な道路環境の整備・維持管理

個別施策：①幹線道路の計画的な整備

内容 市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めるとともに、本市のさらなる交通の利便性向上につながるスマートインターチェンジの整備を進めます。また、社会情勢の変化などにより変更が求められる都市計画道路の路線については、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。

個別施策：②道路・橋梁の計画的な維持管理の推進

内容 限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。

個別施策：③狭あい道路や行き止まり道路の解消

内容	狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備に努めます。また、セットバック※ ¹ 用地や交差点の隅切り※ ² の確保などを進めます。
----	---

個別施策：④歩行空間のユニバーサルデザイン導入の推進

内容	誰もが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、歩道部の段差緩和や点字ブロックの設置などのバリアフリー化をはじめとする、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
----	---

個別施策：⑤交通安全施設の整備【「防犯・交通安全」の再掲】

内容	安全・安心な交通環境を確保するため、交差点等にガードレール、カーブミラー、車止めポールなど交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の再舗装も計画的に実施します。
主要事業	◆名神高速道路スマートインターチェンジ整備事業 ◆都市計画道路桜通線街路改良事業 ◆橋梁長寿命化修繕事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
都市計画道路の整備率	75.0%	76.4%	78.1%	79.3%

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉駅東地区街路整備計画（平成15年3月策定）
- 岩倉市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月策定）
- 岩倉市自転車活用推進計画（令和7年度～令和16年度）
- 岩倉市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年1月策定）
- 岩倉市生活道路舗装修繕計画（平成25年3月策定）
- 岩倉市幹線道路舗装修繕計画（令和3年3月策定）
- 岩倉市地域強靭化計画（令和3年度策定）
- 岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針（平成16年4月策定）
- 人にやさしい街づくり公共施設整備の設計・施工上の技術的基準（平成23年3月策定）
- 岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例
- 岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 岩倉市交通安全条例

用語の解説

※1：セットバック

土地に接する公道の幅員が4m未満の場合、道路の中心線から2mの範囲内には建物を建築してはならないという建築基準法上の規制。

※2：隅切り

道路と道路が交差する部分の敷地の角を切り取り、道路に提供することで車や自転車、人などの交通安全を図り、車両の転回を容易にさせるもの。

基本施策名**15 市街地**

市街地	中心市街地の整備	中心市街地のにぎわい創出の促進	1511
		岩倉駅東地区市街地整備の推進	1512
	計画的な市街化区域の拡大検討	計画的な市街化区域の拡大検討	1521

現状と課題

- ・ 良好的な都市環境や居住環境の創出、健全な都市の発展のためには、道路や公園、上下水道などの社会資本の整備をはじめとし、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法により計画的な市街地整備を進める必要があります。
- ・ 本市では、これまで土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の基盤整備を進め、良好な市街地の形成に努めてきました。
- ・ 岩倉駅東地区は古くからの市街地で、狭あいな道路が多く、都市防災機能の強化や居住環境の向上のため、未整備である都市計画道路の整備が急務となっており、現在、岩倉駅東駅前広場から岩倉街道までの区間において都市計画道路桜通線の事業を進めています。
- ・ 無電柱化は、快適な移動空間の創出や景観の向上及び災害などの被害を最小限に抑えることができるため、中心市街地で現在事業中の都市計画道路桜通線で実施しています。課題としては、多額の事業費や電線管理者の合意などがありますが、今後も市街地の道路をはじめとして計画的に取り組む必要があります。
- ・ 市民意向調査の結果では、「岩倉駅周辺のにぎわいがある」と感じている市民の割合が低いことから、地域の人のつながりといった地域コミュニティを中心として、市民や商業者の参加・協働によって、岩倉駅周辺の中心市街地の活力とにぎわいの創出が求められます。そこで本市では、2022年度（令和4年度）に市の中心市街地のにぎわい創出を推進するため、お祭り広場を拡張し、将来のにぎわいの拠点となる（仮称）にぎわい広場の整備基本構想を策定しました。
- ・ 本市の人口密度の高さは、県内でも上位であり、居住環境向上のためには一定面積の市街化区域拡大を検討することが求められます。また、本市が持続的に発展していくためには、住居系地区の拡大のみでなく、産業系地区の拡大も重要となってきます。
- ・ このため、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街化区域の拡大を検討するとともに、市街化区域の拡大にあたっては、土地区画整理事業等による基盤整備が条件となることから、地元住民の機運を高め、地権者の合意を得るために、関係者の意向を把握する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 中心市街地ににぎわいがあり、活気のあるまちになっています。
- 住宅市街地の基盤整備が進み、安全で快適な居住環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合	70.4% (H30)	75.7% (R5)	72.5%	80.0%

施策の内容

(1) 中心市街地の整備

個別施策：①中心市街地のにぎわい創出の促進

内容 市の中心部におけるにぎわい創出を促進するため、岩倉駅東地区全体の整備構想等を策定します。また、(仮称)にぎわい広場整備基本構想に基づき、お祭り広場を拡張し、拠点となる(仮称)にぎわい広場の整備を推進します。

個別施策：②岩倉駅東地区市街地整備の推進

内容 中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用を推進します。また、道路整備にあわせて、景観や防災性の向上、交通の円滑化の観点から無電柱化を進めます。

主要事業

- ◆都市計画道路桜通線街路改良事業
- ◆(仮称)にぎわい広場整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉駅周辺ににぎわいがあると思う市民の割合	17.9% (R2)	16.9%	23.0%	30.0%

(2) 計画的な市街化区域の拡大検討

個別施策：①計画的な市街化区域の拡大検討

内容	住宅・工業系等の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や周辺環境に配慮した企業用地の確保を図る観点から、土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域の拡大を検討します。
----	--

主要事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2019年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市街化区域率	50.7%	50.7%	52.1%	53.4%

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月策定）
- 岩倉駅東地区街路整備計画（平成15年3月策定）
- （仮称）にぎわい広場整備基本構想（令和5年3月策定）

用語の解説

基本施策名**16 住環境形成**

住環境形成	住まいの安全・安心の確保	市営住宅の改修整備	1611
		高齢者等の住宅改善・住み替え支援等	1612
		民間住宅の耐震化等の促進	1613
	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
		地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及促進	1622
		空き家の利活用促進	1623
	身近な景観づくり	わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	1631
		屋外広告物の適正化	1632
		美化活動の促進	1633

現状と課題

- 本市は、名古屋市近郊として交通の利便性にも恵まれた立地条件から、これまで住宅都市として発展し、昭和40年代以降にUR都市機構が管理・運営する岩倉団地をはじめ、市営・県営等の公的住宅、民間による分譲や賃貸住宅の建設が盛んに行われ、平成以降では、岩倉駅周辺市街地を中心に中高層の分譲・賃貸マンションの建設が行われています。
- 1972年度（昭和47年度）に建築された市営住宅について、1階部分の12戸は退去時に合わせてバリアフリー化のための改修を進めていますが、公営住宅法の規定により、建築後70年の耐用年数を迎える2042年度（令和24年度）までは、建替え以外は用途廃止することが難しいため、予防保全的な管理・修繕等を計画的に推進していく必要があります。
- 単身世帯の増加や持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれることから、国においては、2024年度（令和6年度）に住宅セーフティネット法を改正し、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指すこととしました。本市においても、関係部局が連携し、改正内容を踏まえた住宅確保用配慮者への支援のあり方を検討していく必要があります。
- 高齢化が進む中、今後も、高齢者や障がい者に配慮した住宅改修などの整備が求められており、公的住宅や民間住宅についても、高齢者や障がい者のための住宅改修の促進や支援が必要となっています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減及び市民の生命を守るため、建築物の耐震改修や危険なブロック塀の撤去への

補助を行い、耐震対策を促進しています。今後も、2020年度（令和2年度）策定の耐震改修促進計画に基づき、民間木造住宅などの耐震化に取り組む必要があります。

- ・家庭から出る温室効果ガス削減のため、再生可能エネルギーである太陽光発電システムから得られる電力を活用する設備等を設置した地球環境や人にやさしい住宅の普及促進が必要であることから、県との協調補助により住宅用地球温暖化対策設備設置にかかる補助を行っています。
- ・近年、少子高齢化や人口減少などによる理由から空き家が増加傾向であり、社会問題化しています。適切な管理が行われていない空き家は、老朽化による倒壊、景観の悪化、放火による火災などが問題として挙げられ、近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があるため、適切な管理や有効活用の促進、所有者への指導などによる是正が必要になっています。
- ・花のあるまちづくり事業として、名鉄岩倉駅周辺と東町地内の五条川左岸法面への花苗の植付けを市民活動団体「ふれあい花の会」に委託するとともに、五条川にかかる橋梁等にプランターを設置するなど、身近に花のある環境を創出することで良好な景観づくりに努めてきましたが、会員の高齢化等により今後の活動の継続に課題が生じています。
- ・身近な景観として、2018年度（平成30年度）に整備した五条川健幸ロードでは、健康づくりや体力づくりに活用できるウォーキングサイン（路面標示）や井上橋から大市場橋までの五条川堤防道路に次の橋までの距離を示した橋名板が設置されています。今後は、五条川健幸ロードへの誘導も含めたサインの整備や五条川下流部への延伸について検討する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 良好な景観が保たれ、市民の誰もが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内の住宅の耐震化率	89.8%	91.6%	95.0%	97.0%
街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合	75.1% (H30)	78.4% (R5)	77.5%	80.0%

施策の内容

(1) 住まいの安全・安心の確保	
個別施策：①市営住宅の改修整備	
内容	高齢者や障がい者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の必要に応じた改修と適切な維持管理に努めます。
個別施策：②高齢者等の住宅改善・住み替え支援等	
内容	高齢者や障がい者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに適切な住宅改善ができるようリフォームヘルパー ^{※1} による助言等を実施します。また、公的住宅募集について情報提供をするとともに、高齢者や障がい者のための住み替え制度の周知や住宅確保要配慮者への支援に努めます。
個別施策：③民間住宅の耐震化等の促進	
内容	地震による住宅の倒壊を防ぎ、人命を守るため、住宅の耐震化の必要性や補助制度等の周知・啓発を行い、民間住宅の耐震化を促進します。 また、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、所有者に対し、定期的な点検や補助制度の周知・啓発を行い、倒壊等の危険性のあるブロック塀等の撤去を促進します。
主要事業	◆市営大山寺住宅維持管理事業 ◆木造住宅耐震改修補助事業 ◆高齢者等住宅改善費助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
木造住宅耐震化率	80.9%	85.1%	92.0%	95.0%
非木造住宅耐震化率	97.1%	97.4%	98.0%	99.0%

(2) 住宅供給の促進	
個別施策：①市街地整備等による住宅供給促進	
内容	民間活力を活用した既成市街地における開発促進や、検討を進める市街化区域の拡大の状況にあわせて、防災性に優れ、子育て世代の移住・定住も視野に入れた良好な住宅の供給を促進します。
個別施策：②地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及促進	
内容	地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及を促進するため、家庭用エネルギー管理システム（HEMS） ^{※2} や定置用リチウムイオン蓄電システム等の導入に対し補助を行います。また、地球温暖化対策設備に関する情報をはじめ、地球環境や人にやさしい住宅に関する情報提供・普及啓発に努めます。

個別施策：③空き家の利活用促進

内容	若い世代の移住・定住の促進や安心で快適な居住環境づくりを推進するため、空き家が利活用されるよう支援します。また、空き家の適切な管理、除却を促進し、防犯、防災上の安全性及び景観の向上を図ります。
主要事業	◆地球温暖化対策推進事業 ◆空き家対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数【再掲】	53 件	65 件	60 件	65 件
空き家率（住宅・土地統計調査）	10.0% (H30)	9.6% (R5)	10.0%以下	10.0%以下

（3） 身近な景観づくり

個別施策：①わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理

内容	まちの中をより歩きやすくし、五条川健幸ロードがより活用しやすくなるように、市内の複数か所に五条川までの距離を示すサインを整備するなど、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。
-----------	---

個別施策：②屋外広告物の適正化

内容	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制を行います。
-----------	---

個別施策：③美化活動の促進

内容	良好な都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけ、協働により美化活動を促進します。
-----------	--

主要事業	◆屋外広告物撤去事業 ◆花のあるまちづくり事業
-------------	----------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	23 か所	23 か所	24 か所	25 か所

■ 関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市耐震改修促進計画（令和3年度～令和12年度）
- 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- 岩倉市障がい者計画（第6期）（令和6年度～令和11年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 第2次岩倉市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市環境基本条例

■ 用語の解説

※1：リフォームヘルパー

高齢者や障がい者が住宅を改善する際に、当事者の身体状況、保健福祉サービスの利用状況、家屋の構造等にあった住宅改善の相談・助言を行うための、建築士や作業療法士、社会福祉士等の専門チーム。

※2：HEMS

Home Energy Management Systemの略。太陽光発電システム、蓄電システムなどのエネルギー機器や家電製品からデータを収集し、電気・ガス等のエネルギーの使用量や稼働状況を「見える化」してエネルギー機器や家電製品を最適制御する仕組み。家庭での地球温暖化対策として、節電効果を把握しながら温室効果ガス削減を実現できる。

基本施策名**17 上下水道**

上下水道	安心で安定的な水供給	水資源の確保	1711
		水道施設の計画的な整備・更新	1712
		水質管理の充実	1713
		被害発生の抑制と応急給水の充実	1714
		経営の健全化と利用者サービスの向上	1715
	公共下水道事業の推進	公共下水道の整備と維持管理の推進	1721
		公共下水道に対する理解促進と接続促進	1722
		合併処理浄化槽との併用	1723
		経営の健全化	1724
		雨水対策の充実	1725

現状と課題

- ・水は、人々の生活や経済の活動に欠かすことができない最も基本的なライフラインであり、水道事業は、安全な水を安定的に供給し続ける役割を担うとともに、水道の施設を次世代に確実に引き継いでいくことが求められます。
- ・本市の水道事業は公営企業会計として1971年（昭和46年）の創設以来、安定的な経営により50年以上が経過し、2025年（令和7年）4月現在で水道の普及率は99%を超えていました。2008年度（平成20年度）からは、一部の業務を民間業者へ委託し、業務の効率化と経費の節減に取り組んできました。
- ・地震等の災害への対策として、水道管の耐震化を進めてきましたが、物価高騰の影響等により、管路の更新に遅れが生じています。さらに、2024年（令和6年）1月1日に発生した能登半島地震では、施設の耐震化が未実施であったことなどにより、復旧が長期化したことから、国より、水道と下水道の両方の機能を確保するために、上下水道一体で耐震化に取り組む方向性が示されました。これを受け、2024年度（令和6年度）に策定した「上下水道耐震化計画」に基づき工事を進めていく必要があります。
- ・近年、有機フッ素化合物の一種であるPFAFに対する関心が高まっており、水道水の安全性が求められています。より質の高い水道水を供給するためにも、水質管理を適切に実施し、管理体制を強化することが必要となってきます。
- ・配水場や自己水源の機械・電気設備は老朽化が進んでおり、更新費用の増大が見込まれます。PFAFへの対応もあわせ、自己水源のあり方について検討を行う必要があります。
- ・下水道は、日常生活や事業活動により発生した汚水を排除し、再びきれいな水に蘇らせて貴重な水資源を確保するとともに、公共用水域の水質を保全して快適で住みよい生活環境を確保するために不可欠な生活基盤です。

- ・本市の下水道は、五条川を境に県が運営する五条川左岸（東側）と五条川右岸（西側）の両流域下水道の整備とともに進めています。
- ・五条川左岸区域は、計画処理区域 157ha の整備を 2000 年度（平成 12 年度）に完了し、すべて供用されています。
- ・五条川右岸区域は、1994 年度（平成 6 年度）から事業に着手し、計画処理区域 436ha の整備を進めていますが、国は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、都道府県構想策定マニュアルを策定し、汚水処理施設の概成^{*1}時期を 2026 年度（令和 8 年度）末に設定しました。2025 年（令和 7 年）4 月現在では整備率が 70.4% となっており、引き続き、公共下水道整備を進める必要があります。
- ・他自治体において発生した下水管破損を原因とする道路陥没事故を教訓とし、管渠の新設だけではなく維持管理にも注力していく必要があります。
- ・下水道の事業の効果を高めるために、供用開始区域では下水道への接続を促進し、生活雑排水に対する配慮を促すことが求められています。
- ・河川の水環境を保全するためには、下水道処理区域以外の生活排水の処理が課題となっていることから、合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。
- ・本市の公共下水道は、2019 年（平成 31 年）4 月から公営企業会計へ移行し、財務諸表等を作成して経営状況を明確化しています。
- ・上下水道事業の基盤強化を図るためにも、引き続き、国が推進する広域化・共同化について研究を進めるとともに、経営の基本計画である経営戦略に基づき、一層の効率化と経営の健全化を推進していく必要があります。
- ・今後は、水需要の減少等に伴う収益の減少と施設の老朽化対策等に伴う費用の増加が見込まれることから、2023 年度（令和 5 年度）に岩倉市水道料金等審議会を設置し、水道料金および下水道使用料の適正化について検討を行いました。2024 年度（令和 6 年度）に審議会より答申を受け、下水道使用料は、2025 年度（令和 7 年度）から改定を行い、水道料金は、改定に向けた準備を進めています。今後も、社会情勢や経済状況の変化を見極めながら、水道料金及び下水道使用料の適正化について検討を行う必要があります。
- ・持続可能な上下水道事業を運営していくために、専門的知識と経験を兼ね備えた職員を育成し、技術を確実に継承することが重要です。現状は、国の資格要件を満たす職員が少ないとことから、経理担当を含め、将来を見据えた職員配置が課題となってきます。
- ・近年は、台風や異常気象による集中豪雨等により、浸水被害の危険性が増大する中、浸水被害を解消するため、2005 年度（平成 17 年度）に策定した下水道（雨水）整備計画により、引き続き雨水調整池の計画的な整備が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。
- 五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合	88.0% (H30)	90.4% (R5)	91.0%	93.0%
生活排水処理に満足している市民の割合	78.9% (H30)	84.2% (R5)	81.4%	87.7%
下水道整備率	70.8%	78.2%	81.0%	89.4%

施策の内容

(1) 安心で安定的な水供給

個別施策：①水資源の確保

内容 自己水源の適切な維持管理と水需要を的確に把握し、安全で良質な水道水の供給を推進します。

個別施策：②水道施設の計画的な整備・更新

内容 配水管^{※2}整備事業計画に基づき、管路の重要度・優先度等の観点から老朽管を更新し、有効率^{※3}の向上を図ります。また、水源等施設の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進するとともに、水質への対応も視野に入れた自己水源のあり方について検討を進めます。

個別施策：③水質管理の充実

内容 適切な浄水処理や水質監視の水準を保ちながら、給水栓^{※4}までの水質管理を的確に実施し、安全で良質な水道水の供給を推進します。

個別施策：④被害発生の抑制と応急給水の充実

内容 災害に強い水道施設を構築するため、財源確保の検討を行いながら、基幹管路^{※5}や配水管の耐震化を推進します。また、関係機関と連携し、応急給水や施設復旧に向けての訓練を実施することにより災害対応能力の向上を図ります。

個別施策：⑤経営の健全化と利用者サービスの向上

内容 社会情勢や経済状況の変化を見極めながら、料金体系の適正化について検討を行います。
また、引き続き検針・徴収業務や配水施設等運転管理業務の民間委託を取り組むとともに、広域化や事業の共同化について研究を行い、効率的な運営の実施と経費の削減を図り、経営の健全化をめざします。また、開栓手続や料金支払などの利便性の向上を図り、利用者サービスの維持向上をめざします。

主要事業

- ◆第4期配水管整備事業
- ◆配水施設機械設備等更新事業
- ◆水道水質検査事業
- ◆基幹管路耐震化事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
有収率	89.8%	91.3%	93.0%	94.0%
管路耐震化率※6	34.7%	39.3%	40.7%	45.7%
水道料金収納率（現年度）	97.9%	98.4%	99.0%	99.2%

（2）公共下水道事業の推進

個別施策：①公共下水道の整備と維持管理の推進

内容 下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、公共下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。

個別施策：②公共下水道に対する理解促進と接続促進

内容 公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高め、生活雑排水に対する配慮を促すために、公共下水道の必要性や維持管理の重要性などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて周知します。また、融資あっせん制度（利子補給制度）の活用を周知し供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。

個別施策：③合併処理浄化槽との併用

内容 公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。

個別施策：④経営の健全化

内容 持続可能な公共下水道事業の運営に向け広域化や共同化に向けた検討を進めるとともに、汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけます。下水道使用者に適正な費用負担を求める観点から、下水道使用料の段階的な改定を行います。また、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努めます。

個別施策：⑤雨水対策の充実

内容 集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるよう、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接

	続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用の普及啓発に努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆五条川右岸公共下水道事業 ◆水洗化改造資金利子補給事業 ◆雨水調整池設置事業 ◆用排水路改修事業 ◆排水機場整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
汚水処理人口普及率	82.2%	88.6%	90.1%	95.7%
水洗化率	88.4%	85.3%	88.6%	88.9%
下水道(雨水)整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率	20.3%	44.1%	44.1%	53.9%

関連する計画・条例

- 第4期配水管整備事業計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市水質検査計画（毎年度策定）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市管路耐震化計画（平成25年2月策定）
- 岩倉市水道ビジョン（平成24年3月策定）
- 岩倉市水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）
- 上下水道耐震化計画（令和7年1月策定）
- 岩倉市汚水処理施設整備構想（平成28年度～令和12年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市公共下水道事業経営戦略（令和7年度～令和16年度）
- 岩倉市地域強靭化計画（令和3年度策定）
- 岩倉市下水道（雨水）整備計画（平成18年度～令和17年度）
- 岩倉市水道事業の設置に関する条例
- 岩倉市水道事業給水条例
- 岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例
- 岩倉市下水道条例
- 尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例

用語の解説

※1：汚水処理施設の概成

汚水処理人口普及率95%以上を目安とされている。

※2：配水管

浄水場や配水場から各家庭や公共施設等に水道水を送るための水道管。

※3：有収率

配水量に対する有収水量（料金収入として計上された水量）の割合。

※4：給水栓

水を出したり止めたりする栓・蛇口。

※5：基幹管路

配水管の幹となる管で、避難所や病院等の施設に供給するために重要となる管。

※6：管路耐震化率

基幹管路を含む配水管等の内、耐震性を有している管の割合。

基本施策名**18 農業**

農業	農地の保全・活用	農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用	1811
		農にふれる機会の拡大	1812
		農業用施設の維持管理・改良等の推進	1813
	担い手農家の育成と経営支援	オペレーターの育成・経営支援	1821
		高付加価値型農業の推進	1822
	地産地消型農業の推進	地産地消の促進と多様な農業者の育成	1831
		多品目適量生産体制の構築	1832
		多様な主体による食育の推進	1833
	名古屋コーチンの消費拡大	名古屋コーチンの消費拡大	1841

現状と課題

- 本市の約4分の1を占める農地は、耕作地としてだけではなく、環境保全機能や景観機能、冠水被害の抑止など多面的な役割を持っています。しかしながら、近年の開発によりその農地の減少が続いている状況であることから、良好でバランスのとれた都市環境を形成する上で適正な農地保全と農業振興を今後どのように図っていくかが課題です。
- 農業従事者の高齢化が進む中、遊休農地化を防ぐために後継者の育成を図る必要があります。特に、水田農業を守るオペレーター^{*1}の高齢化及び後継者不足が深刻な問題になっています。そのため、JA愛知北等関係団体と協力しながら、新たな担い手の育成及び新規就農後の早期の経営安定のための支援が必要です。
- 農業従事者の負担軽減、農作業の効率化を支援するため、スマート農業^{*2}の導入等の検討が必要です。
- 一方、本市の農業基盤整備は、ほ場整備のための土地改良が既に終了していますが、今後は耐用年数が経過している用排水施設や排水機場について、老朽化への対応のため、適正管理と更新等を計画的に進めていくことが課題です。
- 地産地消や農業従事者と消費者との交流、市民が農業にふれる機会の提供を継続するとともに、市民と農業者相互の信頼関係を築くことで農畜産物の消費拡大、地域農業への理解を深めていくことが重要です。
- 市のブランド野菜であるちっチャイ菜の更なる消費拡大とPRを図るため、漬物会社と協力してしょうゆ漬けを製造し、市内のイベント等で販売しました。
- 野菜作りなどの体験を通して、市民が余暇を楽しめるように、各小学校区に市民農園

を設置し、全区画が利用されています。今後も市民が農業にふれる機会の継続そして拡大のため、農業体験の場の充実に努める必要があります。

- ・食育については、2024年度（令和6年度）に策定した健康いわくら21（第3次）の「食生活の改善や食育による健康づくり」を基本方針として食育に関する取組の総合的かつ計画的な推進が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 担い手農家による安定した農業経営が営まれており、農地が適正に保全されています。
- 農業に関心のある市民が、身近に農とふれあい、学んでいます。
- 安全・安心で豊かな食生活を通して、市民の体と心の健康が保たれています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地産地消など食の安全・安心に満足している市民の割合	83.1% (H30)	86.7% (R5)	84.0%	88.0%

施策の内容

（1）農地の保全・活用

個別施策：①農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用

内容	優良農地を保全するため、計画的な土地利用調整と農地の無断転用防止の啓発を行うとともに、農業委員会や農地中間管理機構、JA愛知北と連携し、担い手農家への利用集積を図り、農地の流動化と農作業の受委託の促進に努めます。 また、農地は景観形成や冠水被害の抑止など多面的な機能を有しており、それを有効活用していくために地域の住民と連携しながら、農地及びその周辺の環境保全活動を促進します。
----	--

個別施策：②農にふれる機会の拡大

内容	農地の有効活用と市民のレクリエーションの充実や生きがい創出を図るため、農業体験プログラムの充実などにより、農業や食に関心のある市民が農にふれる機会の拡大を図ります。 また、市民農園について、市民がより便利に利用できるように設備の維持と充実に努めます。
----	--

個別施策：③農業用施設の維持管理・改良等の推進

内容	農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、用排水路、排水機場など農業用施設の適正管理と老朽施設の改良等に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆多面的機能保全事業 ◆農業体験事業 ◆市民農園事業 ◆用排水路改修事業 ◆排水機場整備事業 ◆岩倉用水整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
担い手農家への農地の利用集積率	42.4%	61.0%	50.0%	60.0%
農業体験参加者数	219人	262人	230人	280人
排水機場更新か所数	0か所	0か所	1か所	1か所

(2) 担い手農家の育成と経営支援

個別施策：①オペレーターの育成・経営支援

内容	経営意欲の高い多様な農業後継者を確保するため、生産技術・経営管理能力習得への支援及び経営規模の拡大、大型機械の更新や生産性の向上、スマート農業の導入等、農業の高収益化、効率化支援に努めます。また、農地の利用集積や農作業の受委託の促進等により、農業経営の安定化を図ります。
----	---

個別施策：②高付加価値型農業の推進

内容	農業の高付加価値化をより一層推進するため、高品質な農作物の生産体制の確保に努めます。また、安定した都市近郊型農業の確立を目指し、施設野菜や花き栽培など商品価値の高い作物の生産奨励等により担い手農家に対する支援に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業近代化資金利子補給補助事業 ◆農業経営基盤強化資金利子補給補助事業 ◆農業振興事業助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
担い手農家の数 ※地域計画に位置付けられた中心経営体の数	10 経営体	11 経営体	11 経営体	12 経営体

(3) 地産地消型農業の推進

個別施策：①地産地消の促進と多様な農業者の育成

内容	地域農業の活性化を図るため、消費者との信頼関係による消費の拡大、学校給食等への農産物供給体制の充実や啓発活動等により、地産地消を促進します。また、地産地消の意欲のある担い手を確保するため、JA愛知北や県等の関係機関と連携し、定年帰農者 ^{※3} を含めた農業後継者、新規就農者や援農者 ^{※4} の発掘・育成を図ります。
----	--

個別施策：②多品目適量生産体制の構築

内容	年間を通じて多様な地場農作物を安定的に供給していくため、JA愛知北の産直部会や野菜の広場出品者などと協力し、多品目適量生産・出荷を計画的に行える組織体制の充実を支援します。
----	--

個別施策：③多様な主体による食育の推進

内容	市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭で主体的な取組を実践していくために、健康いわくら21（第3次）に基づき、農業、医療・保健、保育・社会福祉、教育、食品関連事業所、市民団体など多様な主体が連携し、食育の取組の促進に努めます。
----	--

- 主要事業**
- ◆農業振興事業助成事業
 - ◆地産地消促進事業
 - ◆農業次世代人材投資事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
学校給食における地場農産物の使用割合	3.9%	3.8%	10.0%	15.0%
野菜の広場やJA愛知北産直センターでの地場農産物の購入経験のある市民の割合	46.9% (R2)	53.3%	55.0%	60.0%

(4) 名古屋コーチンの消費拡大

個別施策：①名古屋コーチンの消費拡大

内容	名古屋コーチン振興組合が中心となり、イベントに出店しPRすることで、本市の名古屋コーチンの普及・啓発に努めます。 また、新鮮な名古屋コーチンを常時生産・販売できる体制づくり及び取扱う店舗数の拡大を図ることで、名古屋コーチンの振興に努めます。
----	---

- 主要事業**
- ◆名古屋コーチン振興事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
岩倉特産の名古屋コーチンを知っている市民の割合	78. 6% (R2)	75. 6%	82. 0%	85. 0%

関連する計画・条例

- 岩倉市農業振興地域整備計画（令和 6 年度～令和 10 年度）
- 岩倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 12 月策定）
- 岩倉市地域計画（令和 7 年度～令和 16 年度）
- 健康いわくら 21（第 3 次）（令和 7 年度～令和 18 年度）

用語の解説

※ 1 : オペレーター

大型農業機械を使い、農作業の受託などにより大規模に耕作を行う人。

※ 2 : スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、効率的・省力的に行う農業のこと。

※ 3 : 定年帰農者

主に農家出身のサラリーマン等で、定年退職後に農業に従事する人。

※ 4 : 援農者

地域住民等で、ボランティアとして農家の農作業の手伝いをする人。

基本施策名**19 商工業**

商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
		人材確保・事業承継支援	1912
		新商品の開発等の支援	1913
		働きやすい環境づくり	1914
	創業支援・企業誘致	創業支援	1921
		新たな企業の誘致	1922

現状と課題

- ・安定した市民生活やまちの活性化を推進するためには、コンパクトな市域、恵まれた交通条件など本市が有している強みを生かした商工業の振興が重要です。
- ・本市では、製造業などの大企業は少なく、中小企業とりわけ小規模企業が大部分を占めています。
- ・2016年（平成28年）7月に、商工会や市内金融機関を構成メンバーとした地域産業活性化推進協議会を立ち上げました。また、中・長期的な展望の下、計画的に産業振興を図るための中小企業・小規模事業者活性化行動計画を策定し、この計画に基づき売上アップにつながる個別相談や採用力向上、販路開拓などの支援事業を推進してきました。2017年（平成29年）2月からは、岩倉市商工会内に岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、伴走型支援に努めており、2021年度（令和3年度）からは、がんばる中小企業等応援補助金による支援も始めています。
- ・また、2020年（令和2年）3月に制定した中小企業・小規模企業振興基本条例の理念に基づき、引き続き、中小企業等を重視した商工業振興や創業支援等を進め、経済の地域内循環を充実する必要があります。
- ・さらなる商工業振興のためには、商工会や金融機関と連携した創業希望者の掘り起こしや、後継者がいないことが理由で、今後、廃業せざるを得ない状況にある事業者と、その事業の引き継ぎを希望する人との事業承継の橋渡しをすることも必要となってきています。
- ・人口減少時代の中で、市内の中小企業等の人材確保は、ますます困難となっており、求職者が市内で安心して働ける環境を整えるための、きめ細やかな就業に関する相談や雇用情報の提供などの支援に加え、ワーク・ライフ・バランスの推進やダイバーシティ経営※1などの実現に向けた取組も求められています。
- ・本市は市域が狭く、企業誘致のためにまとまった用地を確保することが難しい状況の中、川井野寄地区で用地を確保し、新たな企業を誘致することができました。今後も、更なる雇用の拡大につながる企業誘致を進めて行く必要があります。
- ・現在、一宮市とともに整備を進めているスマートインターチェンジを活用して、商工業の発展につながる施策の検討を進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 商工業の振興が図られ、地域経済を支えています。
- 創業や優良な企業の立地が進み、安定した雇用が拡大し、まちに活気が出ています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内事業所数	1,652 事業所 (H28)	1,602 事業所 (R3)	1,675 事業所	1,700 事業所
市内従業者数	16,371 人 (H28)	15,703 人 (R3)	17,200 人	18,000 人
日常の買物の便利さ に対して満足している市民の割合	88.6% (H30)	87.0% (R5)	90.0%	91.0%

施策の内容

(1) 既存の事業所への支援

個別施策：①経営の改善・革新への支援

内容 経営の改善や革新などを行う事業所に対して、商工会をはじめ様々な機関と協力して、経営相談や資金融資制度の紹介などの支援を進めます。また、売上アップや販路拡大など事業者の抱える様々な問題解決のため、ビジネスサポートセンター（個別相談機関）を中心とした伴走型支援を進めるとともに、各種セミナーなどを開催し、事業所の支援の充実に努めます。

個別施策：②人材確保・事業承継支援

内容 関係機関と連携して開催している就職フェアの中で、市内の事業所と新卒や中途採用希望者とをマッチングできる機会の提供に努めます。また、後継者不在のため廃業を考えている事業者と承継・創業希望者とのマッチングに向けた取組や将来の人材確保のために、様々な機会を通してキャリア教育の取組に努めます。

個別施策：③新商品の開発等の支援

内容 既存事業所の売上アップのため、異業種連携等による新商品開発を支援するとともに、公共施設における製品の展示や商工会等と連携したイベントの開催等を通じたPRにより、地域産業の振興を支援します。

個別施策：④働きやすい環境づくり

内容 働き方改革や育児・介護休暇に関する制度等の普及・啓発を進め、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に發揮できる環境づくりに努めます。

主要事業

- ◆商工振興費（商工業振興事業補助金・小規模事業経営支援事業費補助金、ビジネスサポートセンター運営事業費補助金、地域産業活性化推進協議会負担金）
- ◆資金融資支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ビジネスサポートセンター利用件数	269 件	275 件	300 件	330 件
小規模企業等振興資金融資件数	28 件	16 件	40 件	50 件

（2）創業支援・企業誘致

個別施策：①創業支援

内容	新しい地域資源や課題等を把握し、まちの活性化につながる地域に根ざした事業の発掘を行うとともに、商工会、金融機関等と連携した情報提供や相談などにより創業を支援します。
----	--

個別施策：②新たな企業の誘致

内容	交通利便性の高い立地条件を生かし、農業的土地利用との調和を図りつつ、雇用の拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
----	--

主要事業

- ◆商工振興費（ビジネスサポートセンター運営事業費補助金、地域産業活性化推進協議会負担金）
- ◆資金融資支援事業
- ◆企業立地促進奨励事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
創業相談件数	15 件	19 件	20 件	20 件
企業立地奨励措置認定企業数 (第5次総合計画期間中の累計)	-	9 社	3 社	10 社

関連する計画・条例

- 岩倉市・大口町・扶桑町創業支援等事業計画（平成 28 年 4 月策定）
- 第 2 期岩倉市中小企業・小規模事業者活性化行動計画（令和 4 年度～令和 8 年度）
- 岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例
- 岩倉市企業立地の促進等に関する条例
- 工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例

用語の解説

※ 1 : ダイバーシティ経営

人種・性別・年齢、障がいの有無、価値観など様々に異なる属性を持った多様な人材を活かし、それぞれの能力を最大限に発揮できる機会を提供することでイノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。

基本施策名**20 観光・交流**

観光・交流	観光PR・イベント等の充実	観光情報発信の充実	2011
		既存イベントの充実	2012
		観光交流プログラムの充実・観光商品の造成	2013
	地域間交流の推進	大野市との友好交流の推進	2021
		多様な地域間交流の促進	2022

現状と課題

- ・観光・交流は、にぎわいと活力あふれるまちづくり、また、市民のシビックプライド^{※1}を醸成するためにも重要です。
- ・「岩倉桜まつり」は、近年、県内外から多くの観光客が訪れる本市最大の観光イベントとして、本市の知名度の向上につながっています。一方で、密集した住宅地に近接した場所で開催していることから、騒音や路上駐車等が課題となっており、5年ぶりに再開した2024年（令和6年）からは、持続性の高いイベントにしていくために五条川桜並木の保全、市民の日常生活への配慮等を意識して実施しています。
- ・2012年度（平成24年度）に設立したNPO法人いわくら観光振興会を中心に、他団体等と連携し、まちのにぎわいの創出のため「冬の鍋フェス in いわくら」、「いわくらdeナイトマルシェ」、ミニSLを活用したイベントなどを開催しています。
- ・地元企業間の連携・協力により、2018年度（平成30年度）に岩倉産ヨーヨー「桜ストリーム」を開発・商品化しました。また、市内の小学校でのヨーヨーパフォーマンスの披露や小学生ヨーヨー大会を開催するなどヨーヨーによるまちづくりを行っています。
- ・本市にはない地域特性を持った他地域と積極的に交流することは、歴史・文化・自然・観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を発見する機会にもなり、幅広い観点から地域づくりに取り組んでいく上で重要です。
- ・本市では、1991年（平成3年）から始まった当時の福井県大野郡和泉村との市民・村民レベルの交流が、現在、大野市に引き継がれています。
- ・大野市との交流は、本市内だけではできない体験や情報を得る機会をもたらし、市民の豊かな心の醸成などにつながることから、今後も、大野市との交流や本市の各種団体が行っている他市町村の団体との交流活動など、市民主体の地域間交流を促進することにより、地域づくりに取り組んでいく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 四季を通じて市内外から多くの人が観光に訪れ、市の知名度の向上、交流人口の増加により、にぎわいあふれるまちになっています。
- 市民レベルでの他地域との交流活動が活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
観光・交流の振興に満足している市民の割合	75.7% (H30)	76.3% (R5)	80.0%	85.0%

施策の内容

(1) 観光PR・イベント等の充実

個別施策：①観光情報発信の充実

内容 NPO法人いわくら観光振興会と協力して、ホームページやメディア、SNS等を活用し観光情報発信の充実を図ります。

個別施策：②既存イベントの充実

内容 桜まつりをはじめ、冬の鍋フェス in いわくらなど既存のイベントにおいて、市民や関係団体等との連携・協働を強化することにより、魅力あるイベントづくりに努めます。

個別施策：③観光交流プログラムの充実・観光商品の造成

内容 NPO法人いわくら観光振興会等と協力し、「ヨーヨーのまちいわくら」としてヨーヨーに関連したプログラムをはじめ、市の魅力が伝わる産業と連携した観光交流プログラムづくりを進めます。また、県や近隣市町、民間事業所等と連携・協力し、観光商品・ツアーの造成と周知に努めます。

主要事業

- ◆岩倉桜まつり事業
- ◆観光振興事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
桜まつりの来場者数	320,000人	210,000人	—	300,000人
桜まつり以外イベントの来場者数	40,000人	38,100人	—	45,000人

(2) 地域間交流の推進

個別施策：①大野市との友好交流の推進

内容	市民に本市では得ることのできない自然や歴史・文化、観光などの体験の機会を提供するため、大野市との交流を継続的に推進します。また、市民相互の理解と友好を深めるため、市民の自主的な交流活動を促進します。
-----------	---

個別施策：②多様な地域間交流の促進

内容	他市町村との自主的な市民団体間の交流を通じた地域づくりの発展につながるような活動に対する支援に努めます。
-----------	--

主要事業	◆友好交流宿泊助成事業 ◆友好交流バス事業
-------------	--------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
大野市交流人口数	306人	353人	350人	400人

関連する計画・条例

用語の解説

※1：シビックプライド

単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていくこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

第4章

環境にやさしい うるおいあふれる 安全なまち（環境・防災防犯）

基本施策 21 水辺環境の整備・活用

基本施策 22 緑と公園

基本施策 23 総合的な環境政策の推進

基本施策 24 廃棄物・リサイクル

基本施策 25 防災・浸水対策

基本施策 26 消防・救急

基本施策 27 防犯・交通安全

基本施策名**21 水辺環境の整備・活用**

水辺環境の整備・活用	水辺環境の創造・保全	自然と共生した河川の整備	2111
		身近な生物多様性の保全 【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	2112
		環境学習等の推進 【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	2113
		水質の浄化	2114
	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
		五条川沿いの散策環境の充実	2122

現状と課題

- ・五条川をはじめとする河川や水路、自然生態園や学校のビオトープなどの水辺は、水生生物など様々な生き物にとって重要な生息空間であるとともに、市民生活にうるおいとやすらぎを与える空間となっています。
- ・本市の中心を流れる五条川は、その水面と川岸を彩る桜並木や親水環境が一体となつた風景として、市民にとって、ふるさとを意識するシンボルとなっています。
- ・五条川ではこれまで、市民活動団体の岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブが主体となって開催している水に親しむためのイベントをはじめとして、清掃活動や生態系^{*1}の保全、環境学習など、子どもたちも一緒になった市民活動が展開されており、水辺の周辺環境については、親水性の向上を図るとともに、自然の保全再生のための整備を進めてきました。
- ・一方で、都市化の進展により、自然環境の一部となる農地や樹林が減少しているため、自然環境や生物多様性^{*2}の大切さについて市民一人ひとりが意識を高め、自然を守り育てていく必要があります。市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、生物の生息空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生するまちづくりが必要です。
- ・公共下水道の整備により、五条川や水路における水質浄化が進んでいるものの、生態系の保全や水辺環境の親水性を高めていくためには、今後も市民や市民団体などとともに水質調査・水生生物調査を継続していく必要があります。
- ・本市では、自治基本条例において、五条川流域の環境及び桜並木の保全について規定しています。2021年度（令和3年度）には市民の花木として「さくら」が制定され、日本の「さくら名所100選」にも選ばれている五条川の桜は、全国的にも誇ることのできる本市の貴重な観光資源です。しかし、樹齢70年を超えている桜も多く、桜並木を保全していくことが課題となっています。
- ・2007年度（平成19年度）に発足した市民活動団体の岩倉五条川桜並木保存会とともに

に、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成など協働による取組を進めています。

- ・2020年度（令和2年度）からは、ソメイヨシノの後継品種とされているジンダイアケボノへの植え替えを年間約5本のペースで進めていますが、全体の植替え本数が多いことから将来的にはペースアップも必要です。
- ・五条川沿いには、市民の健康増進を目的に、健康器具やウォーキングサイン等を兼ね備えた「五条川健幸ロード」を整備し、また、四季を通して快適に利用できるように、尾北自然歩道沿いの休憩所や案内サイン等の施設の管理を行っています。
- ・人と自然が共生できるまちづくりの推進のため、より一層市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体と協働しながら進めることを目的として、2014年（平成26年）3月に策定した五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）に基づき、五条川を中心とした水辺環境を整えていく必要があります。2023年度（令和5年度）からは、五条川右岸の竹林公園から大市場橋までの間において、県が親水護岸^{※3}工事を実施しています。

施策がめざす将来の姿

- 市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。
- 環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を感じています。
- 市民の花木「さくら」であり、誇りでもある五条川の美しい桜並木が保全されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川（桜並木を含む）などの水辺に親しみを感じる市民の割合	73.5% (R2)	69.7%	75.0%	80.0%
日常的に五条川沿いでウォーキングやジョギング等を行っている市民の割合	31.7% (R2)	30.8%	35.0%	38.0%

施策の内容

(1) 水辺環境の創造・保全

個別施策：①自然と共生した河川の整備

内容	五条川等の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの多自然川づくり ^{※4} を県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。
----	---

個別施策：②身近な生物多様性の保全・創出【「総合的な環境政策の推進」の再掲】

内容	生物多様性の保全・創出を推進するために、市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、水辺を中心とした生き物の生息空間の創造・保全の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生する生態系ネットワークを形成します。 子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生き物の生息調査や生態系保全などの取組を推進します。また、外来生物の問題に対する認識を深めるため、地域の多様な主体との協働による市内全域の生き物の生息調査や外来種駆除などを実施します。
----	--

個別施策：③環境学習等の推進【「総合的な環境政策の推進」の再掲】

内容	市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるよう、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園、五条川等を拠点とした水辺まつりなどの環境学習や環境イベントなどのプログラムや情報提供を充実させます。
----	---

個別施策：④水質の浄化

内容	生態系の保全や水辺環境の親水性を高めるため、市民や市民団体などと協働し、アダプトプログラムの実施やクリーンアップ五条川などの清掃活動を実施するとともに、小学生を対象とした水生生物調査や市民とともに水質調査を実施します。
----	---

- ◆五条川親水事業
◆五条川水生生物調査
◆自然生態園生き物生息調査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数【再掲】	9回	18回	11回	13回
指標生物に基づく水質階級 ^{※5}	III	II (R5)	III	II

(2) 五条川河畔の環境整備

個別施策：①五条川桜並木の保全

内容	岩倉五条川桜並木保存会をはじめとした市民活動団体との協働により、桜並木の剪定や施肥、過密状態にある場所の間引き伐採など、桜の長寿命化に向けた五条川桜並木の保全活動を計画的に進めます。また、将来にわたる桜並木の保全に向けて、さくら基金等を活用しながら後継木の育成や桜の植え替えを行います。
----	---

個別施策：②五条川沿いの散策環境の充実

内容	四季を通じて快適に尾北自然歩道、五条川健幸ロードを利用できるよう休憩所、健康器具、案内サイン等の施設を適切に管理するとともに、各施設等の充実を図ります。また、五条川健幸ロードの延伸について検討します。
----	--

主要事業

- ◆五条川桜並木保全事業
- ◆尾北自然歩道施設管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川の桜の保全本数	1,369本	1,318本	1,280本	1,200本

関連する計画・条例

- 第2次岩倉市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）
- 第3次五条川自然再生整備等基本計画（平成26年度～令和10年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市緑の基本計画（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市環境基本条例

用語の解説

※1：生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。まとまりの捉え方によって、例えば、ため池や地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

※2：生物多様性

すべての生物の間の違い（変異性）。生物多様性には、種内（遺伝子）の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、様々な生物が

相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全すること。

※3：親水護岸

水に親しみやすくすることに配慮した形状の護岸のこと。勾配を緩くしたり階段を設置する等、子どもや高齢者等でも水に触れられるような構造になっている。

※4：多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生き物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（調査・計画・設計・施工・維持管理等）を行うこと。

※5：指標生物に基づく水質階級

河川などに生息する国が指定した水生生物の種類や数から、水質を4つの階級に判定し、水のきれいさを判断する指標。

基本施策名**22 緑と公園**

緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
		マルチパートナーシップによる公園の維持 管理	2213
	緑の保全・育成	公共施設の緑化推進	2221
		民有地の緑の保全	2222

現状と課題

- ・都市公園における公園・緑は、人が集いふれあう憩いの場を提供すると同時に、災害時における避難場所としての機能を有するなど重要な役割を担っています。
- ・市域が狭く、国営・県営の公園もないことに加えて人口密度も高い本市は、市民1人当たりの面積が1.09m²（令和6年度末）と県平均8.04m²（令和4年度末）を下回っていますが、地域住民と協働による公園整備を進め、2024年度（令和6年度）末で19か所、計5.22haの都市公園を有しています。現在、令和9年度の供用開始を目指し市内で最も広い約2.7haの石仏公園の整備を進めていますが、今後も計画的な公園の整備を検討する必要があります。
- ・公園施設の長寿命化計画については、公園内の既設の遊具・施設等を更新するだけでなく、地域のニーズや特性に配慮した公園として、公民連携によりリニューアルしていくことも選択肢として検討していく必要があります。
- ・本市における緑の量は、公園や公共施設緑地^{*1}は増加したものの、宅地化等が進み、農地が減少していることから、2011年（平成23年）と比べ、市街化区域で3.91ha、市街化調整区域で55.51ha、市全体で約59ha減少しています。
- ・森林などまとまった緑地がない本市では、五条川沿いの桜並木や自然生態園、市街地周辺の農地のほか、社寺林や街路樹などが、貴重な緑の空間として市民の憩いの場となっています。
- ・市民の身近な緑を保護・保全し、自然と生活との調和を図るために、民有地の緑を保護樹・保護樹林^{*2}として指定していますが、樹木の腐朽や枯死などによる指定の解除が見られ、指定数が減少傾向であったため、指定要件を緩和しました。また、今後も緑を保全していくためには、所有者による適切な維持管理の促進や新たな指定要件の周知が必要となっています。
- ・公園が、地域に親しまれ、大切に利用されるよう、その管理を地元行政区へ委託することやアダプトプログラム^{*3}等による清掃を呼びかけてはいますが、参加者は固定化しつつあり地域に守り育てられる公園としていくためには、地域住民の愛着を高める新たな取組を進めるとともに、新たな担い手づくりにも取り組む必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 暮らしの身近な場所に、市民の誰もが気軽に憩える公園や緑があります。
- 地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
身近な公園・緑の多さに満足している市民の割合	78.5% (H30)	81.7% (R5)	80.0%	82.0%

施策の内容

(1) 公園の整備・管理

個別施策：①公園の整備

内容	公園の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画に基づき、公園の確保と適正配置に努めます。
----	---

個別施策：②既存公園の魅力化・長寿命化

内容	地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、公民連携により地域住民等のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。
----	---

個別施策：③マルチパートナーシップによる公園の維持管理

内容	身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元行政区に植栽や公園施設の維持管理業務を委託するとともに、市民やボランティア団体、企業などとのマルチパートナーシップにより清掃等が行われる公園を拡充するなど、地域単位での主体的な公園の維持管理を推進します。
----	---

主要事業 ◆石仏公園整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公園等の整備・管理に満足している市民の割合	75.7% (H30)	79.1% (R5)	78.0%	80.0%
アダプトプログラムなどの清掃等が実施されている公園数	6園	6園	8園	10園

(2) 緑の保全・育成

個別施策：①公共施設の緑化推進

内容 新たな緑を育成していくため、公共施設敷地内のオープンスペースに生物多様性を視野に入れた植栽の検討や花のあるまちづくり事業により、公共施設の緑化を推進します。

個別施策：②民有地の緑の保全

内容 地域で親しまれて大切にされている大木や古木などの身近な緑を守るために、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内の樹木や樹林など民有地の緑を保全します。また、うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのため、民有地における緑化を支援します。

- 主要事業**
- ◆公共緑化事業
 - ◆保護樹林等指定事業
 - ◆花のあるまちづくり事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
保護樹の数	84本	95本	85本	95本
保護樹林の数	9か所	8か所	9か所	9か所

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市緑の基本計画（令和3年度～令和12年度）
- 第4次岩倉市地球温暖化対策実行計画・事務事業編（令和6年度～令和12年度）
- 第2次岩倉市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市都市公園条例
- 岩倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例

用語の解説

※1：公共施設緑地

緑の基本計画における緑の定義として、都市公園以外の施設緑地のうち民間施設緑地を除くもので、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ施設や学校その他の公共公益施設における植栽地のこと。

※2：保護樹・保護樹林

岩倉市環境の緑化に関する条例の規定に基づいて、自然を保護し、また自然環境を保全するために市が指定した樹木・樹林のこと。

※3：アダプトプログラム

自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住むまちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民による公園・道路等の里親制度。個人・団体・企業がアダプトプログラムに登録し、清掃活動や草取りなどの活動を定期的に行っている。また、本市では毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と定め、一斉に清掃を行っている。

基本施策名**23 総合的な環境政策の推進**

総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の計画的な推進	2311
		環境施策の推進体制の強化	2312
	脱炭素型社会の推進	地球温暖化対策の推進	2321
		環境にやさしいライフスタイルの促進	2322
	自然共生と生物多様性の保全・創出	身近な生物多様性の保全・創出	2331
		環境学習等の推進	2332
	生活環境の保全・向上	総合的な公害対策の推進	2341
		マルチパートナーシップによる環境美化の推進	2342
		公共下水道の整備と維持管理の推進 【「上下水道」の再掲】	2343

現状と課題

- ・ 地球温暖化をはじめ、大気汚染や水質汚濁、エネルギー資源対策など、今日の地球規模の環境問題は、異常気象や生態系の影響など生活に身近なところでも顕在化してきており、これらは主に日常の市民生活や事業活動によるものが原因となっています。
- ・ 環境問題への対応は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら持続可能な社会の構築のため、自然と共生し、地球環境にやさしい取組をしていく必要があります。とりわけ近年は、環境負荷の低減や資源の有効活用などサーキュラーエコノミー^{※1}への移行が求められています。
- ・ 本市では、2012年（平成24年）に環境基本条例を制定し、環境行政を進めていくための基本的な方向を明らかにしました。2013年（平成25年）には環境都市宣言を行い、2023年（令和5年）2月には、国が掲げる2050年カーボンニュートラルに賛同し、「ゼロカーボンシティ」を表明しました。
- ・ 年々多様化、深刻化する環境問題に対応するため、2021年度（令和3年度）から2か年で、本市域内全体の温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策実行計画・区域施策編と、自然との共生や生物多様性の保全を目指した生物多様性地域戦略を内包した第2次環境基本計画を策定しました。
- ・ また、2023年度（令和5年度）に第4次地球温暖化対策実行計画・事務事業編を策定し、照明設備のLED化やグリーン電力^{※2}の導入など公共施設全体における温室効果ガスの削減に向けた取組を進めています。
- ・ うるおいのある生活環境を育むとともに、身近な場所で自然に親しみ、自然の持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、市内に残された自然環境を保全していくことが求められています。生物多様性の保全が大きな課題となっており、

生き物や生態系の変化などを把握するために、市民団体との協働により五条川や自然生態園などで生き物の生息調査を実施しています。

- ・外来生物の駆除について、市民団体や事業者と連携し取組を進めているところですが、在来種を守りやすやす活動も求められています。
- ・自然環境の保全や自然にやさしい環境づくりを推進するためには、多様な主体が参加・連携し、その必要性を学ぶ場の創出が必要となっています。
- ・生活型・産業型公害に関連する大気・水環境の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進し、環境政策の基本である市民生活の安全・安心の確保に向けた取組を着実に実施していく必要があります。また、雑草が生い茂ったまま放置された空き地等は、害虫の発生や火災、不法投棄などを招くおそれがあり、土地の所有者等に対して、適正な管理を指導する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民・事業者・行政それが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 多様な生き物の生息環境が守られ、多くの市民が身近な自然に親しんでいます。
- 公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。
- 市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市全体の温室効果ガス(CO ₂)排出量	220千t/CO ₂	198千t/CO ₂ (R4)	189千t/CO ₂	141千t/CO ₂
公害(騒音・振動・水質汚濁等)の防止対策に満足している市民の割合	77.9% (H30)	79.9% (R5)	78.0%	80.0%

施策の内容

(1) 総合的な環境政策の推進

個別施策：①総合的な環境政策の計画的な推進

内容	地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画となる第2次環境基本計画を踏まえ、環境学習や環境イベントを通じて市民に環境負荷をかけない生活の重要性について伝え、持続可能な社会を構築する一員として意識高揚を図ります。
----	---

個別施策：②環境施策の推進体制の強化

内容	地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。
主要事業	◆環境基本計画推進事業（地球温暖化対策実行計画・区域施策編を含む）

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
環境基本計画における事業の評価平均点（5点満点）	3.9点	4.2点	4.2点	4.5点

（2）脱炭素型社会の推進

個別施策：①地球温暖化対策の推進

内容	第4次地球温暖化対策実行計画・事務事業編に基づき、市の率先行動を一層推進します。また、地球温暖化対策実行計画・区域施策編に沿って、地球温暖化対策の重要性を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。
-----------	---

個別施策：②環境にやさしいライフスタイルの促進

内容	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、地球温暖化対策に有効な家庭などでの取組を紹介するとともに、住宅用地球温暖化対策設備設置費の補助などをいます。緑のカーテン事業を市民の自宅や事業所、公共施設で実施し、エアコンの使用における温室効果ガス削減に努めるとともに、市民や地域の事業所に向けて地球温暖化対策の重要性について周知します。
-----------	--

主要事業	◆地球温暖化対策推進事業
-------------	--------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共施設・事業所における緑のカーテン設置か所数	30か所	38か所	40か所	45か所
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数	53件	65件	60件	65件

(3) 自然共生と生物多様性の保全・創出

個別施策：① 身近な生物多様性の保全・創出

内容	生物多様性の保全・創出を推進するために、市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、水辺を中心とした生き物の生息空間の創造・保全の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生する生態系ネットワークを形成します。 子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生き物の生息調査や生態系保全などの取組を推進します。また、外来生物の問題に対する認識を深めるため、地域の多様な主体との協働による市内全域の生き物の生息調査や外来種駆除などを実施します。
----	--

個別施策：② 環境学習等の推進

内容	市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるよう、環境関連の市民団体等と連携しながら、自然生態園、五条川等を拠点とした水辺まつりなどの環境学習や環境イベントなどのプログラムや情報提供の充実を図ります。
----	--

- | | |
|------|--|
| 主要事業 | ◆五条川親水事業
◆自然生態園生き物生息調査
◆川井野寄工業団地調整池周辺緑地生き物生息調査 |
|------|--|

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数	9回	18回	11回	13回

(4) 生活環境の保全・向上

個別施策：① 総合的な公害対策の推進

内容	大気汚染や水質汚濁、自動車騒音・振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。
----	---

個別施策：② マルチパートナーシップによる環境美化の推進

内容	多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリ
----	---

	ーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、路上喫煙をはじめとするたばこや空き缶等のポイ捨てやふん公害対策など美化活動への意識啓発を行います。
個別施策：③公共下水道の整備と維持管理の推進【「上下水道」の再掲】	
内容	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、公共下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆公害対策推進事業 ◆アダプトプログラム事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川待合橋地点のBOD ^{※3} 値	1.4mg/l	1.3mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l
環境美化活動に取り組んでいる人数	7,555人	7,596人	8,500人	9,000人

関連する計画・条例

- 第2次岩倉市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）
- 第4次岩倉市地球温暖化対策実行計画・事務事業編（令和6年度～令和12年度）
- 第3次岩倉市生活排水処理基本計画（令和8年度～令和17年度）
- 岩倉市環境基本条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例
- 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例

用語の解説

※1：サーキュラーエコノミー（循環経済）

製品やサービスの生産段階からリサイクルや再利用を前提に設計し、新たな資源の使用や消費を最小限に抑え、既存の資源の価値を最大化する経済システムのこと。

※2：グリーン電力

太陽光や風力など、CO₂を発生しない再生可能エネルギーから得られる電力のこと。

※3：BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

有機物による水の汚濁を示す指標で、水中の汚濁物質が 20°Cで 5 日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと。単位は mg／ℓ（水 1 ℓ当たり消費される酸素のmg数）で表す。

BODの数値が大きいほど、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素を多量に消費し、水生生物に被害を及ぼす。

基本施策名**24 廃棄物・リサイクル**

廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化	3Rの推進と情報発信	2411
		事業所におけるごみの減量化・資源化	2412
		リサイクル拠点の充実	2413
		生ごみ等の減量化・資源化	2414
		市民団体との連携・支援	2415
	廃棄物の適正処理	廃棄物不法投棄対策	2421
		集積場所の適正な管理	2422
		ごみ処理施設の管理運営	2423
		し尿処理施設の管理運営	2424

現状と課題

- 人間の活動のあらゆる場面で排出される廃棄物は、環境に負荷を与える一因となっています。循環型社会^{*1}に向けてリデュース・リフューズ (Reduce: 発生抑制・Refuse: 発生回避)、リユース (Reuse: 再使用)、リサイクル (Recycle: 再生利用) の3R (スリーアール)への市民の関心をより一層高め、ごみ減量化・資源化を社会に定着させていくことが必要です。また、ごみを排出する一人ひとりが、家庭、職場、地域における生活の様々な局面で、無駄や浪費をなくして、ごみを出さない「ゼロ・ウェイスト」なライフスタイルへの意識醸成が求められており、そのための取組を市民と事業者、行政の協働により推進していくかなければなりません。
- 本市では、他自治体に先駆けて昭和50年代から分別収集を実施するなど、ごみの減量化・資源化に取り組んできたことにより、ごみの排出量は2001年度（平成13年度）を境にコロナ禍の一時期を除き徐々に減量しています。
- より一層のごみの減量化・資源化に向けて、今後も取り組んでいく必要があります。2021年（令和3年）6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、2022年（令和4年）4月から施行されたことにより、プラスチック容器包装廃棄物だけでなく、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化（資源化）を可能とする仕組みが設けられました。本市では、2025年度（令和7年度）4月から、プラスチック製容器包装とともに、プラスチックのみでできている製品もプラスチック資源として一括回収し、資源化に取り組んでいます。また、2024年（令和6年）6月には事業者と連携し、リユースプラットフォーム「おいくら」の利用開始により、不要品を捨てずに再利用する仕組みを構築しています。
- 市民の資源排出機会を増やすため、地区における分別収集以外に、日曜資源回収やe-ライフプラザの開設により利便性の向上を図ってきていますが、今後も安定して実施していくけるよう、利用状況を見ながら適切な対応を取っていくことが必要です。

- ・廃棄物の不法投棄については、未然防止や早期の発見、警告シールによる市民への一定期間の周知啓発及び着実な回収など適切な対応が求められています。不法投棄の抑制のため、重点地域の定期的なパトロールや移動式不法投棄防犯カメラの設置等を実施しています。
- ・道路や堤防等への不法投棄とは異なる、通常のごみ集積場所へのルール違反への対応として、正しいルールを広く市民に定着させるための取組が必要です。また、地域の結びつきの希薄化により、集積場所の管理などを地域で行うことが困難になってきています。さらには、近年の多国籍化する外国籍市民への多言語対応も必要となっています。
- ・一般廃棄物の処理については、ごみ処理は小牧岩倉衛生組合で、また、し尿処理については3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）による愛北広域事務組合で共同処理を行っていますが、両組合の施設の適切な運営管理と計画的な更新・整備が求められています。

施策がめざす将来の姿

●市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民1人当たりのごみ排出量	448g/日	403g/日	436g/日	361g/日
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	71.5% (R2)	74.2% (R4)	75.0%	78.0%

施策の内容

（1）ごみの減量化・資源化

個別施策：①3Rの推進と情報発信

内容	誰もが正しくごみ出しができるよう多言語化に努めつつ、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発の充実を図ります。また、市民へのごみ分別ルールの周知・徹底や新たな分別品目の検討を行い、加えて資源の集団回収など市民の自主的なごみの資源化を支援することなどによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。
----	---

個別施策：②事業所におけるごみの減量化・資源化	
内容	事業系ごみの減量化・資源化のために、廃棄物減量計画書の作成、国が進める施策に合わせたレジ袋有料化の推進、資源となるものの自主回収などについて事業所に働きかけます。
個別施策：③リサイクル拠点の充実	
内容	行政区における分別収集に加え、日曜資源回収やe-ライフプラザを実施して市民の資源排出機会を増やしていますが、安定した実施と利便性向上のために利用者の偏りを減らし、場所や開設時間等について調査研究します。また、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。
個別施策：④生ごみ等の減量化・資源化	
内容	家庭から出される生ごみを減らし、資源として活用する生ごみ処理機の普及を促進するとともに、生ごみや剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。また、手付かずの食品や食べ残しといった食品ロスの削減に向けた施策として、市民への周知啓発やフードドライブの実施、市内飲食店への働きかけ等を進めます。
個別施策：⑤市民団体との連携・支援	
	地域ぐるみでごみの減量化・資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆分別収集（日曜資源回収、e-ライフプラザ含む） ◆食品ロス削減 ◆環境フェア

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ごみの資源化率 (公共収集分のみ)	22.3%	19.5%	23.7%	23.8%
レジ袋辞退率	87.8%	89.2%	90.0%	91.0%

（2）廃棄物の適正処理

個別施策：①廃棄物不法投棄対策	
内容	警察や県等の関係機関や地域との連携を図りながら、警告看板や警告シール、移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等により不法投棄の未然防止を図ります。

個別施策：②集積場所の適正な管理

内容	行政区と連携しながら、集積場所のごみ出しルール遵守を市民に周知・徹底し、混合排出、日時を無視した排出などの減少を図るとともに、防鳥ネットの設置等とあわせることによってカラス被害の防止も図ります。また、集積場所の改善・見直しについて必要に応じて検討します。
----	---

個別施策：③ごみ処理施設の管理運営

内容	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設・設備の更新・整備を行います。
----	---

個別施策：④し尿処理施設の管理運営

内容	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理及び施設・設備の計画的な更新・整備を行います。
----	---

- ◆小牧岩倉衛生組合負担金
◆愛北広域事務組合負担金

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
不法投棄件数	4件	4件	4件以下	4件以下

関連する計画・条例

- 第2次岩倉市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）
- 第5次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画（令和元年度～令和10年度）
- 岩倉市分別収集計画（令和8年度～令和12年度）
- 第3次岩倉市生活排水処理基本計画（令和8年度～令和17年度）
- 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

用語の解説

※1：循環型社会

（1）廃棄物等の発生抑制（2）循環資源の循環的な利用（3）適正な処分の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会。

基本施策名**25 防災・浸水対策**

防災・浸水対策	防災体制の充実	防災危機管理体制の充実	2511
		防災設備等の整備・充実	2512
		民間事業所等との連携・協力体制の充実	2513
	地域の防災力の強化	防災意識の高揚	2521
		自主防災組織の充実	2522
		ボランティアとの連携強化	2523
	浸水対策の充実	雨水対策の充実【「上下水道」の再掲】	2531
		農業用施設の維持管理・改良等の推進【「農業」の再掲】	2532

現状と課題

- ・近年、南海トラフ地震^{*1}の発生が懸念されるとともに、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。市民意向調査においても、防災・浸水対策は重要度の高い施策に挙げられていることから、市民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、2003年（平成15年）12月に東南海・南海地震防災対策推進地域^{*2}（2014年（平成26年）3月からは南海トラフ地震防災対策推進地域）^{*3}に指定されたことを受けて避難所資機材等の整備を進めています。
- ・本市では、自治基本条例において、危機管理及び災害等緊急時の対応について規定し、災害対応力を高めるため、市民や関係行政機関、民間事業者等との連携体制の構築を進めながら、危機管理体制の強化を進めています。また、災害発生時には多機関から支援を受けるため適切な受援計画を策定する必要があります。
- ・大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化基本法に基づく国土強靭化基本計画が2014年（平成26年）3月に閣議決定され、その後、愛知県においても愛知県地域強靭化計画が2016年（平成28年）3月に策定されています。本市においても、地域強靭化計画に基づき、強くしなやかな地域づくりを推進していきます。
- ・小学校区における自主防災組織による小学校区の合同防災訓練を促し、2016年度（平成28年度）にはすべての小学校区において訓練が実施されています。訓練内容についても、自主防災組織が主体となり地域に合わせた訓練とし、自主防災組織の相互連携強化と自助・共助^{*4}の意識向上を図っています。特に自助は防災の基本であるため、一人ひとりが備えることの重要性を啓発していく必要があります。また、地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通して防災組織の連携強化を進めています。市が実施する防災訓練については訓練項目の見直しを行い、より実践的な参加型・体験

型の訓練を中心に実施しています。

- ・大規模地震発生時に行政の機能停滞による市民生活への影響を最小限に抑えるための業務継続計画（B C P）※⁵の実行性を高めるために、より実践的な訓練を実施し、防災に対する職員の意識醸成や組織体制の強化を進めています。
- ・地域における自助・共助の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアなどの充実強化が重要です。また、災害時における自主防災組織等への情報発信・伝達システムとして2014年（平成26年）4月から同報系防災行政無線、2020年（令和2年）4月から移動系防災行政無線の運用を開始し、災害時等における市民への情報伝達や職員間の通信体制の強化を進めています。
- ・東日本大震災の教訓から避難行動要支援者※⁶の名簿を作成することが義務付けられました。1人でも多くの人に平常時からの情報提供について同意をもらうことで、自主防災組織等と連携し、円滑な避難、人命の救助につなげる仕組みを構築する必要があります。
- ・近年は、台風や異常気象による集中豪雨等により、浸水被害の危険性が増大する中、浸水被害を解消するため、2005年度（平成17年度）に策定した下水道（雨水）整備計画により、引き続き雨水調整池の計画的な整備が必要となっています。
- ・市内に居住する外国人籍市民の多国籍化、ペットとの避難を希望する住民の増加といった多様な住民ニーズへの対応について検討する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。
- 浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	74.7% (H30)	82.2% (R5)	77.0%	80.0%

施策の内容

(1) 防災体制の充実

個別施策：①防災危機管理体制の充実

内容 防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた防災訓練の充実を図ります。また、自主防災組織が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画（B C P）を実効性のあるものにし、受援計画を策定することで、危機管理体制の充実に努めます。

個別施策：②防災設備等の整備・充実

内容 ほっと情報メール及び防災行政無線等を活用し、災害情報や被害報告の迅速かつ的確な情報伝達を図ります。また、災害発生に備え、避難所の環境整備及び災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。

個別施策：③民間事業所等との連携・協力体制の充実

内容 市内外の事業所と協定を締結し、災害時に必要な物資、支援等の確保に努めます。

- 主要事業**
- ◆岩倉市防災訓練
 - ◆防災情報の配信（ほっと情報メール・LINE等）
 - ◆避難所資機材整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防災情報配信（ほっと情報メール・LINE）登録者数	(3,910人)	7,787人 (ほっと情報メール 5,257人 LINE 2,530人)	(4,500人)	8,500人
想定避難者数に対する資材の整備率（食料）	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域の防災力の強化

個別施策：①防災意識の高揚

内容 大規模災害に備え、「自らの身は自らで守る」という市民の防災意識を高めるため、広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図るとともに、各地区で実施する自主防災訓練及び防災講話等を通じ、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。

個別施策：②自主防災組織の充実

内容	市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練や資機材整備への支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるよう努めます。
個別施策：③ボランティアとの連携強化	
内容	災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなどに努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織防災訓練 ◆防災対策用備品等整備費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
自主防災組織の訓練・講話等を実施している行政区の割合	50.0%	64.3%	70.0%	85.0%
家庭で災害への備えをしている市民の割合	84.6% (H30)	89.2%	90.0%	95.0%

（3）浸水対策の充実

個別施策：①雨水対策の充実【「上下水道」の再掲】

内容	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。
-----------	---

個別施策：②農業用施設の維持管理・改良等の推進【「農業」の再掲】

内容	農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、用排水路、排水機場など農業用施設の適正管理と老朽施設の改良等に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆雨水調整池設置事業 ◆用排水路改修事業 ◆排水機場整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
下水道(雨水)整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率 【再掲】	20.3%	44.1%	44.1%	53.9%

関連する計画・条例

- 岩倉市業務継続計画（平成 26 年 12 月策定）
- 岩倉市地域防災計画（昭和 58 年 7 月策定）
- 岩倉市地域強靭化計画（令和 3 年度策定）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 岩倉市下水道（雨水）整備計画（平成 18 年度～令和 17 年度）
- 岩倉市自治基本条例

用語の解説

※ 1 : 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震が発生してから 70 年以上が経過した現在では次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

※ 2 : 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。

※ 3 : 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。

※ 4 : 共助（自助・共助・公助）

「自助」は、自分の責任で自分自身を守ること、「共助」は、自分だけでは困難なことについて、周囲や地域で協力し助け合うこと、「公助」は、公的機関による救助・災害支援、復旧活動のこと。

※ 5 : 業務継続計画（B C P）

Business Continuity Plan の略。災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画。

※ 6 : 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害発生時に特に配慮が必要となる人のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人。

基本施策名**26 消防・救急**

消防・救急	消防体制の充実	消防力の充実・強化	2611
		消防の広域化	2612
		消防団の活動支援	2613
	火災予防の充実	火災予防の充実	2621
	救急体制の充実	救急の高度化	2631
		救命知識・技術の普及・啓発	2632

現状と課題

- ・近年の自然災害にみられる、気象変動による台風勢力の巨大化や突然の豪雨による風水害の多発、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、能登半島地震などの地震の頻発や新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化してきており、その重要性はますます高まっています。
- ・少子高齢化や経済情勢等の社会の変化においても、持続可能な消防体制の確立が求められる中、2016年度（平成28年度）に開始した消防通信指令事務の共同運用に続く、消防広域化を見据えた組織体制のさらなる強化を進めます。
- ・火災のほか大規模災害時の対応について、消防団の役割に大きな期待がある一方で、全国的に消防団員の減少傾向が続いていることから、それを補完するため、機能別消防団等を導入しました。しかしながら、依然として消防団員の確保が難しく、消防団員の確保を進める必要があります。
- ・火災から尊い命を守るために、立入検査を充実することにより防火対象物の消防法令違反の是正を推進するとともに、不特定多数の方が利用する防火対象物については、利用者自らが防火安全に関する違反の情報を確認することができる公表制度の適切な運用が求められています。
- ・救急の高度化と増加傾向が続く救急需要に対応できるよう、施設・装備の整備、医療機関との連携・強化、救急救命士を含む救急隊員の育成に努めるとともに、重篤な傷病者に対するバイスタンダーCPR^{※1}の実施率・救命率の向上を図ることが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- 多くの市民が利用する建物の消防用設備が整った火災に強いまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消防・救急体制に満足している市民の割合	85.9% (H30)	89.8% (R5)	88.0%	90.0%

施策の内容

(1) 消防体制の充実

個別施策：①消防力の充実・強化

内容	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設等の整備、装備の充実に努めます。また、消防に関する専門的かつ高度な知識・技術を習得するために職員の教育や訓練を充実し、人材の育成を図ります。
----	--

個別施策：②消防の広域化

内容	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、様々な枠組みにおける組織の広域化を検討します。
----	---

個別施策：③消防団の活動支援

内容	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設等の整備や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援するとともに、常備消防との連携強化を図ります。また、引き続き不足傾向にある消防団員の確保に努めます。
----	---

主要事業	◆防火水槽簡易耐震化事業 ◆消防指令センター共同運用事業
------	---------------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防火水槽簡易耐震化施工数	4基	6基	16基	16基

(2) 火災予防の充実

個別施策：①火災予防の充実

内容	火災に強い安全安心なまちづくりのため、多くの市民が利用する建物や危険物施設等を管理する事業所への予防査察を強化し、事業所の防火管理体制の充実を図ります。また、将来にわたり地域の防火・防災の担い手となる子どもたちに対する防火・防災指導を行うとともに市民への火災予防の普及啓発を行います。
----	--

主要事業	◆予防査察 ◆火災予防の普及啓発
------	---------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
予防査察実施件数	107 件	244 件	115 件	200 件

(3) 救急体制の充実

個別施策：①救急の高度化

内容	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊員・救急救命士を計画的に養成します。救急救命士が高度かつ専門的な認定資格を習得し、救急の高度化を図ります。
----	---

個別施策：②救命知識・技術の普及・啓発

内容	バイスタンダーCPRの実施により救急救命率の向上を図るため、多くの市民が心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）※2の取扱いなど、救命知識・技術を習得できるよう応急手当講習や普通救命講習、上級救命講習への参加を促進します。
----	---

- ◆救急救命士養成事業
- ◆応急手当・普通救命・上級救命講習

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数	2,176 人	1,749 人	2,300 人	2,400 人
バイスタンダーCPR実施率	51.3%	54.5%	65.0%	67.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市火災予防条例

用語の解説

※1：バイスタンダーCPR

意識がなく、呼吸が停止した傷病者に対して、救急車が到着するまでの間に、その場に居合わせた市民が行う胸骨圧迫心臓マッサージのこと。

※2：AED（自動体外式除細動器）

突然死を引き起こす致死的不整脈の状態から心臓に電気刺激を与え、心臓のリズムを正常に戻すために用いられる機器。

基本施策名**27 防犯・交通安全**

防犯・交通安全	地域防犯体制の強化	地域における防犯意識の向上	2711
		地域の自主防犯活動の育成・強化	2712
	防犯対策の環境整備	防犯灯・安全安心カメラの整備	2721
		犯罪情報等の提供の充実	2722
	交通安全意識の高揚	交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	2731
		地域のボランティア団体による自主活動の育成・支援	2732
	交通安全環境の整備	交通安全施設の整備	2741
		違法駐車の防止	2742
	消費者被害対策等の推進	消費者教育の充実	2751
		消費生活に関する相談体制の充実	2752

現状と課題

- 本市では、安全・安心なまちづくり推進条例に基づき、犯罪防止のために、市民、事業者及び市のそれぞれが連携した取組を推進しています。
- 防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めています。地域住民においても、地域の安全は自分たちで守るという意識が高まり、地域安全パトロール隊などによる地域防犯活動が活発に行われています。
- 2017年度（平成29年度）に、安全安心カメラの設置及び運用に関する条例を制定し、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図っています。2024年度（令和6年度）末時点では、192台の安全安心カメラを運用し、安全安心なまちづくりを推進しています。
- 市内の自転車盗、自動車盗、侵入盗等の犯罪発生件数は令和元年と比較すると減少していますが、近年は増加しており、さらなる地域防犯活動の支援・強化や、犯罪情報の提供などによる防犯意識高揚のための啓発、防犯灯や安全安心カメラの整備などが必要となっています。全国的に国際電話からの特殊詐欺事件が増加していることから、令和3年度から殊詐欺対策電話機等の購入に補助を実施しています。
- 交通事故から交通弱者といわれる子どもや高齢者を守るために、高齢者運転免許証自主返納支援事業の普及啓発や警察による交通安全教室の開催などを通じて交通安全に対する意識を高めることが求められています。
- 2023年（令和5年）4月から自転車ヘルメット着用の努力義務化、2024年（令和6年）11月から自転車のながら運転・酒気帯び運転への罰則が新設され、2026年（令和8年）4月には自転車の交通違反に反則金が課されるようになります。このように年々変化する自転車の交通ルールについて警察と協力し周知啓発していく必要があります。
- 交差点等にガードレールやカーブミラーの設置、路面標示の引き直しなど、安全な交

通環境の整備を推進する必要があります。また、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の適切な管理が求められています。

- ・複雑、多様化する消費者被害に対応するため、本市では、2017年（平成29年）に消費生活センターを設置し、身近に相談できる環境を整えるとともに、消費生活相談員や消費生活モニター等と連携、協力しながら情報提供や消費者教育の取組を、また啓発活動を行っています。
- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、また、民法の改正により、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことから、若年世代も含めた消費者被害の増加が懸念されています。そこで、消費者教育等により、自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者になるための支援が必要となっており、市民が安全で安心して生活できるよう消費者被害の未然防止に向けたさらなる消費者教育の取組が必要です。

施策がめざす将来の姿

- 市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。
- 幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。
- 市民が安全で安心して豊かな消費生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
犯罪発生件数	365 件	325 件	365 件以下	365 件以下
交通事故（人身事故）件数	152 件	154 件	152 件以下	152 件以下
消費生活センターのことを知っている市民の割合	33.8% (R2)	25.8%	50.0%	55.0%

施策の内容

(1) 地域防犯体制の強化

個別施策：①地域における防犯意識の向上

内容	地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。
----	---

個別施策：②地域の自主防犯活動の育成・強化

内容	地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガード ^{※1} など各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るために、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるための緊急避難場所としての「こども110番の家 ^{※2} 」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。
----	--

主要事業	◆防犯啓発事業 ◆防犯設備整備費等補助事業
------	--------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	76.4% (H30)	80.4% (R5)	78.5%	80.0%

(2) 防犯対策の環境整備

個別施策：①防犯灯・安全安心カメラの整備

内容	犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。また、防犯灯の維持管理は地域との連携を図りながら迅速な対応に努めます。
----	---

個別施策：②犯罪情報等の提供の充実

内容	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るために、ほっと情報メールや広報紙、ホームページ等を通じて犯罪発生状況などの情報を提供していきます。また、機会を捉えて個人や家庭で活用できる防犯物品の周知啓発に努めます。
----	--

主要事業	◆防犯灯設置事業 ◆安全安心カメラ設置管理事業
------	----------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯灯設置数	3,280基	3,345基	3,370基	3,445基

(3) 交通安全意識の高揚

個別施策：①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

内容 幼稚園・認定こども園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・生徒・高齢者には、より実践的な交通安全啓発を行います。また、高齢者（75歳以上）による交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納者に対して支援を行います。さらに、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。

個別施策：②地域のボランティア団体による自主活動の育成・支援

内容 交通事故を減らすため、愛知県や警察、警察署管内市町などの機関・団体が協力して様々な活動を行うとともに、ボランティア団体による交通安全に関する地域活動の育成と支援を促進します。

主要事業 ◆交通安全教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
交通安全教室参加者数	2,521人	2,205人	3,700人	2,300人

(4) 交通安全環境の整備

個別施策：①交通安全施設の整備

内容 安全・安心な交通環境を確保するため、交差点等にガードレール、カーブミラー、車止めポールなど交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の再舗装も計画的に実施します。

個別施策：②違法駐車の防止

内容 警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自転車対策に努めます。

主要事業 ◆交通安全施設整備事業
◆放置自転車等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市幹線道路交差点における人身事故件数	-	28件	-	28件以下

(5) 消費者被害対策等の推進

個別施策：①消費者教育の充実

内容	消費生活に関する知識の習得と消費者意識の向上をめざして、関係機関や消費生活モニターと連携し、消費生活講座やイベントなどの開催のほか、広報紙やホームページなどの活用により、相談の多い事例や対処法の情報を提供するとともに、相談機関である消費生活センターの周知を図ります。また、消費者被害に遭わないよう消費者自身の権利と責任に関する理解を深め、自己防衛の意識を高める消費者教育の充実を図ります。
----	--

個別施策：②消費生活に関する相談体制の充実

内容	消費生活センターにおいて、消費者トラブルの早期解決及び専門性の高い相談対応ができるよう、消費生活相談員を国や県の実施する研修へ派遣するとともに、弁護士同席の相談機会を設けます。また、高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワークに基づき、関係機関の連携強化に努め、相談体制の充実を図ります。
----	---

主要事業	◆消費生活講座 ◆消費生活センター運営事業
------	--------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消費生活講座受講者数	106人	101人	200人	240人

関連する計画・条例

- 岩倉市交通安全条例
- 岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例
- 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例
- 岩倉市消費生活センターライン条例
- 岩倉市自転車活用推進計画（令和7年度～令和16年度）

用語の解説

※1：スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう学校や地域の見守り活動を行うボランティア。

※2：こども110番の家

子どもが誘拐や暴力などの犯罪被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに子どもを保護するとともに、警察や学校、家族などに連絡をするための拠点。

第5章

協働と自治による持続可能なまち (協働・行財政運営)

基本施策 28 市民協働・地域コミュニティ

基本施策 29 平和・共生

基本施策 30 情報発信・情報共有

基本施策 31 行政経営・財政運営

基本施策 32 組織・人事マネジメント

基本施策名**28 市民協働・地域コミュニティ**

市民協働・地域コミュニティ	市民活動・市民協働の活性化	市民活動の支援	2811
		市民活動支援センターの機能の充実	2812
		市民自治・協働の推進	2813
	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822
	市民参加機会の充実	市民参加機会の充実	2831

現状と課題

- ・2012年度（平成24年度）に制定した自治基本条例は、本市における最高規範とし、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。
- ・多様化する地域課題や住民ニーズに対応するため、2016年度（平成28年度）に制定した市民参加条例に基づき市民参加の機会の確保・拡大に努め、市民参加によるまちづくりの推進と市民の自主性及び自立性を尊重した活動の支援が求められています。
- ・市民参加に関する制度を活用し、より多くの市民が市の政策等の立案・実施・評価の過程に参加できるよう制度の浸透を図っていく必要があります。
- ・本市では、行政区等が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしています。人口減少、超高齢化により地域づくりの担い手も減少し、つながりが希薄化していく中で、誰もが地域活動や市民活動に関心を持ち、その担い手となるような人材の発掘と育成する環境の整備を進めていく必要があります。
- ・持続性の高い魅力ある地域づくりに向けて、2022年度（令和4年度）から小学校区ごとに「未来寄合」を開催しています。地域課題の解決と行政区の負担軽減につながる新たな地域自治のあり方について市民とともに検討しています。
- ・市民と行政がお互いの責任と役割を担いながら自助・共助・公助による協働のまちづくりをさらに進めていくために、市民同士や地域住民、市民団体、地域コミュニティ間等の連携支援を図るとともに、民間事業者など多様な主体と役割を分かち合っていくマルチパートナーシップの取組を推進していく必要があります。また、市民活動組織の養成や公益的な活動への助成などを継続する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながら自治の担い手としてまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。
- 市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政など、多様な主体が役割を分かれながら連携してまちづくりが進められています。
- 地域住民相互の信頼関係に基づき、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動に参加している市民の割合	18.3% (H30)	17.0%	20.0%	22.0%
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	81.6% (H30)	80.3% (R5)	83.0%	85.0%

施策の内容

(1) 市民活動・市民協働の活性化

個別施策：①市民活動の支援

内容 地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む団体の育成を目的として、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して助成する市民活動助成金制度の充実を図ります。また、広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図るほか、活動に対する相談や助言による幅広い支援に努めます。

個別施策：②市民活動支援センターの機能の充実

内容 市民活動の拠点としてその活動を支援し、情報の収集や発信、交流機会の確保により市民活動の周知と活性化を図るとともに、市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等をつなぐ中間支援を行うなど、市民活動支援センターの機能の充実に努めます。

個別施策：③市民自治・協働の推進

内容 市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民自治と協働のルールなどを定めた自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。また、自治基本条例に基づく住民投票についての検討を行います。

主要事業	◆市民活動支援センター事業 ◆市民活動助成金事業 ◆協働のまちづくり推進事業
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等と協働している市民活動支援センター登録団体の割合	45.7%	39.0%	50.0%	55.0%
自治基本条例を知っている市民の割合	25.6% (H30)	28.2%	30.0%	35.0%

(2) 地域コミュニティの強化

個別施策：①行政区への支援

内容	行政区が取り組む地域の防災・防犯・福祉・保健活動や地域の親睦事業の支援の充実を図るとともに、行政区への加入促進や役員等のなり手不足解消のため、負担軽減を図るなど区の運営を支援します。 また、行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂を地域活動や市民活動の場として有効利用できるよう施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等の支援の充実を図ります。
-----------	--

個別施策：②地域コミュニティ活動の支援

内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組など持続可能な地域づくりを支援します。
-----------	---

主要事業

- ◆区育成補助事業
- ◆地域力活性化支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政区加入率	85.2%	79.0%	85.2%以上	85.2%以上
地域リーダー人材育成のための研修等の受講者数	71人	56人	85人	100人

(3) 市民参加機会の充実

個別施策：①市民参加機会の充実

内容	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会の充実を図ります。また、無作為抽出によるアンケート調査や市民討議会の開催など、多様な市民参加機会を充実し、市民の意向や提案を行政に反映するよう努めます。
主要事業	◆協働のまちづくり推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民参加条例に基づく複数の市民参加の手続の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市市民参加条例

用語の解説

基本施策名**29 平和・共生**

平和・共生	平和行政の推進	平和意識の高揚	2911
		子どもを対象とした平和学習の推進	2912
	男女共同参画社会の推進	計画的な男女共同参画の推進	2921
		ジェンダー平等と多様性の理解促進	2922
	多文化共生・国際交流の推進	多文化共生の推進	2931
		国際交流の推進	2932

現状と課題

- 本市では、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1995年（平成7年）12月に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。この宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策を継続的に展開しています。
- 戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人材が少なくなってきたため、戦争体験を語り継ぐ人材の育成が課題となっています。
- 次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和を願う心を育むため、さらなる啓発活動を実施することが重要となっています。
- 男女共同参画社会の実現に向け、本市においても、男女共同参画基本計画を策定・推進し、市民一人ひとりがともに支え合う調和のとれた社会をめざしています。多様な人材を活用する観点などから女性が活躍できる環境の整備や、性的少数者※1への理解を深めるなど、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を理解し、尊重できる社会の実現に向けた総合的な取組も必要となっています。
- 様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できることから悩みや生きづらさを抱える市民の気持ちに寄り添い、地域でともに支え合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、2025年（令和7年）4月に岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※2を開始しました。
- 2025年（令和7年）4月1日時点で、外国籍市民は3,573人（総人口の7.5%）でお增加傾向にあり、40か国以上の外国籍市民が居住しています。多国籍化の進展に合わせ、構成比にも変化が見られ、かつて半数以上を占めていたブラジル国籍の割合が27.5%に低下する一方、ベトナム国籍が25.0%、ネパール国籍が9.7%と急増しています。本市では、2001年度（平成13年度）から小中学校において「日本語・ポルトガル語適応指導教室」を実施し、外国籍の児童生徒の支援として先進的な取組を行っていますが、今後は多国籍化する外国籍市民との共生を図るため、外国人サポート窓口の充実や生活に役立つ日本語の習得支援等の施策に取り組むことが重要となっています。
- 多文化共生の地域づくりを進めるために、地域における国籍を超えた市民同士の交流や地域の活動、あるいは国際交流団体を通じての活動を支援し、地域を活性化していくことが求められています。

- ・国際交流員が小中学校等で行う交流活動を通じて、児童生徒をはじめ市民の国際理解を促進しています。また、中学生海外派遣事業は、生徒が派遣先でのホームステイや学校訪問を通して、現地での生活や文化を経験する貴重な機会となっています。

施策がめざす将来の姿

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ受け継ぎ、誰もが平和を大切にしています。
- 性別やジェンダー^{※3}などにかかわらず、誰もがその個性を發揮し、活躍することができる社会になっています。
- 市民レベルでの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実し、互いの文化を認め合い、尊重し合いながら、地域社会の一員として共に生きる多文化共生社会が実現しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和活動の推進に満足している市民の割合	85.3% (H30)	86.1% (R5)	87.5%	90.0%
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合	84.1% (H30)	85.8% (R5)	87.5%	90.0%
国際交流や外国籍市民との共生に満足している市民の割合	91.1% (R2)	84.7% (R5)	92.0%	93.0%

施策の内容

(1) 平和行政の推進

個別施策：①平和意識の高揚

内容	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、多様な世代の参加による平和事業を推進します。
----	---

個別施策：②子どもを対象とした平和学習の推進

内容	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学校で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長
----	--

	崎の平和事業に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆平和祈念市民参加事業 ◆小中学生平和祈念派遣事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和事業を一つ以上認知している市民の割合	59.8% (H30)	49.3%	65.0%	70.0%
小中学生平和祈念派遣団員数	14人	14人	14人	14人

(2) 男女共同参画社会の推進

個別施策：①計画的な男女共同参画の推進

内容	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の推進や進捗状況を評価する市民参加の男女共同参画基本計画推進委員会の設置や市民が企画・運営を行う男女共同参画セミナーの開催など、男女共同参画社会の実現に向けた事業に取り組みます。また、女性の声を市政に反映するため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。
-----------	--

個別施策：②ジェンダー平等と多様性の理解促進

内容	家庭や地域生活、社会参加において性別、ジェンダーや性的少数者であることにかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、講座やイベントの開催等、市民の意識の醸成と啓発に努めます。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の的確な運用により、悩みや生きづらさを感じる市民が自分らしく生活できるよう支援を図ります。
-----------	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画基本計画推進事業 ◆男女共同参画普及・啓発事業 ◆パートナーシップ・ファミリーシップ推進事業
-------------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
審議会等への女性登用率	30.8%	37.1%	33.0%	40.0%
男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	195人	119人	300人	300人

(3) 多文化共生・国際交流の推進

個別施策：①多文化共生の推進

内容	外国人サポート窓口の充実、やさしい日本語を活用した情報提供、災害時の支援体制の確保に努めます。また、市民と協力して日本語が話せない外国籍市民が日本語を習得できる機会の提供を図るとともに、国籍等が異なる市民の交流を促進し、相互理解を図り、すべての市民が地域社会の一員として支え合う多文化共生のまちづくりを推進します。 さらに、外国籍市民等の生活を支援するための日本語教室や学習支援を行う岩倉市国際交流協会等の活動を支援します。
----	---

個別施策：②国際交流の推進

内容	小中学校における国際理解教育を推進するために、国際交流員による活動や異文化体験の機会となる中学生海外派遣事業を継続します。また、国際交流を広めるため、多くの市民が参加する国際交流に関するイベントやホームステイなどの国際交流団体の活動を積極的に支援します。
----	---

主要事業

- ◆国際交流事業補助事業
- ◆国際交流員事業
- ◆外国人サポート事業
- ◆初期日本語教育支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
外国人サポート窓口相談件数	4,876 件 (R2.9末時点)	5,443 件	10,500 件	11,000 件

関連する計画・条例

- 岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市特定事業主行動計画（令和7年度～令和11年度）
- 岩倉市子ども未来応援計画（令和7年度～令和11年度）

用語の解説

※1：性的少数者

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、心とからだの性別が一致しない人などの「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

※2：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互

に責任をもって協力することを約束した2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度。また、宣誓する2人に実子または養子を始めとした近親者等の家族がいる場合は、併せてファミリーシップを宣誓することができる。受理証明書等を市役所の窓口に提示することで、パートナーや家族として一部の行政サービスが受けられる。

※3：ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会の男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的な性別のこと。

基本施策名**30 情報発信・情報共有**

情報発信・情報共有	情報発信の充実	広報いわくらの充実	3011
		多様な媒体による広報活動の推進	3012
		シティプロモーションの推進	3013
	広聴の充実	多様な広聴活動の推進	3021
		市民意向の定期的な把握	3022
	情報公開・個人情報保護	情報公開の推進	3031
		個人情報の保護	3032

現状と課題

- ・情報の魅力を増やし、見やすく、探しやすくするため、2015年（平成27年）に広報いわくらを、2016年（平成28年）にはホームページをリニューアルしました。
- ・情報発信手段を充実させてより多くの人にタイムリーに情報を届けるようにするために、市公式フェイスブックやLINEを開設しました。また、2024年（令和6年）からは、ほっと情報メールの配信と連携して、LINEとスマートフォンアプリ「すぐーる」へ情報を配信することが可能となり、市民が利用しやすい方法を選択できるようになりました。
- ・広報紙は市からの情報を伝えるだけでなく、多くの市民が紙面に登場したり制作に関わったりすることで、より親しみのあるものとなるよう、今後も充実を図ります。
- ・本市の魅力や強みを市内外へ発信することで、市民が岩倉への愛着・誇りを持つとともに市外からの移住者を促し、定住人口の増加・持続的な発展につながります。
- ・市制50周年記念事業や2023年度（令和5年度）に開催した「IWAKURA DANCE FES!!!2023」のダンスコンテストステージ、ダンスパフォーマンスパレード及び「東京ディズニーリゾート®40周年スペシャルパレード」の実施を通じて、市民のシビックプライドの醸成とともに、市の魅力を発信しました。
- ・2016年度（平成28年度）から取り組んでいるシティプロモーション事業は、市民の岩倉への愛着の醸成と市外への情報発信を目的として、「いわくらしやすい」というシンボルメッセージとブランドロゴ、市民から集めた「いわくらしやすい109の理由」をもとに、引き続き、本市の特性・独自性を生かしたシティプロモーションを展開し、対外的な魅力発信と合わせ市民のシビックプライド醸成を図り、移住・定住人口の増加につなげていくことが求められています。
- ・情報の取得・発信手段が多様化する中で、双方向でのより迅速・的確な情報提供・共有を行う仕組みづくりが求められています。
- ・直接意見を聞く機会の少ない年齢層からも効率よく意見を聞くことができるような広聴を行う必要があります。

- ・本市では、自治基本条例において、執行機関が保有する情報は市民との共有物であると規定し、積極的な情報公開やインターネット上の公文書目録の公開等により、互いに信頼関係を築きつつ、市民が主人公の市民参加のまちづくりに取り組んでいます。
- ・2018年度（平成30年度）に導入した文書管理システム（電子決裁）の導入により、公文書開示請求された文書の特定が迅速化され、請求者の利便性の向上につながっています。
- ・本市では、2016年度（平成28年度）から二次利用しやすい形式でオープンデータをホームページ等で公開しています。
- ・個人情報については、個人情報の保護に関する法律や情報セキュリティポリシーなどによって、その適正な取扱いが明らかにされており、その徹底に努めています。
- ・開かれた行政、身近な行政の実現のためには、これからも個人情報の適正な取扱いの徹底に努めながら、情報公開の一層の充実を図っていくことが大切です。

施策がめざす将来の姿

- 市民と行政が情報を共有し、活発な意見のやりとりにより、市民の声が反映された市政運営が行われています。
- 市への愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思われるまちになっています。
- 情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われるとともに、市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民の声が反映された市政運営が行われていると思う市民の割合	70.3% (R2)	75.5%	75.0%	80.0%
ずっと住み続けたいと思っている市民の割合	72.4% (H30)	83.7% (R5)	75.0%	90.0%
市政情報の提供に満足している市民の割合	83.5% (H30)	85.2% (R5)	85.0%	90.0%

施策の内容

(1) 情報発信の充実

個別施策：①広報いわくらの充実

内容	手に取って見てみたくなる、かつ、読みやすく親しみやすい広報紙とするため、企画・制作への市民参加を充実させ、また、多くの市民が登場する紙面づくりを行います。
----	---

個別施策：②多様な媒体による広報活動の推進

内容	情報を必要とする人へ、素早く、漏れなく情報が届くようにするために、ホームページやほっと情報メール、SNS、広報いわくら音声版など多様な媒体を活用し、的確な情報発信を行います。
----	---

個別施策：③シティプロモーションの推進

内容	「いわくらしやすい」ブランドロゴや動画等を活用し、市民ぐるみで本市の魅力を発信し、認知度の向上と移住・定住の促進を図ります。
----	--

主要事業	◆広報紙発行事業 ◆ホームページ等管理運営事業 ◆シティプロモーション事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広報いわくらを利用して いる市民の割合	80.3% (H30)	73.7%	83.0%	85.0%
市ホームページを利用して いる市民の割合	25.9% (H30)	41.1%	30.0%	50.0%
ほっと情報メール・市公式SNSの登録人数	5,000人	12,782人	7,000人	15,000人

(2) 広聴の充実

個別施策：①多様な広聴活動の推進

内容	行政区や地域の集まり等に市長や職員が出向くタウンミーティングや広報・市政eモニター等により、より的確な意見把握に努めます。また、幅広い世代から意見を聴くため、「市民の声・私の提案」をはじめ多様な手段で広聴活動を展開します。
----	---

個別施策：②市民意向の定期的な把握

内容	市政への評価・満足度を一定の指標で継続的に把握し、施策に反映させていくため、市民意向調査をはじめとするアンケート調査を定期的に行います。
----	--

主要事業	◆広報・市政eモニター ◆市民の声・私の提案 ◆市民意向調査
------	--------------------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広聴活動に参加した市民の数	785人	929人	1,000人	1,200人

（3）情報公開・個人情報保護

個別施策：①情報公開の推進

内容 ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめとしたわかりやすい方法での行政文書の公開とオープンデータの充実により、積極的な行政情報の提供に努めます。また、市役所の情報サロンを活用し、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。

個別施策：②個人情報の保護

内容 本市が保有する個人情報及び特定個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努め、個人情報保護制度を適切に運用します。

主要事業 ◆情報公開・個人情報保護に関する研修

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
オープンデータの公開データ件数	19件	136件	25件	150件

関連する計画・条例

- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市情報公開条例
- 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

用語の解説

基本施策名**31 行政経営・財政運営**

行政経営・財政運営	計画的な行政運営の推進	行政評価制度による計画的な行政運営の推進	3111
	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	行政改革の継続的な推進	3121
		民間活力の導入	3122
		I C T を活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
		広域行政・広域連携の推進	3124
	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131
	安定した財政運営	市税等の収納率の向上	3141
		受益者負担の適正化	3142
		様々な手法による財源確保	3143
		効果的・効率的な予算執行	3144

現状と課題

- 本市では、自治基本条例において、計画的な市政運営や行政評価の実施を規定し、総合計画の進行管理の役割を持つ行政評価制度の確立、明確な基準に基づく行政評価の実施により、財政計画や予算と連動した総合計画の進行管理を行い、市民サービスに対する満足度を高めていく必要があります。
- 人口減少や超高齢社会の到来と多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、財政需要は高まる一方で、大幅な歳入の増加は見込めない状況の中、共通課題を持つ他自治体との広域的な連携・協力や民間事業者の活力導入を推進して、市民満足度の向上をめざした行政経営を行う必要があります。
- 2011年（平成23年）以降、行政経営の視点からも市民満足度の向上を目指す行政経営プランや行政改革行動計画を策定し、行政改革に取り組んできました。今後も、行政改革に取り組み、より効率的な行政経営を進めることが求められています。
- 2001年度（平成13年度）から住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の発行をワンストップサービス化し、2017年度（平成29年度）からマイナンバー制度を利用して、必要書類の簡素化や手続きのオンライン化を進め、市民サービスの向上を図ってきました。
- 2021年（令和3年）9月にデジタル庁が設置され、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して取組を進めるなか、本市においても、情報セキュリティの確保を図りながら、保健・福祉・教育・生涯学習などあらゆる市民サービスの向上や業務の効率化にA I 等やI C T を活用してデジタル化を推進していく必要があります。

- ・2016年度（平成28年度）に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理方針や再配置における具体的な数値目標を設定しました。この計画をもとに2018年度（平成30年度）に策定した公共施設再配置計画と公共施設長寿命化計画に基づいて、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組んでいく必要があります。
- ・本市の市税は、個人市民税、固定資産税の割合が高く、法人市民税の割合は低くなっています。経済、景気動向の直接的な影響を受けにくい財政基盤ではありますが、市税の中心である個人市民税は、生産年齢人口の減少による市民所得の低減とともに縮小していくことが見込まれるため、収納率の向上や新たな財源などによる自主財源の確保が重要です。
- ・2019年（令和元年）10月の消費税率の改定を踏まえ、公共施設等使用料の見直しを実施しましたが、引き続き、必要なサービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、2024年（令和6年）7月に策定した岩倉市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料・手数料、負担金等の定期的な見直しを行う必要があります。
- ・継続して、事務事業の見直しや選択と集中、市債発行の抑制による市債残高の縮減などの取組により健全で安定した財政運営を進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価制度の的確な運用及び行政改革の推進により効果的・効率的な行政経営が行われています。
- 行政のデジタル化がさらに進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。
- 限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、持続可能で健全な財政運営が行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
計画的・効率的な行政経営が行われていると思う市民の割合	18.3% (R2)	21.4%	26.0%	30.0%
実質公債費比率 ^{※1}	4.0%	4.2%	9.0%以内	9.0%以内
将来負担比率 ^{※2}	26.6%	6.9%	60.0%以内	60.0%以内

施策の内容

(1) 計画的な行政運営の推進

個別施策：①行政評価制度による計画的な行政運営の推進

内容	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るため、外部評価を含めた行政評価制度の的確な運用を図ることによって、P D C A サイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。
主要事業	◆行政評価事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
基本計画目標数値達成率	-	41.5%	100%	100%

(2) 効率的で満足度の高い行政サービスの推進

個別施策：①行政改革の継続的な推進

内容	行政サービスの最適化を図るため、本市の限られた経営資源をより効率的、効果的に活用し、行政改革に取り組みます。行政改革の推進にあたっては、行政改革行動計画に基づき、評価しながら進めます。
----	--

個別施策：②民間活力の導入

内容	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、民間との役割分担の見直しにより、市民サービスの質の向上や業務効率を向上させるため、指定管理者制度、民間の資金やノウハウを活用したP P P / P F I ^{※3} の導入や業務の民間委託、役務提供型ネーミングライツ ^{※4} など、多様な視点から民間活力の導入を図ります。
----	---

個別施策：③I C T を活用した効率的な行政運営と市民サービス

内容	A I 等やI C T の活用により業務の効率化を図るとともに、適切な情報セキュリティを確保しながら、いつでもどこでも簡単に申請や届出等ができるオンライン手續や証明書コンビニ交付サービスなどにより質の高い市民サービスを実現するための環境の整備を推進します。また、デジタルリテラシー ^{※5} の向上のため、デジタルに不慣れな人への支援を行います。
----	--

個別施策：④広域行政・広域連携の推進

内容	広域的な課題に対応するため、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化等の検討を行います。また、本市の行政課題に対応するために、地域の特性を生かし、市民の生活圏や市民ニーズを踏まえた他自治体との連携を推進します。
----	--

主要事業	◆行政改革推進事業 ◆証明書コンビニ交付サービス事業 ◆デジタル化推進事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政改革の達成状況	—	73.68% (R5)	100.0%	100.0%
オンラインでできる手続件数	57件	202件	75件	300件

（3）公共施設等の総合的かつ計画的な管理

個別施策：①公共施設等の総合的かつ計画的な管理

内容	公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な施設改修等を推進していくため、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組むとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。また、大規模な改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。
-----------	--

主要事業

◆公共施設再配置計画・公共施設長寿命化計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共建築物の延床面積	101,528 m ²	102,759 m ²	101,362 m ²	101,369 m ²

（4）安定した財政運営

個別施策：①市税等の収納率の向上

内容	市税等の納付忘れないように口座振替制度の利用拡大を図るとともに、納税者の利便性向上のため多様な収納方法の導入に努めます。
-----------	--

個別施策：②受益者負担の適正化

内容	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。
-----------	---

個別施策：③様々な手法による財源確保

内容	市有財産の有効活用・売却や広告、ふるさといわくら応援寄附金など多様な財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。
-----------	---

個別施策：④効果的・効率的な予算執行

内容	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、将来にも責任ある計画的な予算を編成することとし、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行により健全な財政運営を行います。また、財政に関する情報をわかりやすく公表することにより市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めます。
主要事業	◆ふるさといわくら応援寄附金事業 ◆財政状況の公表

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市税収納率	97.4%	97.5%	98.0%	98.5%
経常収支比率 ^{※6}	86.8%	91.5%	93.0%以内	93.0%以内

関連する計画・条例

- 岩倉市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和38年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市公共施設長寿命化計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市財政状況の公表に関する条例

用語の解説

※1：実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合（本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合）等の公債費に準ずる準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。数値が低いほど良好。

※2：将来負担比率

地方債現在高などから基金などを控除し、将来負担すべき実質的な負債の規模を示した指標。上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合等に係るものも含め、自治体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。数値が低いほど良好。

※3：PPP／PFI

PPP（Public Private Partnership の略）は公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。公共サービスの提供に民間資本や民間ノウハウを活用し、効

率化や公共サービスの向上をめざすもので市場化テストやサウンディング調査等、様々な手法がある。

PFI (Private Finance Initiative の略) は社会資本整備などの公共サービス供給を民間主導型で行うこと。民間の資金とノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行う手法。

※4：役務提供型ネーミングライツ

ネーミングライツ（命名権）契約において、金銭支払いだけでなく、作業などの役務の提供を対価とする契約形態。

※5：デジタルリテラシー

デジタル技術に関する知識や技能を持ち、それを適切に活用できること。単にツールを使いこなすだけでなく、情報を検索・評価したり、セキュリティを管理したり、デジタル環境に適応したりする能力も含まれる。

※6：経常収支比率

人件費や扶助費などの経常的に支出する経費に、市税など経常的に収入される一般財源がどの程度充てられるかを表す指標。数値が低いほど弾力的な財政運営が図れる。

基本施策名**32 組織・人事マネジメント**

組織・人事マネジメント	弾力的な組織体制の構築	行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編	3211
		適切な人員配置	3212
		働き方改革の推進	3213
	職員の能力開発	人材育成の推進	3221
		人事評価制度の適切な運用	3222
		職員研修等の充実	3223

現状と課題

- ・人口減少の進展や人口構造の変化、経済規模の縮小、市民ニーズの多様化など、社会経済環境が急激に変化しており、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなっています。
- ・本市では自治基本条例において、柔軟な組織体制、計画的かつ適正な定員管理及び人材育成について規定しています。
- ・そのような中、効率的な行政サービスを展開していくことができる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりに努めていますが、今後も職員を適切に配置し、組織を活性化していく必要があります。
- ・職員採用については、多様な人材や障がい者の雇用など、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めています。また、2023年度（令和5年度）以降、定年年齢が段階的に引上げられる過程においても、職員の年齢構成の均一化を図るため、計画的な採用を行う必要があります。
- ・地方公務員法等の改正により、2020年度（令和2年度）から会計年度任用職員制度が導入され、従来の嘱託職員及びパート職員等の身分が会計年度任用職員へと統一されました。今後も制度の適切な運用を図っていくことが必要です。
- ・2019年（平成31年）4月に施行された働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の是正が社会的な課題となっており、生産年齢人口が急速に減少する中で、従来の働き方を大きく変える「働き方改革」が国や地方公共団体に求められています。
- ・コロナ禍を経て、働き方改革やワーク・ライフ・バランス※1の取組が進んでいく一方で、必要最小限の職員数で行政運営を効率的に行わなければいけない現状においては、個々の職員が最大限のパフォーマンスを發揮することが求められ、これまで以上に弾力的な組織体制の構築や職員の能力開発をする必要があります。
- ・職員人材育成基本方針（2023年（令和5年）3月改訂）に基づき、職員一人ひとりの能力と意識の向上を図り、市民との信頼関係を築き、市民の視点に立って、未来に向けて「ともに」チャレンジするプロフェッショナルな職員を育成し、職員力、組織力を強化していく必要があります。

- ・地方公務員法の改正により、従来実施してきた目標管理制度を一部修正し、2016年（平成28年）4月から業績評価を、また、従来実施してきた勤務評定をベースに10月から能力評価を実施しており、2023年（令和5年）10月には階層に応じた評価項目及び基準等を定めました。人事評価制度を適切に運用することにより、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 社会的なニーズに対応した柔軟な組織体制と適切な人員配置により、市民サービスが向上しています。
- 職員人材育成基本方針に掲げる職員像であるいわくらを愛し、未来に向けて「とともに」チャレンジするプロフェッショナルな職員が育成され、市民から信頼される組織となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
職員の応対に満足している市民の割合	80.3% (R2)	82.5%	83.0%	85.0%

施策の内容

（1）弾力的な組織体制の構築

個別施策：①行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編

内容	社会情勢の変化や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民が利用しやすい組織づくりを行います。
----	---

個別施策：②適切な人員配置

内容	計画的な職員採用や定員管理に努めるとともに、再任用制度、任期付職員制度などの活用により、適切な人員配置を行います。また、必要に応じて、プロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弹力的に課題解決に取り組みます。
----	--

個別施策：③働き方改革の推進

内容	職員の誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てるよう仕事と生活の調和を図るとともに、多様な働き方を
----	--

	可能とする仕組みを整備することにより、職員の働き方改革を推進します。
主要事業	◆定員管理事業 ◆働き方改革推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民が利用しやすい組織 だと思う市民の割合	78.8% (R2)	91.1%	80.0%	90.0%以上

（2）職員の能力開発

個別施策：①人材育成の推進

内容	職員人材育成基本方針に基づき、職場環境を充実し、人事管理制度及び職員研修と連動した人材育成を推進します。
-----------	--

個別施策：②人事評価制度の適切な運用

内容	職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていくため、人事評価制度の適切な運用を図ります。
-----------	---

個別施策：③職員研修等の充実

内容	職員人材育成基本方針に基づき、意欲と情熱を持って新たな課題に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員を育成するため、職員研修等の最適化を図ります。
-----------	---

主要事業	◆人事評価制度運用事業 ◆職員研修事業
-------------	------------------------

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
研修に対して満足している職員の割合（平均）	87.7%	77.4%	90.0%	95.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市職員人材育成基本方針（令和5年3月改訂）
- 岩倉市職員定員管理計画（令和6年度～令和10年度）
- 岩倉市自治基本条例

用語の解説

※1：ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、長時間労働や仕事中心といった働き方を見直すことにより、仕事を持つ人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方・活動が選択・実現できるようにしていくもの。